

2022年度 第4回町田市障がい者施策推進協議会 次第

2023年2月21日（火）18時30分～20時30分

町田市庁舎 2階 会議室2-2

【1】開会

【2】諮問

- (1) 「町田市障がい者プラン21-26」後期計画の策定に係る検討について
- (2) (仮称) 町田市障がい者差別解消条例の制定に係る検討について

【3】(仮称) 障がい者差別解消条例検討部会の設置

【4】議事

2022年度 各部会の活動報告

【5】報告事項

- (1) 第3回町田市障がい者差別解消条例検討ワーキンググループの活動報告
- (2) ヘルプカードのヘルプマークへの移行について

【6】その他

【7】閉会

送付資料

- 資料1 「町田市障がい者プラン21-26」後期計画の策定に係る検討について
- 資料2 (仮称) 町田市障がい者差別解消条例の制定に係る検討について
- 資料3-1 2022年度 障がい者計画部会の活動報告
- 資料3-2 2022年度 相談支援部会の活動報告
- 資料4-1 第3回町田市障がい者差別解消条例検討ワーキンググループの活動報告
- 資料4-2 「障がいがあることを理由に差別や偏見を受けたと感じる経験の事例アンケート」の集計結果について
- 資料4-3 別冊「障がいがあることを理由に差別や偏見を受けたと感じる経験の事例アンケート」事例集
- 資料4-4 (仮称) 町田市障がい者差別解消条例の骨子（案）
- 資料5 ヘルプカードのヘルプマークへの移行について

次回の協議会について

2023年度 第1回町田市障がい者施策推進協議会
日程：2023年6月頃（未定）

「町田市障がい者プラン 21－26」後期計画の策定に係る検討について

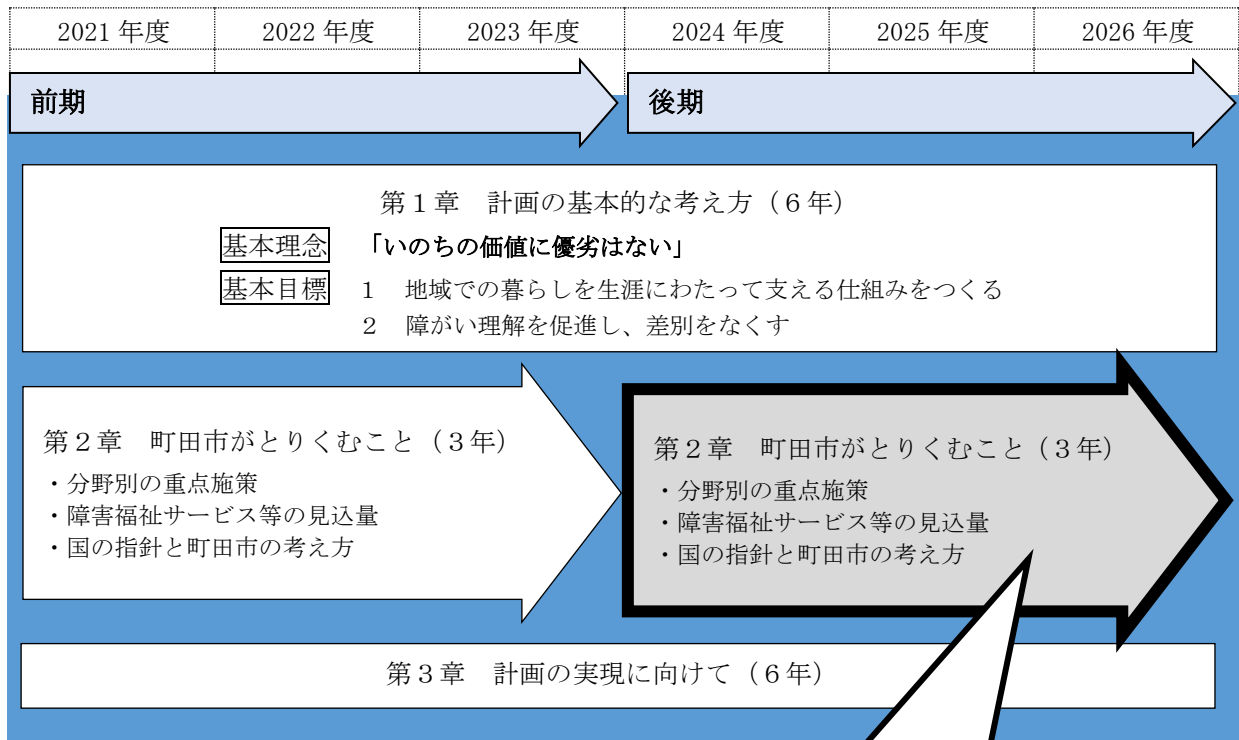
町田市では、本プランに基づき、障がい者施策を推進しています。6ヵ年の計画期間のうち、後半3ヵ年の重点施策や指標を定めるため、後期計画の策定を行います。

1 「町田市障がい者プラン 21－26」の概要と位置付け

本プランは、市における障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第6次町田市障がい者計画」及び「町田市障がい福祉事業計画（第6期計画）」を一体的に策定した計画です。2つの計画は期間が異なることから、2021年度から2023年度を前期、2024年度から2026年度を後期としています。

	町田市障がい者計画	町田市障がい福祉事業計画
法的位置づけ	障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」	障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」
計画の性格	障がいがある人の施策の基本計画	障害福祉サービス、相談支援や地域生活支援事業の提供体制について定める計画
策定の内容	学び、文化、スポーツ、相談、家庭、医療、防災など、障がいがある人の暮らし全般にかかる施策の基本理念や方向性	障害者総合支援法の各種サービス（施設通所、ホームヘルプ、短期入所など）の見込量や評価指標
	分野別の重点施策	
期間	6年間	3年間

2 後期計画の策定について

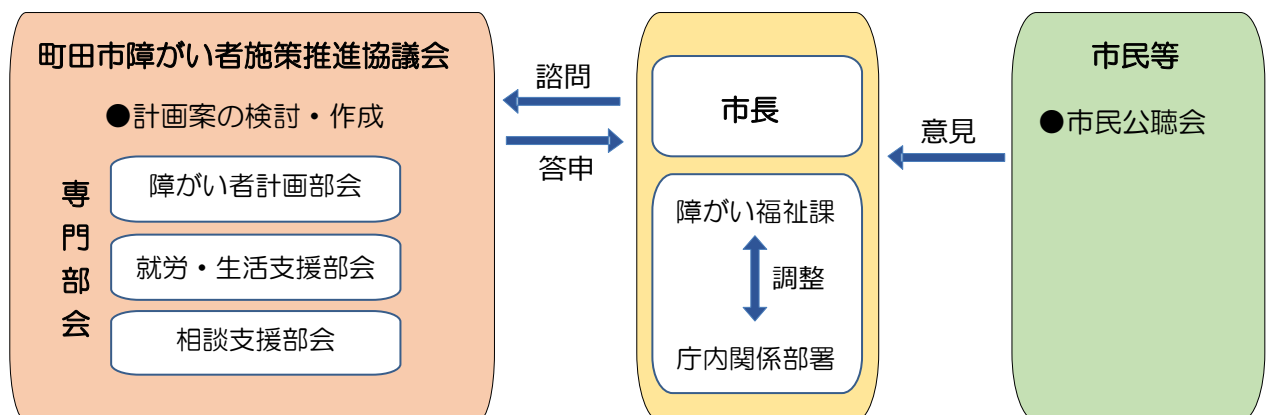


<分野別の課題と施策>

- ・重点施策・・・・・・・・変更
- ・現状と課題・・・・重点施策との整合性をとる部分のみ変更
- ・主なとりくみ・・・・重点施策との整合性をとる部分のみ変更
- ・コラム・・・・・・・・変更
- ・この分野に関係するサービスの見込量・・・・変更

3 後期計画の策定の進め方

<検討体制>



計画策定までのスケジュール

	障がい者施策推進協議会	障がい者計画部会	相談支援部会 就労・生活支援部会	事務局
2023年 2月	計画策定の諮問			
3月				
4月				
5月		第1回（全体会） 2022年度計画実績振返り	第1回 2022年度計画実績振返り	
6月	第1回 2022年度計画実績振返り	第2回 2022年度計画実績振返り 等		
7月		第3回 公聴会用素案の検討（見込量等） 第4回 公聴会用素案の検討（重点施策等）		
8月	第2回 公聴会用素案の検討	第5回 公聴会用素案の検討（見込量等）	第2回 公聴会用素案の検討	
9月		第6回 公聴会用素案の検討（重点施策等）		
10月				
11月	第3回 公聴会用素案の検討			
12月				市民公聴会 （12～1月）
2024年 1月	第4回 答申計画案の承認	第7回 答申計画案の作成		
2月	答申		第3回	
3月				策定

(仮称) 障がい者差別解消条例の制定に係る検討について

町田市では、1998年に定めた「いのちの価値に優劣はない」という基本理念のもと、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するため「町田市障がい者プラン21－26」を策定しました。このプランでは、「障がい者差別解消の推進に関する条例」の制定を重点施策の一つとして掲げており、2023年度の条例制定に向けて検討を進めています。

1 条例制定の目的

すべての人が、障がいの有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し、共に生きる社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、条例を制定します。

2 国・都の動向

2016年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が、2018年10月には「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」が施行され、東京都内では、事業者の合理的配慮の提供が義務化されるなど、障がい者差別の解消に向けた法整備が進められてきました。

3 条例制定の背景

「町田市障がい者プラン21－26」を策定するにあたり、2019年度に障がいがある人を対象とした実態調査を行いました。調査に回答した人のうち、半数近い44.7%の人が差別や偏見を受けたことがあると回答がありました。また、2022年度には障がい者に対する差別事例を把握するために、障がい者団体等21団体にアンケート調査を行いました。そのうち15団体にはアンケート回収時にヒアリングも行い、552人から618件の差別事例の回答がありました。これらのことから、市独自の条例制定など障がい者差別の解消に向けた取り組みの推進が求められています。

4 取り組み状況

2021年度の取り組みとして、条例の内容や検討体制を参考にするため、他の自治体の条例について調査を開始しました。2022年度は市長の附属機関である「町田市障がい者施策推進協議会」の委員等で構成する「障がい者差別解消条例検討ワーキンググループ」を設置し、条例の内容に関する検討を行いました。また、障がい者に対する差別事例を把握するため、障がい者団体等へアンケート調査及びヒアリングを行いました。

5 条例の検討体制

「町田市障がい者施策推進協議会」に「(仮称) 障がい者差別解消条例検討部会」を設置し、検討を進めていく予定です。部会は、協議会及び他の部会委員からの選出の他、障がいがある人をはじめ、事業者や学識経験者等の方で構成します。様々な立場からの意見を伺いながら、検討を進めます。

(仮称)障がい者差別解消条例検討部会の設置について

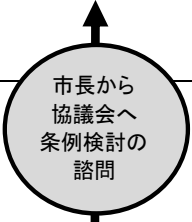
● 設置目的

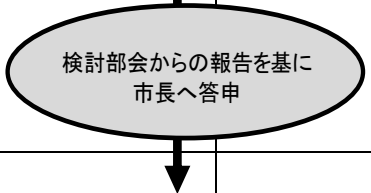
障がい者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例を制定するにあたって、障がい当事者や関連団体、教育機関や学識経験者等、幅広い方々の意見を反映させるため。

● 委員構成

15名以内

● 条例制定までのスケジュール

実施主体	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
障がい者施策推進協議会	第4回協議会 (2/21)				第1回協議会 (6月下旬)		第2回協議会 (未定)	
(仮称)障がい者差別解消条例検討部会	 市長から協議会へ 条例検討の 諮問		第1回検討部会 (4月下旬)	第2回検討部会 (5月下旬)		第3回検討部会 (7月上旬)		 パブリックコメント 実施
事務局	諮問(条例検討)	検討部会委員 委嘱手続き						

実施主体	10月	11月	12月	2024年1月	2月	3月	4月
障がい者施策推進協議会	 条例素案の報告	第3回協議会 (未定)		第4回協議会 (未定)			
(仮称)障がい者差別解消条例検討部会	第4回検討部会 (10月中旬)	答申(条例素案)		第5回検討部会 (1月下旬～2月上旬)			 条例施行 2024.4.1
事務局	パブリックコメントの 結果を踏まえた 最終検討	 検討部会からの報告を基に 市長へ答申				議会へ上程  議会で可決	

2022年度 障がい者計画部会の活動報告

1 障がい者計画部会の目的と開催経過

<目的>

「障がい者計画」及び「障がい福祉事業計画」※ の検討、進行管理等を行うこと。

※「第6次町田市障がい者計画」及び「障がい福祉事業計画（第6期計画）」が一体となった計画が、「町田市障がい者プラン21－26」です。

<開催>

2022年5月23日、8月4日、12月20日の計3回部会を開催。

2 会議の内容

(1) 町田市障がい者プラン21－26（重点施策）の2021年度実績の振り返りについて
第1回の部会で、「町田市障がい者プラン21－26」の重点施策の振り返りを行った。
地域生活支援拠点等の今後の方向性や、日中活動の場の確保方策の好事例集の活用方法、
孤立障がい者支援の具体的事例などに関して意見が出された。

(2) 町田市障がい福祉事業計画（第6期計画）の2021年度実績の振り返りについて
第2回の部会で、「町田市障がい福祉事業計画（第6期計画）」の振り返りを行った。訪
問入浴サービスの市事業への移管や、緊急一時保護の利用可能日数、手話通訳者派遣事業
などに関して意見が出された。

(3) 町田市障がい者プラン21－26（重点施策）の2022年度上半期中間報告
第3回の部会で、「町田市障がい者プラン21－26」の重点施策について、2022
年度上半期（9月末時点）までの中間報告を行った。障がい者差別解消条例制定に向けた
アンケート調査や就労の実態調査、計画の目標値の設定方法などに関して意見が出された。

3 今年度の成果

上記2の具体的な意見に加え、重点施策においては、2021年度は検討中、2022年度
は実施予定の事業が多かったため、今後の展開に期待する声や、「実施したその先も見据えて
ほしい」といった意見が出された。

11月の委員改選によって、約半数が新規委員となった。「町田市障がい者プラン21－26」
の概要のほか、日々の暮らし・活動と本計画との関係性について、具体的な事例を出し
ながら改めて丁寧に確認し、理解を深めることができた。また、新たな委員の目線で、計画
を読んで感じたこと、改善を望むこと、計画に取り入れてほしいこと等の意見が出された。

4 その他

2023年度の障がい者計画部会は計7回開催予定（うち3回は作業部会）。

- ・「町田市障がい者プラン21－26」の2022年度実績の振り返りを行う。
- ・「町田市障がい者プラン21－26」の後期計画（2024～2026年度の重点施策、
町田市障がい福祉事業計画（第7期計画）部分）の検討を行う。

町田市障がい者プラン21-26 重点施策における
2022年度目標値・進捗状況についての障がい者計画部会からの意見

NO	資料 ページ	分野	事業名	所管課	意見の内容	意見に対する回答
1					障がい者計画と障がい福祉事業計画でそれぞれ計画期間が異なるが、重点施策はどちらの計画に属するかによって期間が異なるという認識でよいのか。	この重点施策はこちらの計画、というように、きれいに分けられるものではなく、二つの計画が絡み合っていてきています。したがって、一旦3年間の目標値を立て、プランの中の障がい福祉事業計画の後期計画を策定する際に、各重点施策について、後期3年間も継続するのか、新しい重点施策を設けるのか等を検討していきます。
2					全体的に目標値が数値化されていないものが多いが、中間報告では数値が出ているものが多い。目標はできるだけ数値化した方が評価がしやすいのではないか。	後期計画については、目標値を可能な限り数値化できるよう検討します。
3					お店に行ったときに、自分が欲しかったものと異なるものを店員から案内され、結局買うことができなかったことがある。	ご意見として伺います。
4					8050問題により、グループホームの入居希望者は多いが、町田市のグループホームは費用が高く、相模原市や座間市などの市外を検討する人も多い。もっと市外の情報を町田市で流してもらいたい。	ご意見として伺います。
5	P7	3 日中活動・働くこと	障がいがある人の就労に関する実態調査	障がい福祉課	調査の結果を共有してほしい。	就労支援センター利用者からの回答は現在集計中ですが、企業に対するアンケート調査は集計済みです。結果を見ると、障がいがある方の雇用後の仕事の創出に課題を感じている企業が多いことがわかりました。11月以降、保育園や病院、不動産会社等を訪問し、障がい者雇用に関する取組内容や課題についてヒアリングを行っています。アンケート調査結果とヒアリング結果は労・生活支援部会を通じてまとめ、最終的には部会員の方へも情報共有いたします。
6	P12	6 保健・医療のこと	医療機関に対する障害者差別解消法の周知	保健所 保健総務課	町田の丘学園の保護者の中でも、医療機関での障がい当事者への理解が足りないという声をよく耳にする。目標値がすべて「実施」となっていて、確かに数値化するのは難しいのだと思うが、当事者の方や保護者の方の声を拾い上げるような機会はあるのか。	当事者や保護者の方の声を拾い上げについては、障がい者差別解消条例の検討に際して今年度実施した「障がいがあることを理由に差別や偏見を受けたと感じる経験の事例アンケート」において、医療機関を含む様々な生活場面の差別事例を収集することができています。今後、条例の制定によって、どのようにしていくのか見極めていきたいと思います。
7	P13 P18	7 情報アクセシビリティのこと 10 行政サービスのこと			重点施策13や18など、聴覚障がいに対する施策はあるが、知的障がいの方も、市役所や外の施設からの書類の内容が分からず困っている。知的障がいについても後期計画では盛り込んでほしい。	ご意見として伺います。
8	P14	7 情報アクセシビリティのこと	市からの情報発信のバリアフリー化推進事業	福祉総務課	「障がい者サービスガイドブック」のフォーマット等が10年前から全く変わっていない。当事者が見てもわかるような工夫をしてほしいし、そういった点を含めて、情報のバリアフリー化がもっと進んでほしい。	ご意見として伺います。
9	P17	9 差別をなくすこと・権利を守ること	障がい者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例制定	障がい福祉課	ヒアリングやアンケート調査の結果を共有してほしい。	1月23日に開催予定の第3回町田市障がい者差別解消条例ワーキンググループでいただいたご意見を反映した後、第4回の協議会で調査結果を報告する予定です。
10	P17	9 差別をなくすこと・権利を守ること	障がい者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例制定	障がい福祉課	アンケート調査では、回答された差別事例が起こった時期が分かるように集計してほしい。	調査票に差別事例の時期に関する回答項目はなく、自由記述としていたため、発生時期の記載がない事例も多くあります。時期がわかるものについては、集計の際に記載するように対応します。

2022年度 相談支援部会の活動報告

1. 相談支援部会の目的と開催経過

<目的>

- ・相談支援事業のネットワークづくり、及びそれぞれの事例の問題解決に向けたシステムづくりを検討していく。
- ・町田市の相談支援の現状を踏まえ、町田市としての相談支援のあり方や問題点を把握し、検討を深めていく。

【特に今年度の目的】

- ・町田市障がい者プラン 21-26 重点施策3の地域生活支援拠点等の設置に向けてより良い方策を検討する。
- ・「緊急時予防・対応プラン」の作成と運用について検討する。
- ・地域の体制づくりの基礎となる情報として、地域障がい者支援センターが開催するネットワーク会議の内容を収集し、課題を抽出する。

<開催>

2022年5月31日、8月23日、2023年1月24日に部会を開催した。また、3つの課題を深めるために10月18日、12月16日に作業部会を開催した。

2. 会議の内容

(1) 第6次町田市障がい者計画・町田市障がい福祉事業計画（第6計画）について

2021年度実績のうち主に相談に関わる内容について、障がい者支援センター、相談支援事業所、社会福祉協議会等の立場から意見をいただいた。

(2) 町田市障がい者プラン 21-26 について

重点施策3「地域生活支援拠点等が有する機能の充実」について、今年度中の指定を目指して、相談支援部会としてもそのあり方について検討した。

(3) 地域生活支援拠点について

一昨年度、地域生活支援拠点の目的を下記の通り確認した。

「障がい者の地域での暮らしを生涯にわたって支える仕組みをつくる」

- ① 安心して地域で生活するために、緊急時の支援体制が円滑となる体制を整える
- ② 障がい者が住み慣れた地域で暮らすために、障がい者支援センターが中核となり地域で連携して支援できる体制を整える

上記を受けて2022年度は、地域生活支援拠点の居住支援のための5つの機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門性的人材の確保・養成、地域の体制づくり）のうち、前年度の議論を踏まえて、特に、「緊急時の受入れ・対応」と「地域の体制づくり」について検討を行った。

「緊急時の受入れ・対応」については、具体的に「緊急時予防・対応プラン」の内容とフォーマットの検討を行った。そのために作業部会を2回開催した。検討した内容を今後「町田

市障がい者・児相談支援指針」に掲載し、相談支援事業所等に周知すべく、ブラッシュアップを行いたい。

「地域の体制づくり」については、相談支援部会に市内で取り組まれている関連会議(支援センター連絡会、相談支援事業所連絡会、等)の情報が入るよう、必ず部会員の誰かが参加し、部会に報告・共有する仕組みづくりを検討し、実施した。上記連絡会の他、各障がい者支援センターが開催した「障がい者支援センターネットワーク会議」についても報告を受けた。

また、今後市内の事業所に地域生活支援拠点指定することについて、具体的な検討をおこなった。

3. 2022 年度の成果

- ①「緊急時の予防・対応プラン」について、具体的な検討を行った。
- ②「地域の体制づくり」について、障がい者支援センターネットワーク会議や、地域や市内で開催されている障がい福祉関連の会議の様子を相談支援部会で共有し、課題を集約することができた。施策推進協議会に提案できるよう整理を行いたい。
- ③「5 か所の支援センターを中心とした面的整備」((仮)町田丸ごとネットワーク)のイメージを作り、共有した。障がい者施策推進協議会にもイメージの共有を図りたい。

4. その他

2023 年度は3回開催予定。「緊急時の予防・対応プラン」を完成させ、現場に周知、実施していきたい。

また 2023 年度からは少なくとも 5 か所の相談支援事業所が拠点の指定を取って動き始めるため、地域体制強化共同支援の報告書の最初の受け皿を相談支援部会が担っていくことが確認された。

また地域生活支援拠点の面的整備の相談支援の強化と地域の体制づくりに関して議論を深めたい。

5. 協議会で検討したいこと

- ①「5 か所の支援センターを中心とした面的整備」((仮)町田丸ごとネットワーク)のイメージの共有(別紙①)
- ②拠点機能の受け皿について(別紙②)
 - ・個別事例から地域課題として吸い上げていく道筋をどのように作っていくか。
 - 拠点の指定を受けた各事業所や、地域の合議体から上がってきた課題を相談支援部会で議論したのち、協議会にどのように上げていくか。
 - e x. 今年度も、「児童の相談支援の場所の不足」「コロナ禍で居宅介護事業所が派遣を断るケース」等、地域課題につなげたい事例がいくつか出された。それらの検討の場を、協議会としてどのように作っていくか。
 - ・人材育成、体験の場をどのように実現していくか

【 町田市における地域生活支援拠点 について】

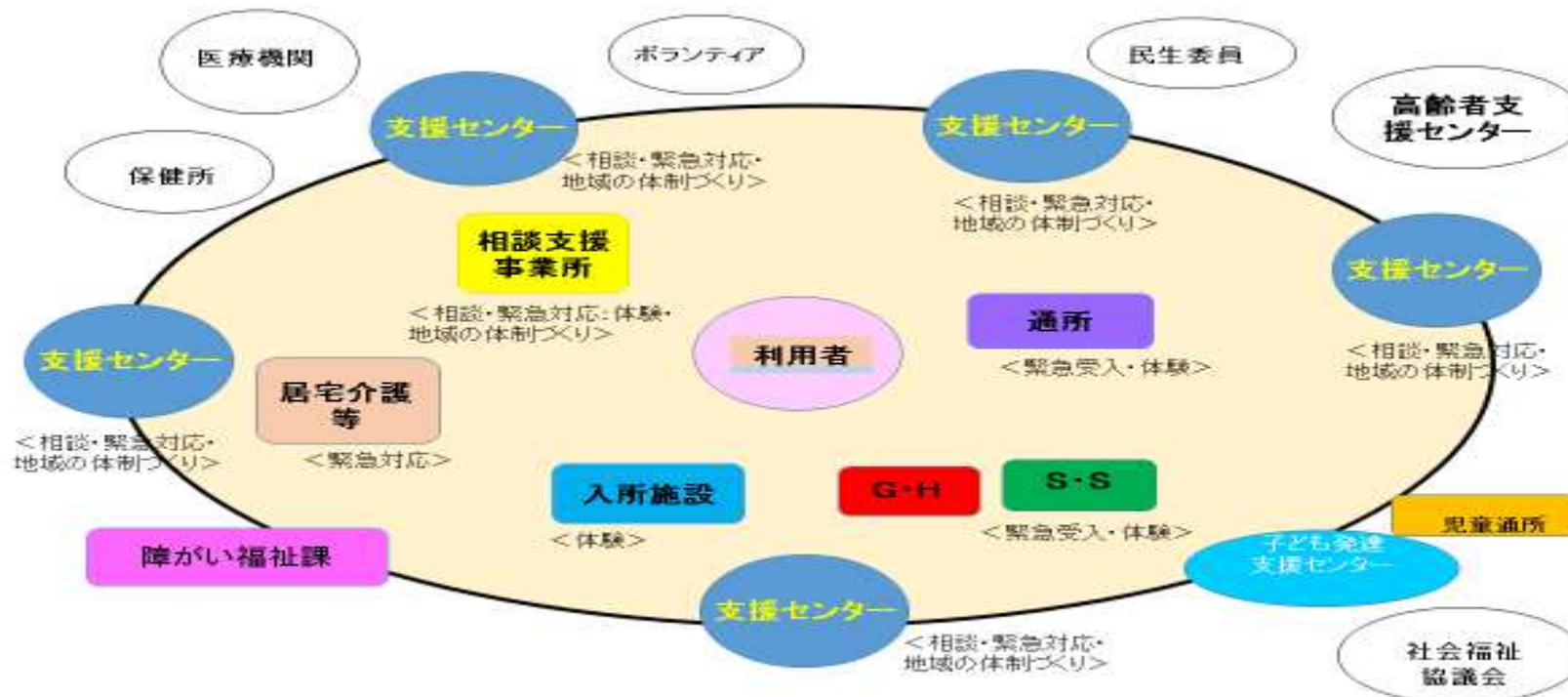
1 「町田市の考え方」

町田市では障がい者計画、障がい福祉事業計画に基づき、障がい福祉サービスの提供体制の整備が進められ各所と連携し、地域で障がいのある方を支えるための支援を行ってきた。また 2015 年度からは、市内 5 地域に「障がい者支援センター」を設置し、より身近な地域で支援を行うことが出来るよう体制強化を図ってきた。しかし、障がい者の高齢化や重度化、「親亡き後」や障がい者の孤立化の問題など、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるためには、さらなる支援体制の整備が求められている。

地域生活支援拠点とは、障がいのある方を地域全体で支えるサービス提供体制の構築であり、町田市における地域支援拠点は、町田市の特徴である 5 つの地域障がい者支援センターが中心となって、市内の計画相談支援事業所等既存の様々な障がい福祉サービスや社会資源が役割を持ち、連携してネットワーク型「面的整備型」で整備していく。

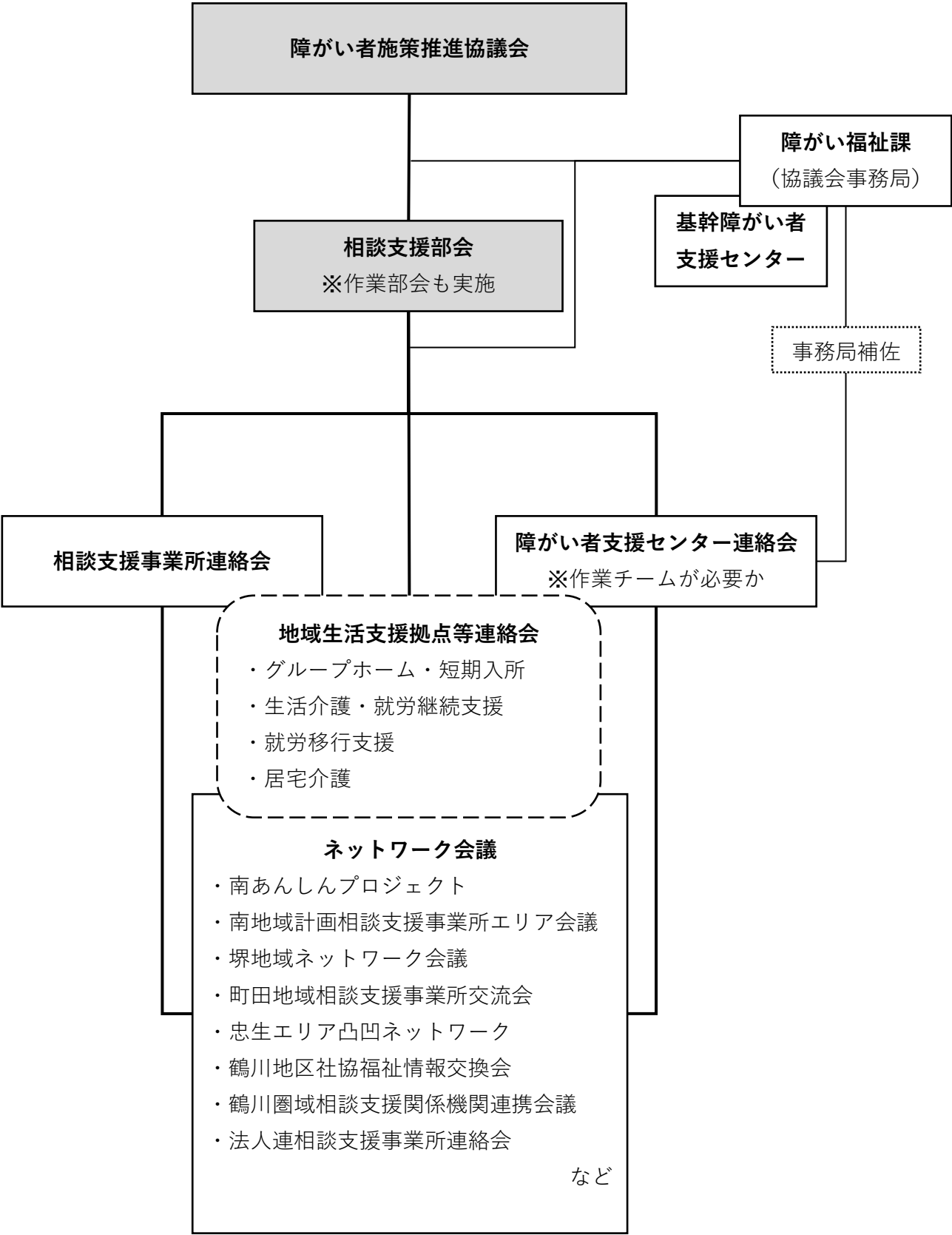
【目 標】 全ての障がいのある方の意思決定を基に、地域での暮らしや希望、願い、夢を生涯にわたって支える仕組みをつくる

2 町田市の地域生活支援拠点【(仮) 町田まるとネットワーク】



	機能	町田市の現状	今後の取り組み
① 相談	障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他の必要な支援を行う	○障がい福祉課 ○地域障がい者支援センター ○指定特定相談支援事業所 ○指定一般相談支援事業所 ○子ども発達支援センター	○緊急時の対応を未然に防ぐ。 ○緊急時の支援が円滑にできる体制を整える。 ○相談機関の役割やツールの普及 ○緊急時の受け入れ体制を整える。
② 緊急時の受入れ・対応	短期入所を活用し緊急受け入れ体制等確保した上で、介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の対応を行う機能	◆対応○相談支援事業所 ○地域障がい者支援センター ＜土日祝日の緊急案件については○障がい福祉課＞ ◆受入れ○短期入所事業所 ○共同生活援助 ○緊急一時保護事業（知的・身体・重度心身） ○さるびあホーム（精神） ○医療機関 ○らら、ひまつぶし	
③ 体験の機会・場の提供	共同生活援助等の障がい福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能	○共同生活援助○短期入所事業所○宿泊型自立訓練 ○日中活動系サービスの体験 ○さるびあホーム(精)○とりあえずの家（身）	○体験の場の確保を促していく
④ 専門的人材の確保・育成	医療的ケアや行動障害、重度化した障がい者に対して専門的な対応を行うことができる体制の確保や専門的な人材の養成を行う機能	○地域障がい者支援センター研修 ○相談支援事業所との連絡会および研修会の実施	○地域がどのような専門性を求めているのか、どのような体制が必要かの検討
⑤ 地域の体制づくり	地域の様々なニーズに対応できるサービスの提供体制の確保や社会資源の連携体制の構築等を行う機能	○事業所等のネットワーク会議 ○施策推進協議会 ○地区協議会、地域ケア会議等地域のネットワーク ○ほっとプラン	○各会議の関係性や課題を吸上げの仕組みの見える化 ○地域で必要な連携体制の具体化 ○地域で相談につながらない人が相談につながる仕組みづくり

地域生活支援拠点整備の課題解決に向けた協議の場（案）



地域生活支援拠点整備を進めるための課題整理と解決に向けて

機能	課題 「事例報告および地域課題整理シート」「ネットワーク会議報告書」	目標 ※いつまでに達成するのかを書く必要がある			課題解決に向けて ※どの場(会議体)で解決を図るのか
		①	②	③	
相談	支援困難事例の解決に向けた相談や検討の場が不足している(十分に活用されていない、十分に機能していない) ＜人材の確保・養成、体制づくり＞	定例の「相談・検討の場」が身近にある	地域全体の相談支援事業所やサービス提供事業所が定例の「相談・検討の場」を認識して活用している	相談支援専門員(支援者)が定例の「相談・検討の場」のネットワークを活用して、相談者(利用者)の希望実現や課題解決を図る支援チームを迅速につくっている	<u>SC連絡会⇄相談支援部会</u> ◆既存の「相談・検討の場」の活用と拡充の計画検討 ・「相談・検討の場」の機能の整理 例)課題解決サポート 情報交換(社会資源、支援ノウハウ、研修等の情報) 地域課題発信 ・「相談・検討の場」とSC連絡会、相談支援部会の連結 ◆支援困難事例の定義の整理と低減させる取り組みの検討 定義の例)支援利用の動機がない(困っていない) 支援関係づくり困難 ニーズに充足に必要な社会資源不足 ◎支援力・地域の力が向上すれば徐々に範囲が狭まる ⇒人材育成
	緊急事態を予防する相談・支援の実施が十分でない(促進する環境が整っていない) ＜体験の機会＞	緊急事態予防(自立生活実現)の視点を入れたサービス等利用計画等のプランが作成されている (数値目標:障害福祉サービス利用者の〇〇%)	緊急事態予防(自立生活実現)の視点を入れたサービス等利用計画が作成され、計画に基づいた備えがされている (数値目標:障害福祉サービス利用者の〇〇%)	個別避難計画が作成されている 計画に基づいて訓練(シミュレーション)を実施し計画が更新されている (数値目標:障害福祉サービス利用者および当該計画対象者の〇〇%)	<u>SC連絡会⇄相談支援部会</u> ◆相談支援事業所、SC、基幹センター、行政の役割整理 ◆指定相談支援事業所連絡会の機能強化計画検討 ・指定相談支援事業所連絡会に期待する役割 ・役割に関する指定相談支援事業所連絡会での合意形成 ・相談支援事業所、SC、基幹センター、行政の役割共有 <u>指定相談支援事業所連絡会</u> ◆事例報告・検討の継続(学習会) ・緊急事態予防、緊急時対応をテーマとした事例報告と意見交換 ・緊急事態予防、緊急時対応における相談支援事業所、SC基幹センターの連携 ※相談支援部会で検討中の「緊急時対応の流れ」を使用
	障がいのある児童の支援をする際の関係機関との連携が難しい (子ども発達センター、子ども家庭支援センター、児童相談所) ＜体制づくり＞	連携が必要な事例の個別支援会議を開催し、家庭全体への支援をするための方針検討と役割分担が迅速に行われている	相互に役割が理解され、家庭への支援の導入や支援方針検討、役割分担が円滑に行われている		<u>SC連絡会⇄相談支援部会</u> ◆連携を促進するための方策検討 ・事例報告・検討 ・連携を阻害する要因と促進する要因の理解 ・こどもマスタープランと障がい者プランの連動 ※教育センター複合化計画の理解
	障がい者支援センターの守備範囲外と思われるが個別には必要な支援がある	実績を可視化して連携が可能な社会資源情報が共有されている 例) ・労働問題 ・ペットの保護	制度の狭間を埋める支援をするための情報交換と支援チームづくりが行われている		<u>SC連絡会⇄相談支援部会</u> ◆制度の狭間を埋めるための取り組み検討 ・「相談・検討の場」の活用 ・地域全体の支援力向上を目的としてSC対応要件整理 ・福祉分野以外にも含めた関係機関連携 ・重層的支援体制整備 ・基幹センター、SCの役割整理をする 例)SC:課題の発信と解決の実践、 基幹:課題解決のための協議の場づくり、庁内連携

緊急時の 受け入れ・ 対応	緊急時対応の標準化がされていない(緊急対応をできる事業所が増えない) ＜相談、体制づくり＞	基幹センター、SC、一部の相談支援事業所で「緊急時対応の流れ」を使用した緊急時対応を試行的に実施している	緊急時対応に有効なツールが示されている(生活状況調査書、緊急受け入れ可能な短期入所一覧など) 相談支援事業所が「緊急時対応の流れ」を使用して契約している利用者の緊急時対応を行っている	緊急時対応⇒サービス等利用計画の更新⇒緊急時予防(希望する生活の実現)の実践の好循環が地域全体で生まれている 高リスクだが計画相談支援等の利用による備えができない家庭を見守る仕組みがある	相談支援部会 ◆緊急時対応・予防プランの運用開始に向けた検討 ・緊急時の定義の整理 ・緊急時対応のツール ・緊急時対応の流れVer.1を完成 ・緊急時予防プランとサービス等利用計画の連動 ・SC連絡会、相談支援事業所連絡会等での周知 ・運用状況の評価 相談支援事業所連絡会⇄SC連絡会⇄相談支援部会 ◆事例を通した「緊急時対応の流れ」の運用改善検討 ・基幹センター、SC、相談支援事業所の役割整理 ・相談支援事業所の体制強化 地域生活支援拠点指定(加算対象) ※行政と基幹センターの違い ◆緊急時予防対応プランの改善に向けた検討
体験の機会・場	十分なアセスメントを経ないグループホーム等のサービス利用開始により不適応をおこす事例が多い ＜人材の確保・養成＞	サービス等利用計画等のプランに基づいて体験の機会が活用され有効なアセスメントが行われている	アセスメント能力が備わっている多様な体験の場がある	サービス等利用計画に基づいた計画的な体験の場の利用が地域全体で行われている	SC連絡会 ・SCが主催するネットワーク会議をグループホーム等の支援力向上に活用することを検討する(好事例の共有) ※グループホーム等の事業所連絡会の立ち上げ ・グループホーム体験利用などの制度を当事者・家族・事業者への周知、啓発方法の検討
専門的人材の確保・養成	相談支援事業所の支援力向上を支える仕組みづくり ＜体制づくり＞	事業所が活用できる研修の情報が発信されている(定例の「相談・検討の場」の活用)	事業所間の人材交流があり相互に支援力を高め合っている 高齢者福祉分野と共通のニーズがある研修を協働で開催している	地域の人材育成ニーズ(多様な障がい特性)に対応した研修を企画する場があり、計画的に研修を開催している	SC連絡会⇄相談支援部会 ◆地域で人材確保・育成するための体制の検討 ・人材確保・人材育成のニーズ調査 ・行政、基幹センター、SCの役割整理 ・各種事業所連絡会組織の活用可能性 ・高齢者福祉分野(町プロ)との協働の可能性 ◆人材確保・育成を重点的に協議する会議体設置提案
	グループホームの支援力向上を支える仕組みづくり ＜体制づくり＞				
	就労移行支援事業所の支援力向上 (事業者満足が中心になっていないか)	十分なアセスメントを経て利用を開始している アセスメントに基づいた支援計画を作成し支援を開始している	就労移行支援事業所連絡会で事例検討が行われている		就職率、就職後定着率の把握 ※就労・生活支援センターの役割？
	地域課題に対して解決に向けた協議の場が少ない	地域課題が分類され対応した協議の場が設けられている			相談支援部会 ◆地域課題に対応した解決協議の場の設置提案 例)人材育成部会 障がい児支援部会
	家庭への支援を円滑に連携して実施する体制づくり (障がいのある親と子、高齢の親と障がいのある子など) ＜相談＞	好連携事例の共有やニーズに応じた支援チームづくりの相談をする場がある	家庭への支援を多機関が連携して共通の方針で実施する風土(それが当たり前)があり、ニーズに応じて迅速に支援チームがつくられている		SC連絡会⇄相談支援部会 ◆高齢者福祉や子ども福祉と連携した解決を図ることのできる環境づくりの検討 ・福祉分野を越えた相互理解の場 障がい特性、支援の考え方、サービス(支給基準) ・事例検討
	重症心身障害児・者の生活を支える社会資源不足 ＜人材の確保・養成＞	障がいの特性によって多様なニーズがあることを踏まえ、どのような社会資源がどれくらい不足しているか把握されている。		障がい者プランに整備計画が具体的(定性・定量)に記載され進捗管理されている	SC連絡会⇄相談支援部会 ・不足する社会資源の実態調査を検討する ・障がい者プランへの提案 ※軽度は必要ないのか

地域の体制づくり	発達の遅れや障がいのある子どもの切れ目のない支援を実施する体制づくり ＜相談＞			「療育記録ノート」が地域全体で活用されている ・本人、保護者、支援者で共有 ・ライフステージの変化に対応して情報と支援が引き継がれている	SC・子発連絡会 ・事例報告と地域課題整理の議論 切れ目のない支援が実施されている状態とは
	権利擁護支援の体制強化 ＜相談＞	好事例が共有されている			SC連絡会⇒権利擁護支援等検討委員会 ・事例を通した課題の整理と解決策検討
	退院後に向けた支援チームの準備が十分にできないまま退院 ＜相談＞	医療と福祉で課題を共有する場が定例で設けられ解決に向けた協議がさされている	入院中からの支援チームづくりが標準化されている		SC連絡会⇄にも包括協議の場 ・医療と介護の連携支援センターと課題共有および解決に向けた取り組みを検討 ・障がい者福祉懇談会等の学習会を活用 ・事例を通した精神障がい者地域移行・地域定着支援の課題整理と解決策検討
	介護保険サービスと障害福祉サービスの使い分け、併用（若年性認知症の方に合ったサービス） ＜相談＞	高齢者支援センターや居宅介護支援事業所（ケアマネ）と課題が共有されている	高齢者支援センターや居宅介護支援事業所（ケアマネ）と課題が共有され、制度等に関する共通理解を土台に解決が図られている	共生型サービスの必要性、有効性が共有され障がい者プランに整備計画が記載されている	SC連絡会⇄相談支援部会 ◆高齢者福祉と連携した解決を図ることのできる環境づくり ・町プロへの参加検討 ・共生型サービスの調査、研究
	住所地特例適用事例、住民票所在地と居住地の相違がある事例など自治体間調整が必要な場合の難しさ	行政、基幹センター、SCの役割が可視化されている			
	高リスクで福祉サービス等の利用動機がない家庭の見守り体制 ＜緊急時対応、相談＞	好事例が共有されている ・高リスク家庭（ニーズ）の把握⇒見守りチームづくり⇒家庭との関係づくり⇒社会資源活用	好事例の支援ノウハウが地域全体に広がり活用されている	個人情報保護を遵守したうえで地域住民や警察等と連携した支援をする仕組みができています	
	障害福祉サービスの支給基準を超えた利用の相談への対応	事業所と支給基準を共有し、例外的な利用が必要な個別の相談をしている			

第 3 回町田市障がい者差別解消条例検討ワーキンググループの活動報告

※以下、町田市障がい者差別解消条例検討ワーキンググループを WG と表記する。

1. 「障がいがあることを理由に差別や偏見を受けたと感じる経験の事例アンケート」集計結果について

● アンケート集計結果

障がい者、家族、支援者を対象に、障がい当事者の団体、障がい児者親の会、障がい者福祉施設、特別支援学校など 21 の代表団体を対象に、552 名から回答をいただき、618 件の事例を収集することができました。詳細は、資料 4-2, 4-3 をご参照ください。

● 委員からの代表的な意見

- ・ 最近の出来事だけでなく、数十年前の出来事の回答もあることから、差別や偏見を受けたことはどれだけ時間が経っても心に残り続けるのだということがわかる。そのことを広く伝えるという意味で、良い事例集ができたと思う。
- ・ 今後は、差別事例の収集だけでなく、それがどのように改善されたかについても調査する必要がある。

等

2. 「(仮称) 町田市障がい者差別解消条例」の骨子(案)について

● 会議内容

今年度の目標である条例骨子(案)作成に向けた最終検討を行いました。条例の具体的内容については、いただいたご意見を参考にしながら、来年度の検討部会で検討を進めていく予定です。

● 委員からの代表的な意見

資料 4-4 を参照。

「障がいがあることを理由に差別や偏見を受けたと 感じる経験の事例アンケート」集計結果について

町田市では「町田市障がい者差別解消条例（仮）」を制定するにあたって、町田市内で実際にどのような差別や偏見があるのかを把握するため、アンケート調査を実施しました。

1. 調査方法

A4 サイズ両面 1 枚のアンケート用紙を配布しました。データ入力できる様式、点字での様式を必要に応じて配布しました。

【質問内容】

- ① アンケートに回答される方はどなたですか
- ② 障がいのあるかたの年齢は何歳ですか
- ③ 障がいの内容を教えてください
- ④ 差別や偏見はどのような場面でありましたか
- ⑤ 差別や偏見を受けたと感じる内容について、具体的に教えてください。

2. 調査期間

2022 年 8 月 23 日（火）～2023 年 1 月 13 日（金）

3. 調査対象

障がい者、家族、支援者を対象に、障がい当事者の団体、障がい児者親の会、障がい者福祉施設、特別支援学校など 21 の代表団体にアンケート用紙の配布及び取りまとめを依頼しました。

4. 調査結果について

合計 552 通の回答をいただきました。15 団体には回収時にヒアリング調査を実施して更なる事例収集を行いました。2 頁目からは回答数の集計になります。アンケートの質問事項の①～④までの回答数、割合、主な差別事例を記載しました。一部抜粋ではありますが⑤の回答も載せております。

「別冊」として、アンケートにご回答いただきました 618 件の事例について、障がい種別ごとにまとめました。出来る限り原文を再現しておりますが、個人や団体名などが特定し得る内容のものについては一部修正をさせていただきました。差別を受けた時期については期限を設けていないため、現在の社会では解消に向けて合理的配慮が進んでいる場面や、現在も同じような差別が続いている場面もあります。

町田市の障がい当事者の実際の声としてお読みください。

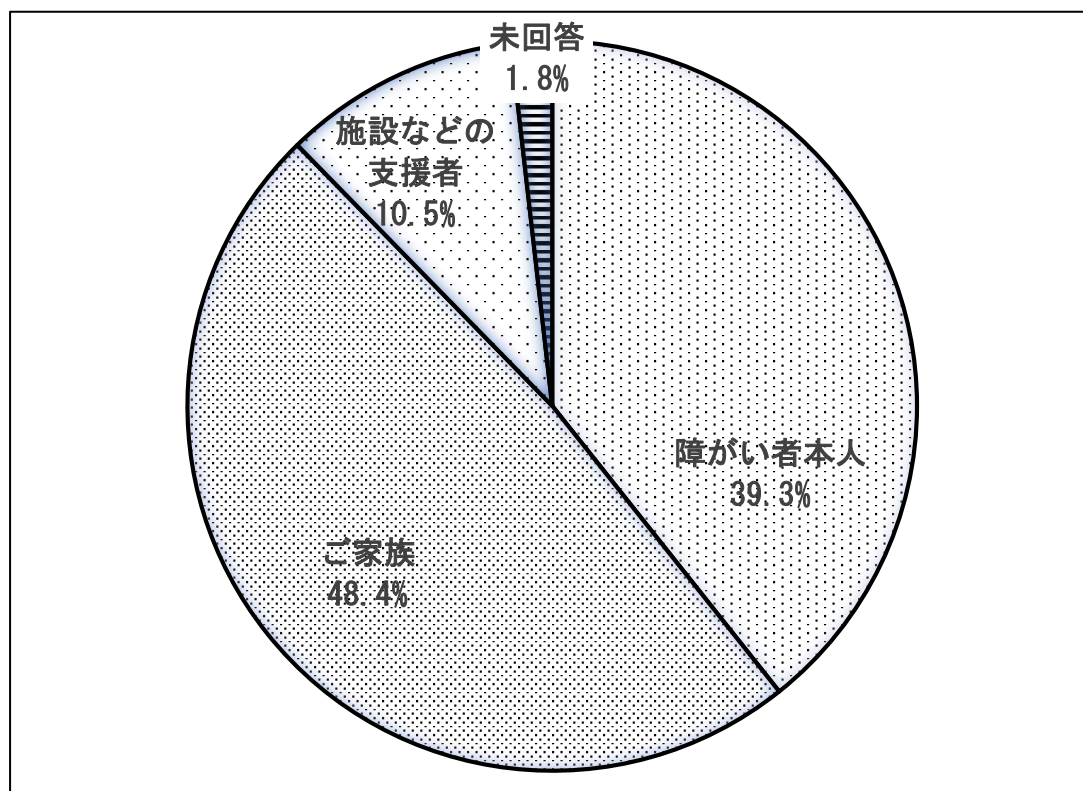
アンケート集計数字について（５５２人）

１ アンケートに回答される方はどなたですか

（人）

障がい者本人	２１７
ご家族	２６７
施設などの支援者	５８
未回答	１０

ご本人とご家族からの回答が約９割を占めています。また施設職員や、手話通訳者など障がい支援者の方からも回答をいただきました。



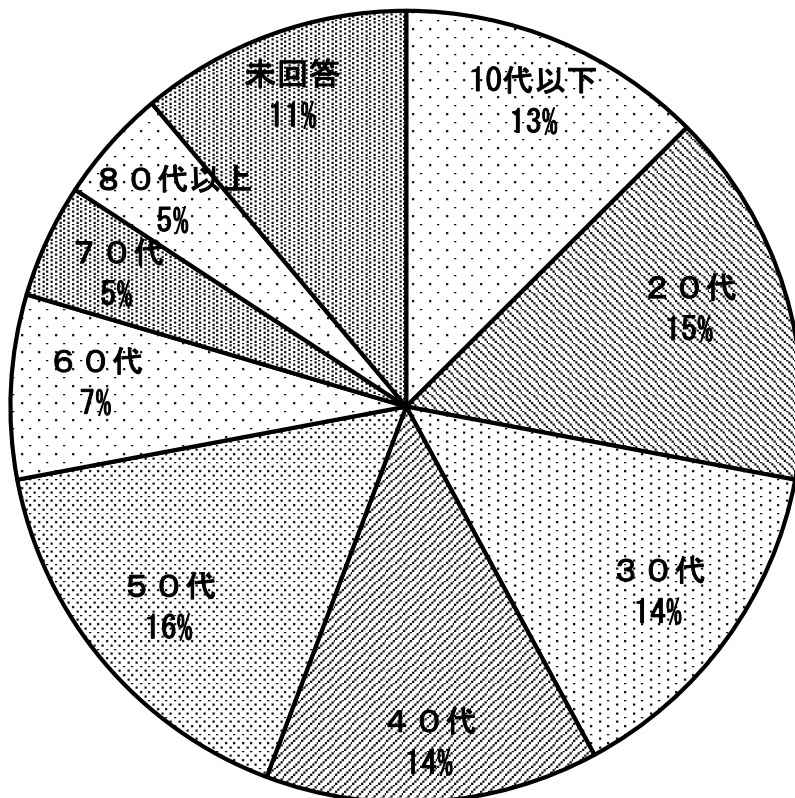
2 障がいのあるかたの年齢は何歳ですか

(人)

10代以下	70
20代	86
30代	79
40代	76
50代	91
60代	42
70代	26
80代以上	26
未回答	62

20代から50代までがほぼ同数となり、幅広い世代から回答をいただきました。

未回答の中には、支援者の方からの事例のなかで障がい当事者の方の年齢が分からない場合なども含まれています。

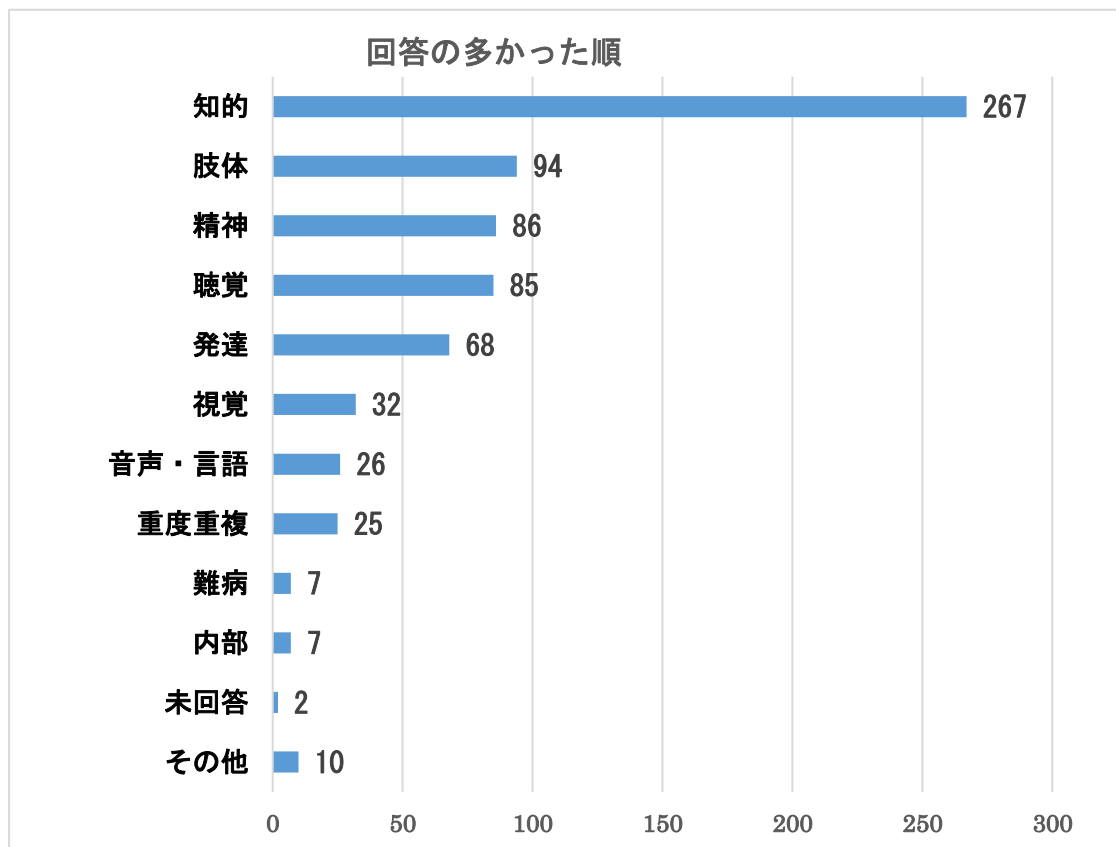


3 障がいの内容を教えてください（複数回答あり）

（人）

1	肢体	94
2	内部	7
3	音声・言語	26
4	視覚	32
5	聴覚	85
6	知的	267
7	精神	86
8	発達	68
9	難病	7
10	重度重複	25
11	その他	10
12	未回答	2

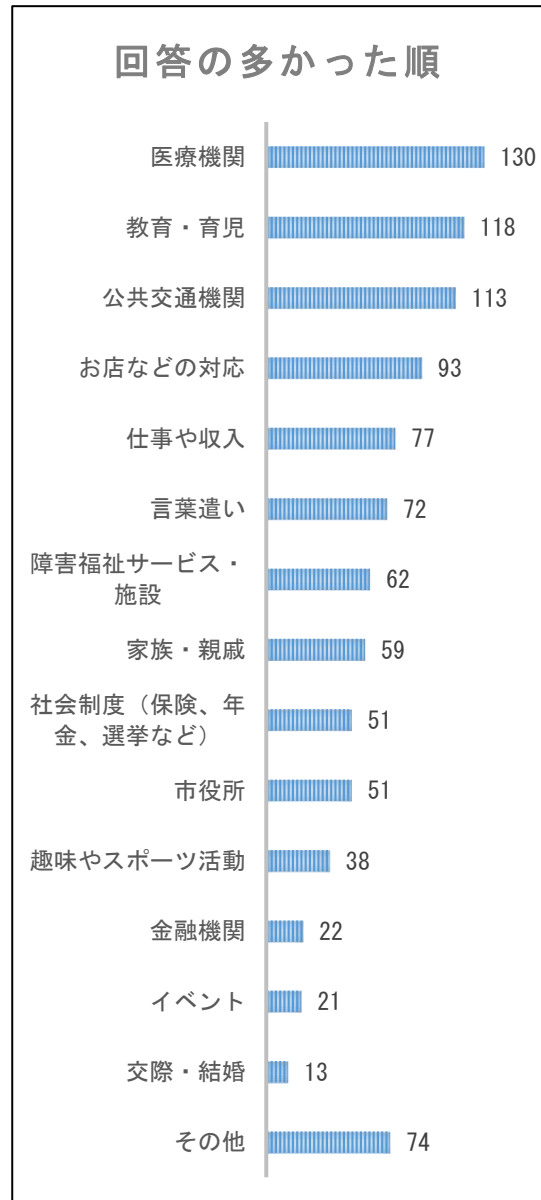
二つ以上の障がいのある方は複数回答になるため、アンケート回答数より大きい数字になっています。
身体、知的、精神など、様々な障がい当事者からのアンケート回答をいただきました。



4 差別や偏見はどのような場面でありましたか？（複数回答あり）

（件数）

1	お店などの対応	93
2	公共交通機関	113
3	教育・育児	118
4	言葉遣い	72
5	仕事や収入	77
6	社会制度 （保険、年金、選挙など）	51
7	医療機関	130
8	趣味やスポーツ活動	38
9	イベント	21
10	市役所	51
11	金融機関	22
12	交際・結婚	13
13	家族・親戚	59
14	障害福祉サービス・ 施設	62
15	その他	74

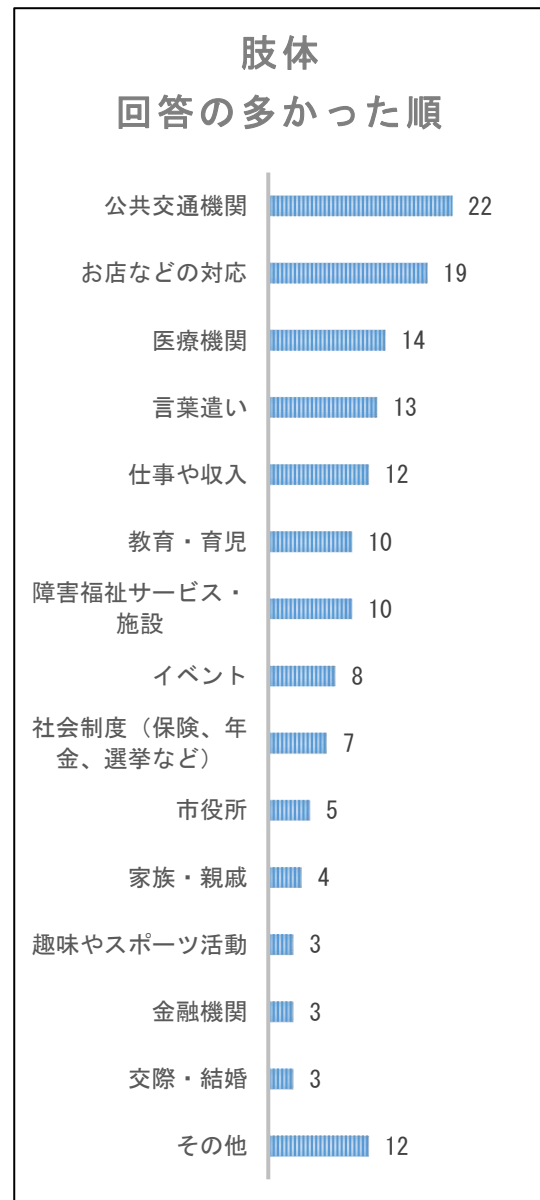


差別や偏見はどのような場面でありましたか（障がい種別）

1 肢体（94人）

（件数）

1	お店などの対応	19
2	公共交通機関	22
3	教育・育児	10
4	言葉遣い	13
5	仕事や収入	12
6	社会制度 （保険、年金、選挙など）	7
7	医療機関	14
8	趣味やスポーツ活動	3
9	イベント	8
10	市役所	5
11	金融機関	3
12	交際・結婚	3
13	家族・親戚	4
14	障害福祉サービス・ 施設	10
15	その他	12



具体的な内容（一部抜粋）

公共交通機関…車いすでバスを待っていたら停車せずにいってしまった。バスに乗る前に出発してしまった。利用するときに面倒そうな表情で対応された。

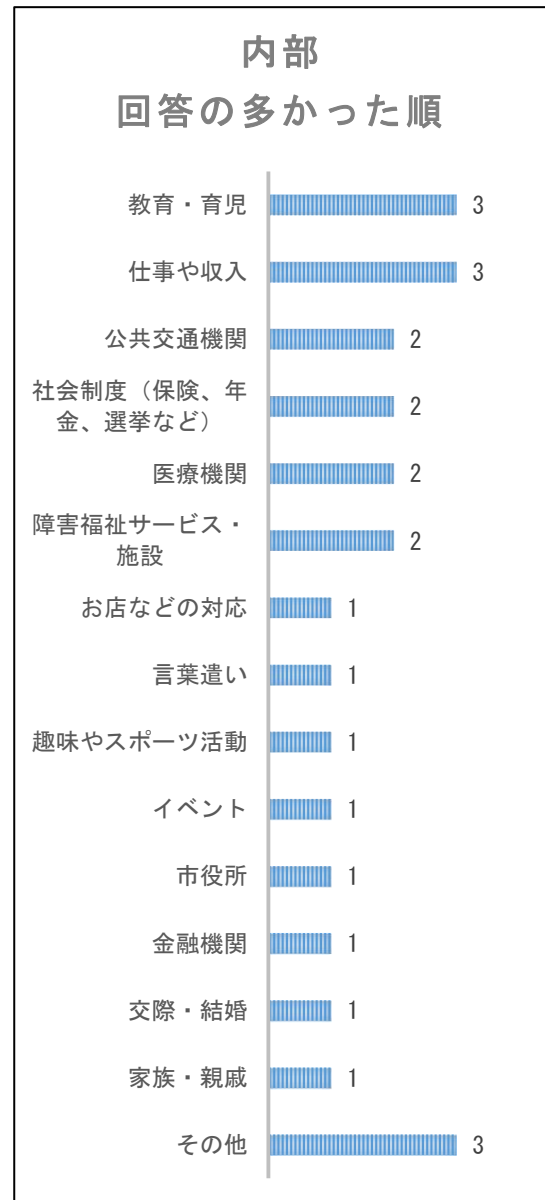
お店などの対応…車いすでの入店を断られる。本人ではなく介助者に返答をされてしまう。

医療機関…肢体不自由では診療ができないと断られてしまう。

2 内部（7人）

（件数）

1	お店などの対応	1
2	公共交通機関	2
3	教育・育児	3
4	言葉遣い	1
5	仕事や収入	3
6	社会制度 （保険、年金、選挙など）	2
7	医療機関	2
8	趣味やスポーツ活動	1
9	イベント	1
10	市役所	1
11	金融機関	1
12	交際・結婚	1
13	家族・親戚	1
14	障害福祉サービス・ 施設	2
15	その他	3



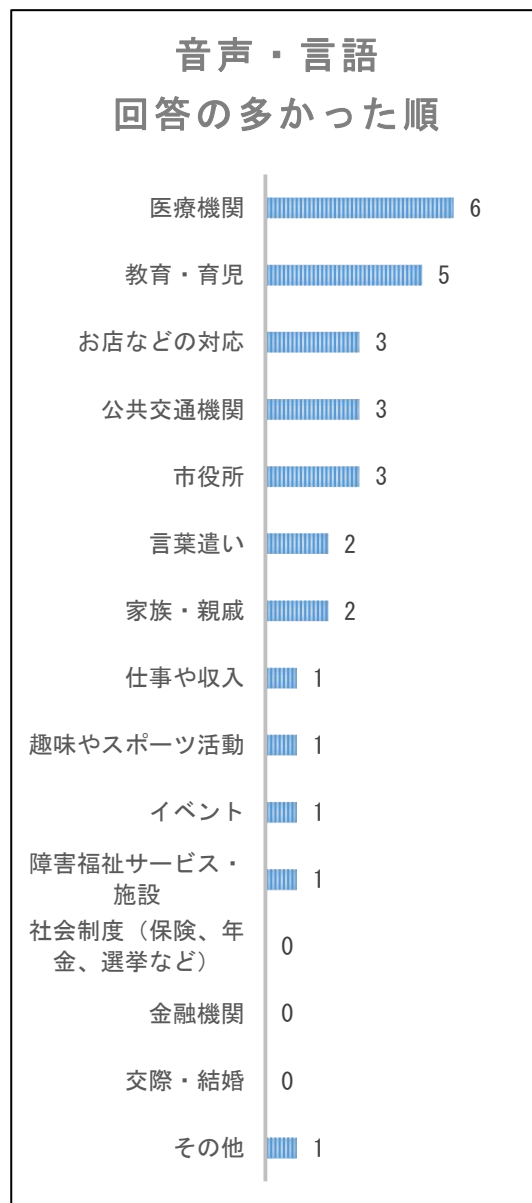
具体的な内容（一部抜粋）

仕事や収入…自分が不在のところで「あの病気は本当にうつらないのか」と話していたことを後日同僚から聞いた。直接聞いてほしかった。

3 音声・言語（26人）

（件数）

1	お店などの対応	3
2	公共交通機関	3
3	教育・育児	5
4	言葉遣い	2
5	仕事や収入	1
6	社会制度 （保険、年金、選挙など）	0
7	医療機関	6
8	趣味やスポーツ活動	1
9	イベント	1
10	市役所	3
11	金融機関	0
12	交際・結婚	0
13	家族・親戚	2
14	障害福祉サービス・ 施設	1
15	その他	1



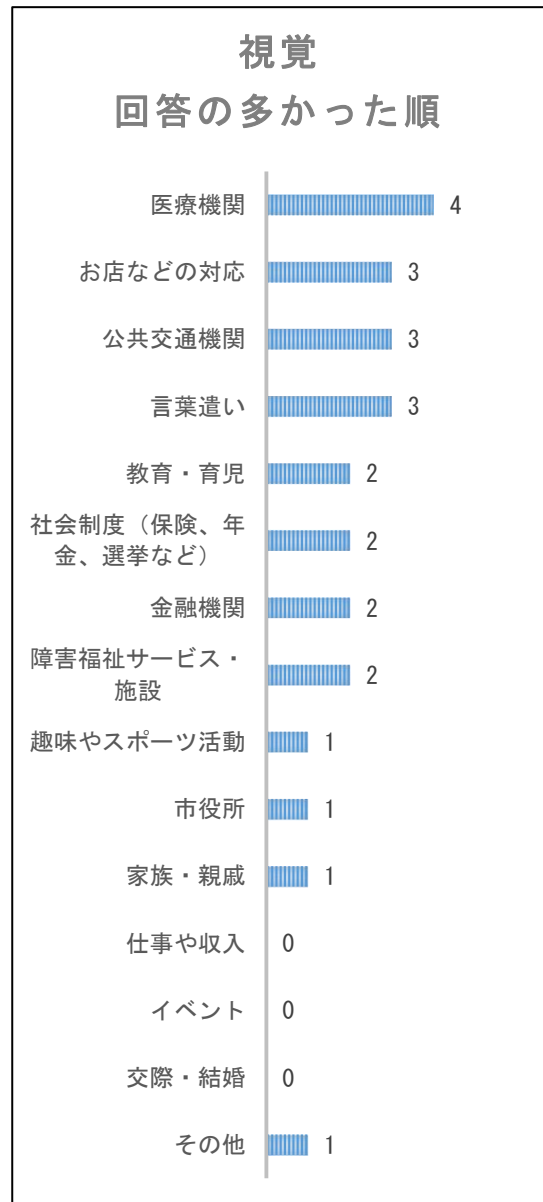
具体的な内容（一部抜粋）

教育・育児…就学を考えて相談したときに「こんな子は支援級に行ったって、わからないのだから養護でしょう。」と言われたことがつらかった。決めつけないで、よく勉強してもらいたかった。

4 視覚（32人）

（件数）

1	お店などの対応	3
2	公共交通機関	3
3	教育・育児	2
4	言葉遣い	3
5	仕事や収入	0
6	社会制度 （保険、年金、選挙など）	2
7	医療機関	4
8	趣味やスポーツ活動	1
9	イベント	0
10	市役所	1
11	金融機関	2
12	交際・結婚	0
13	家族・親戚	1
14	障害福祉サービス・ 施設	2
15	その他	1



具体的な内容（一部抜粋）

医療機関…薬害で障がいを負ったので、医師によってはあまり関わりたくないという思いを感じる。

一生懸命対応してくれる医師もいるので、皆さん同じように対応してほしい。

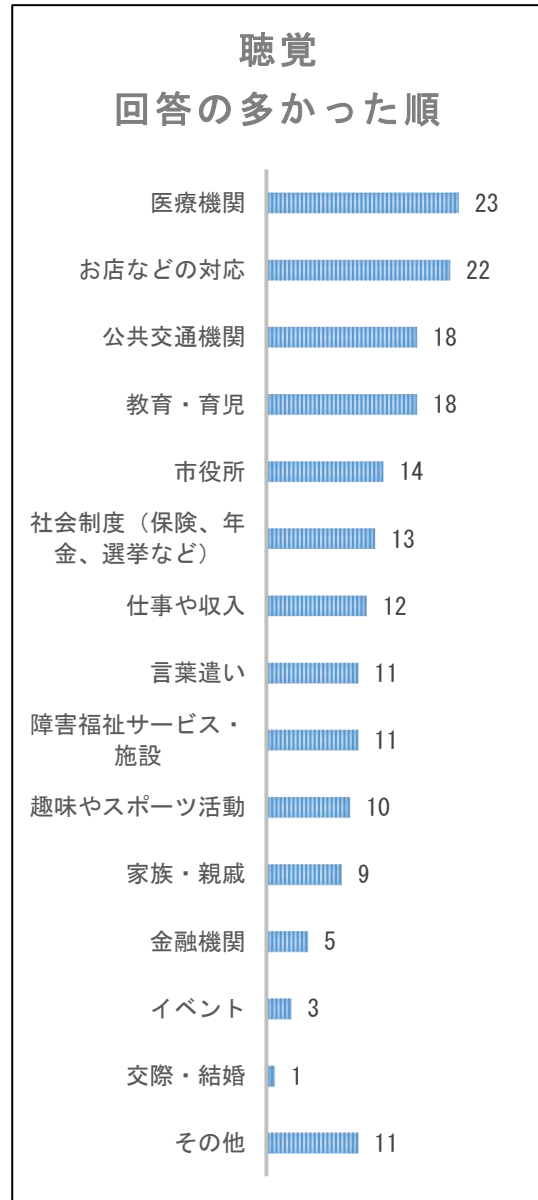
お店などの対応…予約を拒否された。買い物の際に自分ではなくガイドヘルパーにすべて説明されて存在を無視されているように感じた。

公共交通機関…バスを待っているとき、列が進んでいることがわからず後ろの人に追い越された。前に進んでいると声をかけてほしかった。

5 聴覚（85人）

（件数）

1	お店などの対応	22
2	公共交通機関	18
3	教育・育児	18
4	言葉遣い	11
5	仕事や収入	12
6	社会制度 （保険、年金、選挙など）	13
7	医療機関	23
8	趣味やスポーツ活動	10
9	イベント	3
10	市役所	14
11	金融機関	5
12	交際・結婚	1
13	家族・親戚	9
14	障害福祉サービス・ 施設	11
15	その他	11



具体的な内容（一部抜粋）

医療機関…病院で名前を呼ばれても聞こえないのでわからずにそのまま待ち続けた。家族と一緒にきてくださいと言われるが家族は勤めをやすまないといけない。症状を上手く伝えられない。症状を口頭で説明されてもわからない。筆談に応じてくれない。

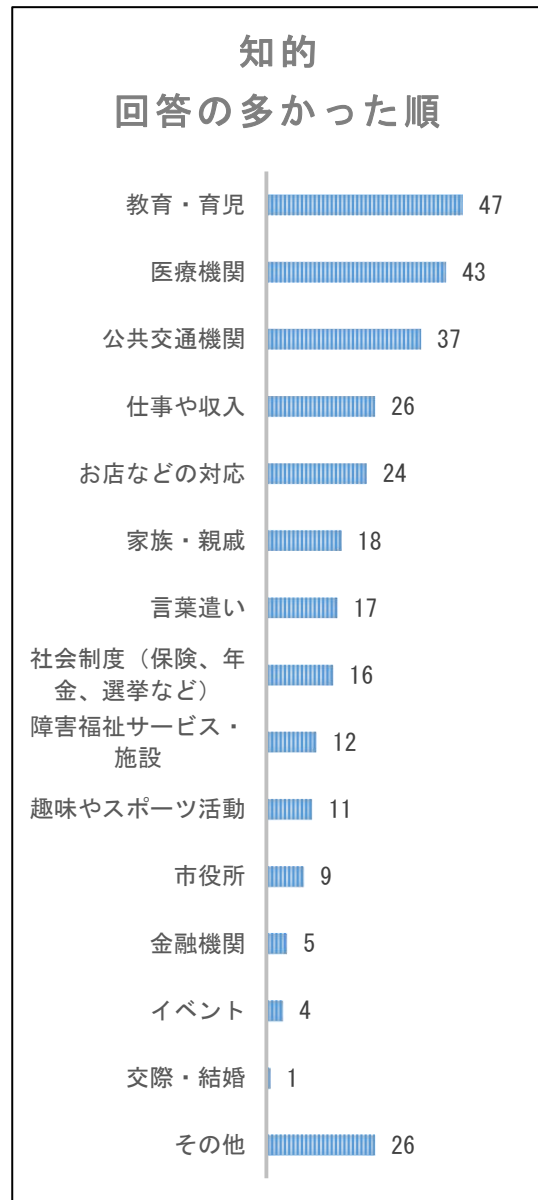
お店などの対応…予約を電話でしか受け付けてくれない。代理の人に電話での手続きをたのんだが、本人以外では手続きができないと断られた。

公共交通機関…電車が事故などで停止してもアナウンスだけでは状況がわからない。

6 知的（267人）

（件数）

1	お店などの対応	24
2	公共交通機関	37
3	教育・育児	47
4	言葉遣い	17
5	仕事や収入	26
6	社会制度 （保険、年金、選挙など）	16
7	医療機関	43
8	趣味やスポーツ活動	11
9	イベント	4
10	市役所	9
11	金融機関	5
12	交際・結婚	1
13	家族・親戚	18
14	障害福祉サービス・ 施設	12
15	その他	26



具体的な内容（一部抜粋）

教育・育児…いじめやからかいを受ける。先生に最初から出来ないと決めつけられ行事に参加できなかった。

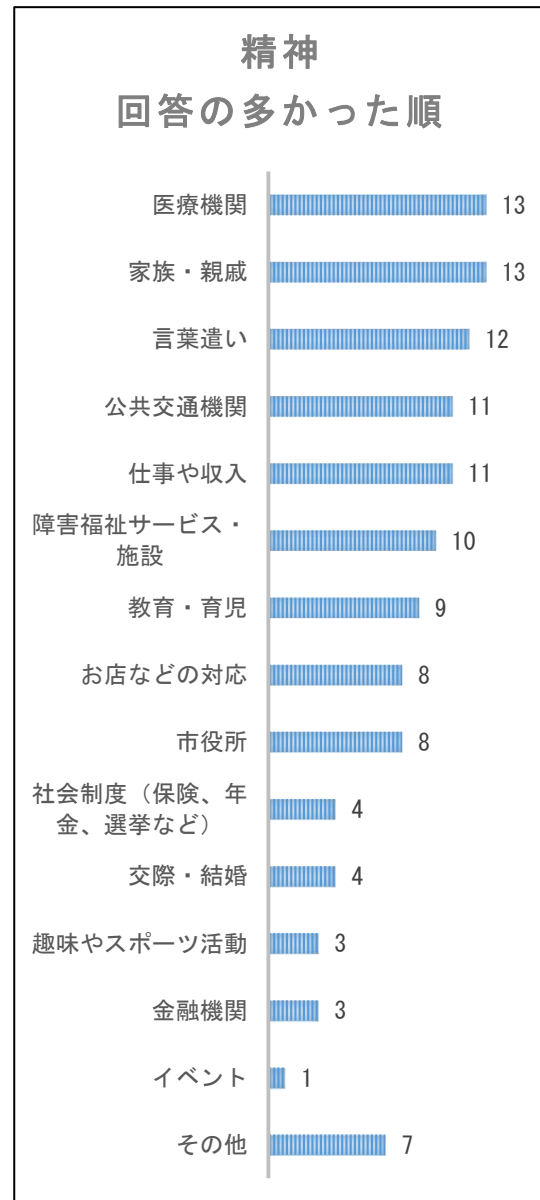
医療機関…障がいがあることを告げると診療を断られる。待合室で騒いでしまうので心苦しい。診療中に暴れてしまいしつけが悪いと注意された。

公共交通機関…好奇の目で見られる。周りの乗客からひそひそ話をされる。

7 精神（86人）

（件数）

1	お店などの対応	8
2	公共交通機関	11
3	教育・育児	9
4	言葉遣い	12
5	仕事や収入	11
6	社会制度 （保険、年金、選挙など）	4
7	医療機関	13
8	趣味やスポーツ活動	3
9	イベント	1
10	市役所	8
11	金融機関	3
12	交際・結婚	4
13	家族・親戚	13
14	障害福祉サービス・ 施設	10
15	その他	7



具体的な内容（一部抜粋）

言葉遣い…バカにされるような言葉遣いをされる。

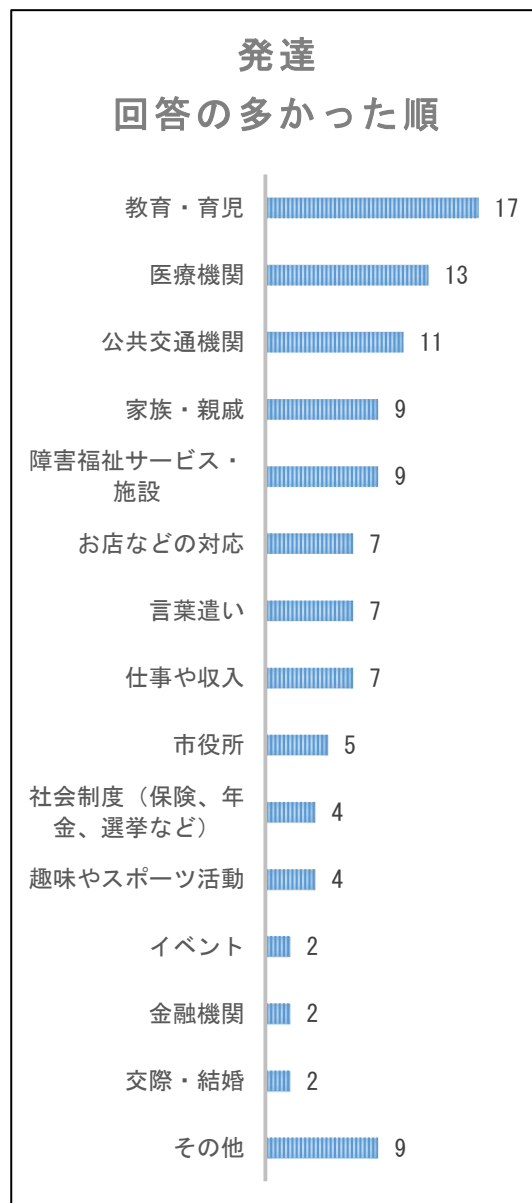
家族・親戚…家族から暴言を受ける。親戚の集まりで他の子と比べるような発言を受けた。

公共交通機関…手帳を提示して割引を受けるときに嫌な顔、面倒そうな対応を受けた。

8 発達（68名）

（件数）

1	お店などの対応	7
2	公共交通機関	11
3	教育・育児	17
4	言葉遣い	7
5	仕事や収入	7
6	社会制度 （保険、年金、選挙など）	4
7	医療機関	13
8	趣味やスポーツ活動	4
9	イベント	2
10	市役所	5
11	金融機関	2
12	交際・結婚	2
13	家族・親戚	9
14	障害福祉サービス・ 施設	9
15	その他	9



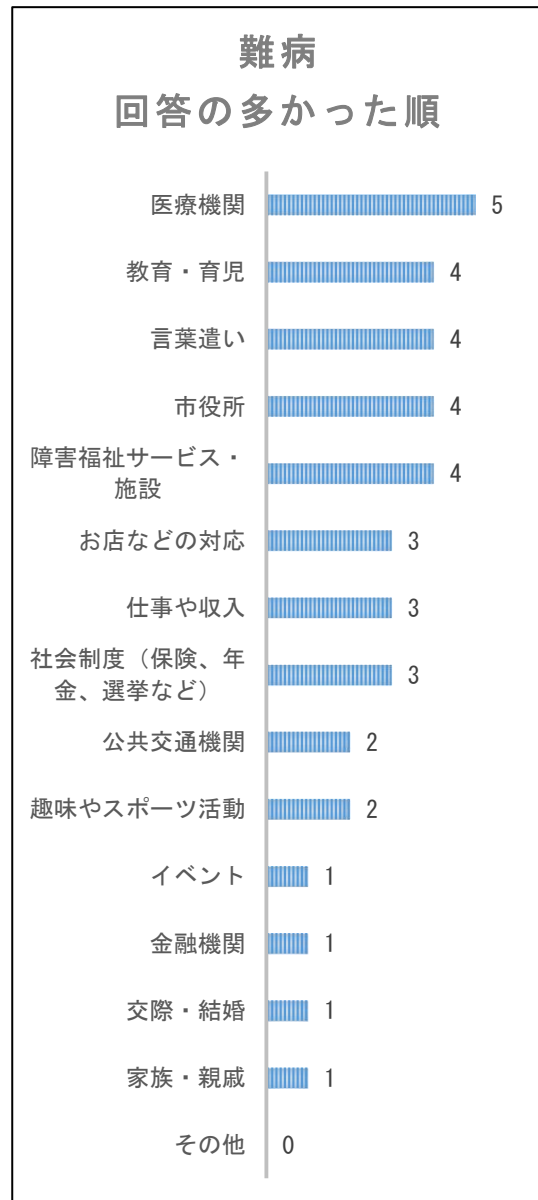
具体的な内容（一部抜粋）

教育・育児…障がいを理由にいじめを受けた。仲間外れにされた。プールや遠足など親が付き添いで参加させられた。修学旅行は2泊なので無理でしょうと先生に言われ参加できなかった。

9 難病（7名）

（件数）

1	お店などの対応	3
2	公共交通機関	2
3	教育・育児	4
4	言葉遣い	4
5	仕事や収入	3
6	社会制度 （保険、年金、選挙など）	3
7	医療機関	5
8	趣味やスポーツ活動	2
9	イベント	1
10	市役所	4
11	金融機関	1
12	交際・結婚	1
13	家族・親戚	1
14	障害福祉サービス・ 施設	4
15	その他	0



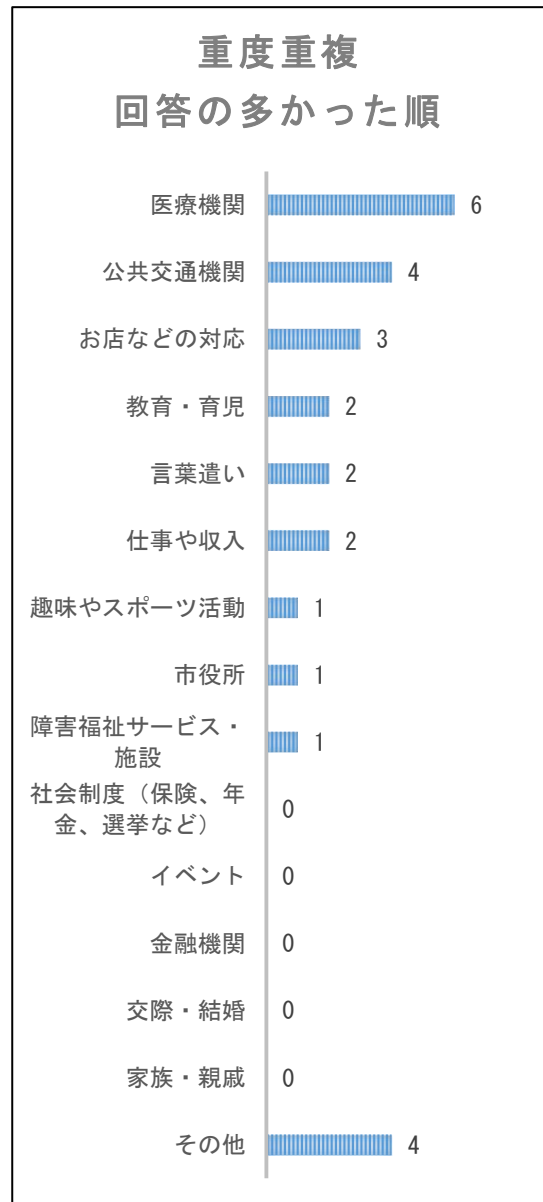
具体的な内容（一部抜粋）

仕事や収入…欠勤した際に医師の診断書を会社に提出したが信じてもらえず、通院時に所属長に同行された。就労相談の際に「治ってから来てください」と言われた。「難病」は治らないのに。

10 重度重複（25名）

（件数）

1 お店などの対応	3
2 公共交通機関	4
3 教育・育児	2
4 言葉遣い	2
5 仕事や収入	2
6 社会制度 （保険、年金、選挙など）	0
7 医療機関	6
8 趣味やスポーツ活動	0
9 イベント	0
10 市役所	1
11 金融機関	0
12 交際・結婚	0
13 家族・親戚	0
14 障害福祉サービス・ 施設	1
15 その他	4



具体的な内容（一部抜粋）

医療機関…発熱外来受診をしようとい何件かの病院に連絡した際、障がいがあると言った時点で「かかりつけ医に相談したらどうですか」と言われ障がいがあると不便だなと感じた。小児科から普通の内科などに移るように言われるが、受け入れてくれる病院が少ない。地域の病院では受け入れてくれないことも多く障がいに対する理解度が低い医師が多い。

お店などの対応…飲食店に行ったとき、「うちは車いすは無理だから」と言われた。

【別冊】

【障がいがあることを理由に差別や偏見を受けたと感じる経験の事例アンケート】

事 例 集

町田市

目次

差別や偏見はどのような場面でありましたか		ページ		
1	お店などの対応	1	～	3
2	公共交通機関	4	～	6
3	教育・育児	7	～	10
4	言葉遣い	11	～	12
5	仕事や収入	13	～	15
6	社会制度（保険、年金、選挙など）	16	～	17
7	医療機関	18	～	21
8	趣味やスポーツ活動	22		
9	イベント	23		
10	市役所	24	～	25
11	金融機関	26		
12	交際・結婚	27		
13	家族・親戚	28		
14	障害福祉サービス・施設	29	～	30
15	その他	31	～	33

1 お店などの対応

肢体

- ・数年前、恋人に地元を案内したくて鶴川駅周辺の居酒屋に訪れた際、車椅子で入れるというお店だったのにも関わらず「うちは車椅子は無理です」と追い出された。対応したくないという印象を受けた。入店拒否をしないでほしい。(30代)
- ・5年位前、飲食店の入り口で店員から、車いすが大きいので無理と言われた。仕方がないことなので、それからは選択肢を選ぶようになった。(30代)
- ・数十年前だが、利用者さんがよく利用される飲食店で、いつものように食事に行った際に、定員さんから「昼食時の時間に来ないでほしい」と言われた。後日、私も同行し、店に抗議に行ったところ「そういう意味ではなかった。お昼のお客さんが多い時間に来られるよりは、空いている時間に来られたほうがゆったり食事ができると言って言った」とのこと。上記の思いがあつての言葉であれば、もう少し本人に分かりやすいように伝えてほしかったが、その時はそこまで感じ取れなかった。(60代)
- ・外出時に、一般の人から視線を感じる。(年齢記載なし)
- ・当然のように入店不可といわれる。(60代)
- ・子ども扱いの言葉遣いをされる。(年齢記載なし)
- ・不動産屋に行っても、物件を紹介してくれない。「ないですね」の一点張りでもとにも話を聞いてくれない。(40代)
- ・買い物などの際、店員さんなどに質問を行うと、質問をした私ではなく、同行している介助者に返答をすることがよくある。障がい特性上コミュニケーションをとることが難しい場合を除いては、質問をしている本人に返すのが通常だと思う。(30代)
- ・車いすで飲食店に入ろうとしたら入店拒否を受けた。理由を説明してほしかった。(年齢記載なし)
- ・車いすの本人を通り越して介助者に話しかける店員がいる。レジでも支払っているのは本人なのに。車いすは1人で出かけないという先入観からか、後ろにいる無関係の人に話しかけた店員もいる。(同様1件)(50代、60代)
- ・床屋で首を安定して置くことが難しく動いてしまう。「動かないで。怪我しますよ」と不機嫌に言われた。どうしても動いてしまうので何も言わずに切ってほしい。(20代)

視覚

- ・数年前、近所のお寿司屋さんで、店長から予約を拒否された。数回行っているお店だったが、障がいを持っていることで、冷たい態度をとられた。(80代)
- ・スーパー等で商品を手にとって選んでいる時、後方からの視線を感じる。万引きするのじゃないかと思われるかもしれない。ガイドヘルパーと一緒にいる時、障がい者だと分かると上から下まで見られる。店員から声をかけてほしい。(80代)
- ・買い物の際、店員さんから、自分ではなくガイドさんにすべて説明しており、存在を無視されているように感じた。(50代)
- ・盲導犬と店舗に入る際、入店を拒否される。盲導犬の入店拒否をしてはいけないことを、行政から注意してほしい。(70代)
- ・盲導犬の入店拒否がある。犬を入れるなんて等の言葉がある。(40代)

聴覚

- ・中学生のころ、耳が聞こえないことで「少々お待ちください」と後回しにされた。(60代)
- ・昔の話だが、ろう者は家を貸してもらえないことが多かった。(60代)
- ・電話通訳をする際に、「家族以外の第三者には契約内容を伝える事ができない。家族から電話するかインターネットで会員登録をして確認してほしい」と言われる。FAXでの対応をしているところもあるが、電話を掛けられる家族がいない、FAXが無い、インターネットに詳しくない方は他に方法が無く電話通訳で連絡しているのに断られるのはおかしい。電気やガスの契約でも同じケースがある。ライフラインに関わる会社は遠隔手話通訳などのサービスを早く導入してほしい。(同様1件)(年齢記載なし)
- ・電話通訳をした際に、総務省の電話リレーサービスがあるので、そちらで連絡をし直してほしいと言われた。電話リレーサービスは利用方法のひとつでしかなく、他のサービスを否定するものではない。(年齢記載なし)
- ・障がい者団体の旅行に同行してたとき、土産店に補助犬と入店したら断られた。補助犬法の説明をしても退店を言われた。店は法律の勉強をしてほしい。旅行の添乗員からも説明をしてほしかった。(年齢記載なし)
- ・コンビニエンスストアでレジカウンターに指さしのマークが貼ってあり便利(ビニール袋の購入、する、しないなど)。マークが無いコンビニエンスストアではスタッフに伝えづらい。全てのコンビニエンスストアで採用されれば便利になるのに。(50代)
- ・ランチで酒を少し飲みすぎた時、手話だけでなく声も大きくなり、定員に何度も注意された。ろう者は理解されない障がいだと思います。(40代)
- ・ろう者が集団でいるとき、手話や時々発せられる声に対して、周りの方の視線が気になることがある。普通の事としてむしろ気が付かないような世の中になればよい。(年齢記載なし)

- ・レジで色々聞かれるが聞こえないのでポイントカードを利用することができない。ポイントカードのことを筆談で教えてくれたときはすごくうれしかった。(年齢記載なし)
- ・クレジットカードの問い合わせをネットでしたときに、この場合は電話で問い合わせくださいと回答された。個人情報だったので代理の人をお願いするのは嫌だった。聴覚障がい者のための連絡先を載せてほしい。(50代)
- ・ネットで予約した内容をメールで相談したかったが、電話での対応しますと言われ家族で聞こえる人はいますかと返信がきた。聴覚障がい者に対する配慮がほしかった。(50代)
- ・金額を言われても聞こえないので、とりあえずお札を出してしまい、お釣りの小銭がたまってしまう。最近ではセルフレジで小銭をどんどん出せるのようになりよかった。(年齢記載なし)
- ・文字盤、筆談器が無いどころか、紙とペンも置いていない店が多い。(年齢記載なし)
- ・電話番号のみを記載したお知らせが多く、FAX番号も記載してほしい。(年齢記載なし)
- ・様々な予約手続はほとんど電話のみ。FAXはレスポンスが悪く時間がかかる。(年齢記載なし)
- ・予約のキャンセルが電話のみだった。知り合いに頼んでやってもらったが個人情報もあるのでメール、FAXでできるようにしてほしい。(年齢記載なし)
- ・会計の金額がわからないので、お札を出すようにしている。お釣りの小銭ばかりたまる。(60代)
- ・理髪店で人工内耳をはずして髪を切り、シャンプーで髪を洗っている店員の方が子どもに声をかけてくれた時に他の店員の方から「耳聞こえないから」と言われた。人工内耳をはずしている時は、ジェスチャー等をすればわかるのでと伝えていたので、ジェスチャーをして伝えるように店員に言ってほしかった。(10代)
- ・お店のベンチに座っている時、「耳が聞こえなくてかわいそうに」と隣に座った女性から言われた。障がい＝かわいそうという偏見の目で見てほしくありません。(10代)
- ・アパートを探していて、不動産屋と大家に「火事を起こされるからダメだ」と断られた。(年齢記載なし)
- ・商品が多い電気店では、説明を受けて納得したものを購入したいが、対応できる店員は少ない。手話がもっと普及してほしい。(年齢記載なし)
- ・耳が聞こえない方には、店員は訪ねてこない。(年齢記載なし)
- ・スーパーで買い物をするとときに店員さんに声をかけられ「私は聞こえません」と言ってもそのまま次の動作に進み、内容はわからないままでした。いちいち筆談をお願いする事もできないので難しい。(70代)
- ・クレジットカードの解約をしたいときに、家族に電話をお願いしたが本人じゃないと解約できないと断られた。不公平だと思った。(50代)
- ・旅行の申込をしようと店に行ったが、申込用紙に電話番号の記載をするように言われて、あきらめたことがある。FAXで申込みできるようにしてほしい(年齢記載なし)

知的

- ・3歳くらいの時スーパーで買い物をしている際、お店の雰囲気は本人には不快だったようで、大声で泣きだし、抱き上げることもできず、その場で途方に暮れていると、年配の女性がわざわざ近寄ってきて、「なんでだまらせないの。」と聞こえるように言って立ち去られた。(10代)
- ・スーパーなどで、本人が小学生のころ、じろじろ見られたり、後をつけられたり、指をさされたり、こそこそ言われたり、いじめられる時もあった。(30代)
- ・子どもの頃スーパーなどで、小さい頃は大人から、大きくなってからは子供から、じろじろ見られたり、ひそひそ話をされた。障がい児を知っている人は優しいまなざしですが知らない人は仕方ないと思います。外に出ていく事が大切だと思います。(30代)
- ・中学校の入学準備で学生服を注文で店舗へ行ったとき、特別支援学校の生徒だと聞くと、店員の態度や言葉遣いが悪い対応をされた。(20代)
- ・1年前、お店の店員が乱暴な言葉遣いをしていた。優しい言葉で話してほしかった。(30代)
- ・コンビニエンスストアの店内で、マンガ本のチラシが欲しくて本人が抜き出してしまい、警察に通報されてしまった。その後、家族が対応をし、謝罪をしたが、店は出入り禁止となってしまった。本人にきちんと注意して、警察沙汰にしようとしなくても良かった。(30代)
- ・見た目に障がいがあるように見えないため、なんでこのくらいのことが分からないのかという顔で、店員から再三の注意を受けた。店員が、障がいを持った人の接客をする用意ができていないように感じた。(10代)
- ・不動産のホースの水をいたずらして怒られたときに、謝罪に行ったら「家に閉じ込めて四六時中見張っておけ。」と言われた。(20代)
- ・兄(当事者)と買い物をしているときに、カップ麺を選びに行った兄がなかなか戻ってこず、様子を見に行くと、兄が騒いでい
- ・レジや接客を受ける際に、極度の緊張でもたついてしまう。外見では障がいとはわからないので、声かけの工夫や、障がいがあるかもと認識してほしい。(10代)
- ・買い物のレジで、有料レジ袋の要不要を確認してもらえず、大きいレジ袋で帰ってきた。本人はレジ袋を持参していった。(50代)
- ・買い物中に、ひとり言の多い娘に対し、「変な人がいる。あんなブツブツ言うの怖い。どうしたらいいの。」と言われた。「何もなくていいです。すみません、見守ってください。」と伝えた。(20代)
- ・いつもミニカーを持ち歩き外出するが、店舗への入店後ガードマンが店長に報告して警察へ通報された。パトカーで両親と帰宅したが、店の盗品ではないことが分かった。(50代)
- ・デパートのレストランで騒がしい客がいたが、店員が障がい者のいる自分たちの席に来て注意された。(年齢記載なし)
- ・買い物で並んでいると、客から「どけ」と言われたが、店員は対応してくれない。(20代)

精神

・買い物に行った際に、店員や買い物客から「迷惑だから来るな」と言われた。(50代)

発達

・本人が中学生くらいの頃、お店の店員が、保護者にはきちんと対応してくれるのに、本人には保護者を通じてしか対応してくれず、意思も確認もおざなりだった。(年齢記載なし)
・障がいのある子どもが一人で買い物をして帰ってくると、おつりに外国の硬貨が混ざっており、お金をごまかされていた。(1ドル、50セント、カナダの1セント、10セント等)(年齢記載なし)

難病

・事業所のプログラムで、ある外出に付き添って横浜の体験施設に行ったとき、私自身は心臓血管の病なので施設内のアトラクションは一部利用できないのにもかかわらず、「障害者手帳」がないからと一般料金を支払った。その際、「難病医療受給者証」ではだめか？聞いたが障害者手帳でなければダメと言われた。明らかに利用できない設備があるのだから障がい者と同等の対応をして欲しかった。(50代)

重度重複

・スーパーなどで買い物客が、本人が装具をつけていたり奇声をあげたりするとじっと見られる。変な子、おかしな子と言われる。(10代)
・車いすユーザーの利用者さんとこじんまりとした飲食店に行った時、入れますか？と尋ねた際、店員から「今、無理！」と強めに言われた。店は大きくなかったが結構、人が入っている様子が分かったので利用者さんと相談し、待たせてもらう旨を伝えたが店員より「うちは車イスは無理だから！！」と言われた。客としての当たり前の対応をしてほしかった。(年齢記載なし)

肢体

- ・5年くらい前、JR東日本の上越新幹線での帰省中、多目的室使用拒否を受けた。(50代)
- ・15年位前、市内を移動中にバスの乗車拒否をされた。なるべく乗せる努力をしてほしかった。(40代)
- ・15年ほど前、路線バスの降車時、バスの乗客から、降車に時間がかかることに対して苦情を言われた。待つてほしかった。(年齢記載なし)
- ・バスに乗るため、運転手さんが、車椅子のわが子をステップを出して乗せる際に、乗客の方から「運転手さんも大変ね。こんなことさせられて。」などと暴言にも捉えられるような発言をされた。(20代)
- ・車椅子でバス停に先頭でいた時、後ろに並んでいた人を先に乗り込ませ、「もう満員なので次のバスに乗ってください」と言われた。少し詰めて優先席を開けてくださいと言えば、乗れそうな余裕が残っていた。後日、乗車にかかる時間を計ってみると50秒ほどだった。杖を突いたご老人やベビーカー、定期券がきれ支払いに時間のかかる人がいるのに、車椅子相手だと対応が面倒だからか、強く存在を否定される。(30代)
- ・ノンステップバスで降りようとしたところ、バス運転手が舌打ちしてきた。威圧的な態度はやめてほしい。(年齢記載なし)
- ・「次のバスに乗ってください」と言われる。車いすエリアにすでに車椅子があるのならばわかるが、ない場合も説明も無しに行ってしまうことが多い。(40代)
- ・車椅子でバスに乗ろうとしたら、乗車スペースはあるのに次のバスに乗るように言われ乗車を拒否される。(40代)
- ・バスに乗ろうと順番待ちをしていたところ、バス運転手に「乗るんですか？」と面倒そうに聞かれ、乗ると答えると怒った態度でスロープを出し、大きな舌打ちをされた。(30代)
- ・車いすでバスを待っていた時に乗車拒否をされた。停車せずに行ってしまった。めんどくさそうな対応をされた。説明なしに発車してしまった等。運転手には丁寧な対応をしてほしい。(同様バス3件、タクシー1件)(40代、60代、60代、60代)
- ・バスの運転手が車椅子に乗っている私を見て「ちっ、乗るの？」と嫌な顔をされた。(同様1件)(50代)
- ・短距離でタクシーを使ったせいか、降り際に、「歩けるでしょ？！短い距離乗りやがって」と言われた。(50代)
- ・車いすで駅のエレベータを利用した際に、後から乗ってきた人に「もっとつめろ」と言われた。一見場所を取っているように見えるが、緊張で足が車いすから出てしまうこともあり難しい。「すみません」といったが不機嫌になってしまった。わかってほしかった。(20代)
- ・JRなどの電車で車椅子の乗客が乗った際に、乗車完了とともに行先駅をアナウンスすることがあるのでやめてほしい。車いすの女性が降りる駅に付きまといが出たなどの事件があった。(年齢記載なし)
- ・電車から降りた駅で補助してくれる駅員がいないことがある。(年齢記載なし)
- ・車いすの場合は乗車位置が決められてしまう。昔の小田急線は必ず一番後ろの車両に車いすを乗せると決めていたようで、他の車両が空いているのに一番後ろの車両に車いすが何台も押し込められ入れられたこともあった。今は小田急線は好きな場所に乗車できる。JRは車いすで乗車する場所が決まっているので、好きな場所で乗り降りできない。(年齢記載なし)
- ・町田駅前のタクシー乗り場でタクシーに乗ろうとしたら、車イスのため乗車拒否された。(50代)
- ・車いすでバスを利用する際に、町田市の中心地域ではそこまで不自由は感じないが、郊外ではバス停まで遠かったり、坂道が多かったりととても不便。特に雨の日は、両手がふさがる車いすでの外出ができなくなる。(年齢記載なし)
- ・バス停で先頭に並んでいたが、「車椅子は乗れない」と乗車拒否され、後ろに並ぶ人だけ乗せた。(20代)

視覚

- ・5年前、JR高田馬場の改札口で、駅員から身体障害者手帳を提示したのにもかかわらず、更なる証明書を求められ、しつこく質問された。ガイドヘルパー同行にもかかわらず障害者手帳で信用してもらいたかった。(70代)
- ・電車を降りるときに乗客の男性から「障がい者は後から降りろ」と言われたが、「流れにそって降りるのが事故にならない」と言って降りました。(80代)
- ・バスを待っているとき、進んでいるのが分からず、後ろに並んでいる人に追い越された。前に進んでいると伝えてほしかった。(60代)
- ・タクシーの支払い時、タクシーが遠回りをし、支払いが多くなった。(60代)
- ・白杖を持っているのに、電車に乗るとき、手帳を見せてくださいと言われた。(60代)
- ・乗り物に乗っていると、ほかの障がいの方に挨拶をかわした際に「ここは乗り物の中なので、静かにしなさい。」と命令口調で言われた。(80代)

聴覚

- ・10年前、タクシーの運転手に行先が上手く伝わらず暴言を言われた。(60代)
- ・毎日、仕事通勤で使うバスで、運転手が自分の顔を覚えており、スイカカードと手帳を見ずに知らんぷりしている。他のお客さんから、不審な目で見られる。(60代)
- ・小田急やJRの駅で、切符売り場にある機械など、音声の案内が多く何を言っているのかわからない。駅員も通訳をやしてほしい。筆談でのやり取りは読めない。(年齢記載なし)
- ・ホームで電車のドアが開いているときに乗ろうとしたら、ホームドアと電車の間に挟まれた。ドアが開いたばかりなのか、閉まる直前なのかかわからない。信号のように視覚でわかるようにしてほしい(緑→お乗りください、黄色→まもなくドアが閉まります、赤→危険なので乗らないでください)。(50代)
- ・バス運転手に障害者手帳を提示したら対応がよくなかった。いやな顔、めんどくさそうな顔をしていたが、後ろに人が並んでいるので自分は我慢した。(50代)
- ・バス切符売り場で身体障害者手帳を提示したのに割引されていなかった。今までは割引できていたので、別の受付に対応してもらったら解決した。(60代)
- ・電車が異常で止まる時(ドア点検、踏切点検、人身事故など)の情報がわからない。スマホのアプリでアナウンスを文字変換したり、やさしそうな人に筆談をお願いしたり苦労しています。ドアの上にある電光掲示板でリアルタイムに情報を掲示してほしい。(年齢記載なし)
- ・バスの運転手に、行きたい施設の最寄りバス停が分からなくてメモを見せたが、メモに書いてくれなかった。(80代)
- ・障害者手帳を見せても、無視されたり、「お前障がい者じゃないだろ。」と暴言を吐かれた。通常の料金を払わされた。運転士の研修を見直してほしい。(80代)
- ・降車ボタンを押したのにもかかわらず、降りるバス停を通過された。(80代)

知的

- ・3～5歳ごろ、バスの乗車時に大きな声を出したり、落ち着かない様子なので注意していたとき、乗客の視線がととてもつらかった。ヘルプカードができてからは、少し安心し、外出時にはいつも身に付けさせるようにしている。(20代)
- ・5歳くらいの頃、バス停に並んでいた際、多動で動き回ってしまったときに「なんでちゃんと並ばないの」とおじいさんから怒鳴られた。優しく言ってほしかった。(40代)
- ・子ども幼少時にバスの中でテンションが上がって騒がしくした時、運転士に「あまりうるさくすると、おりにもらいますよ」、「どういう育て方しているんだ」と乗客からも言われた。(10代)
- ・小学生の頃から今でも時々、駅のホームで、駅名のプレートを見ていたり、車内で興味のある風景を見ていたり、あっちへ行ったりこっちへ来たりとピョンピョン跳んでいたとき、男子高校生4人ほどから、普通の人とは違う行動を見て、ひそひそ話をして薄笑いを浮かべられた。軽蔑した目で見るのはやめてほしい。(30代)
- ・5年ほど前、母とバスに乗った際、愛の手帳を出したが、運転手さんが顔を傾げ、意味を分かってもらえなかった。(30代)
- ・バスを待っていた老人の男性から、「しっしっ」と言われ、手で払うしぐさをされた。首は振っていたが静かにしていたので、ショックだった、それ以来、見える位置にヘルプマークを付けるようになった。(20代)
- ・電車を降りる際にいきなり男性から「お前、人の足を蹴って謝らないのかよ。」と言われた。蹴ってもいないのに疑われ、憤りを感じた。(20代)
- ・最近では、障がいを持つ人をじっと見る人はほとんどいなくなったが、見つめるのは失礼だと思う。(30代)
- ・タクシー運転手は、障がい者を乗せるのが嫌だったらしく、指定した場所よりもずいぶん離れたところで、降ろされてしまった。(30代)
- ・好奇心な目線と、ひそひそ話をされる。白い目で見られる。親が障がいについて知らない、その子供も障がいについて知らず、差別が生まれてくる。(20代・30代)
- ・電車の中で数人の女子小学生がこちらをチラチラ見ながらコソコソ行って笑っていた。気づいても普通にしていってほしかった。学校や家でちゃんと教育してほしい。(20代)
- ・バスで料金を支払う際に、割引のため障害者手帳を出したら運転手にチツと舌打ちされた。(20代)
- ・バスを降りる際に、パスモをタッチした時にブザーが鳴ってしまい、運転手さんから「お母さんに言ってお金を入れてもらうように。」と言われたと半べそをかきながら帰ってきました。お金は5000円ほど入っていたにもかかわらず。それから、今日の運転手さんはやさしかった、今日はやさしくなかったと言うようになった。(40代)
- ・見た目は健常者と変わらないため、急に走り出したりジャンプしたりすると、「何してるんだ？」という視線を感じる。(10代)
- ・バスに乗っている際、小学生くらいの女の子にぎょっとされて避けられる。何もしていないのに避けられるのは悲しい。(30代)
- ・電車乗車の際、本人は緊張したり不安になると、声が出続けてしまうことがあり、車内であからさまに不快だという表情、態度で席を去っていく人、「うるさい降りろ」と発せられる声もあった。そのことで、いたたまれず、下車したことが数回あった。(40代)
- ・電車の中で、小さい子供や大人にじろじろと見られる。普通の人のように接してほしい。(40代)
- ・通勤途中のバスの中、バスの乗車中に立っているのがつらく、席を代わってもらいたかったが、障がい者マークをうまく見せられず、周りの人に理解してもらえなかった。障がい者マークや杖をついていることに気が付いてもらいたかった。(50代)
- ・バスで乗客に、「どけ」「降りろ」と言われたが、運転士に声をかけてもらいたかった。(20代)
- ・一人で乗車すると「これくらいわかるだろう」「手帳を見せなさい」と言われたが、親と一緒にだとも言われない。(20代)

精神

- ・バスで乗車賃を払う際に、障害者手帳を提示して割引適応を申し出ると、嫌な顔をされることが多い。(30代)
- ・バスの降車時に障害者手帳を見せると、運転士が半額になる機械操作を行ってくれるが、「どうぞ」などの一言がないと、ICカードをタッチするタイミングがわからない。また、面倒くさい態度でいられると、申し訳なくなる。(60代)
- ・バスの運転士から、「帰りは歩いて帰れ」と言われた。(50代)
- ・バスの運賃支払いの時、運転士から「精神障がい者は本人のみの料金だけだよ」と、マイクをオンにしたまま言われた。(60代)
- ・バスの運転士に障害者手帳を見せたら、面倒くさそうにされた。(30代)

発達

- ・10～15年くらい前、バスで運賃が足りず、無賃乗車として交番に連れていかれた。本人はダウン症であり、障がいがあることは見た目で見えるため、もっと配慮のある対応をしてほしかった。(40代)
- ・電車内でおどおどしていた時、若い学生がすごくみてきた。心配しながら見てもらいたかった。(20代)

重度重複

- ・小中学生のころ、デパートへ本人を連れて行ったときに、おばさんおじさんが「こんなに混んでいるのに、エレベーターを使うなんて。」と言ってきた。でも、時々「私たちが降りますから。」と言って、譲ってくださる方もいました。(50代)
- ・本人が装具をつけていたり奇声をあげたりするとじっと見られる。変な子、おかしな子と言われる。(10代)
- ・羽田空港の国際線ターミナルでは、どの場所にも男女トイレの間に障がい者用トイレが二つあり、全てに介助用のベッドが付いていた。外国の方も来るからなのかとても充実していて驚いた。(年齢記載なし)

肢体

・**小学校**の通常学級への進学を「急に発作が起きるなど不測の事態に対応できないし、責任が取れない」との理由で拒否された。発作が起きる障がいではなく、障がいへの知識、理解が足りないと感じた。(年齢記載なし)

・生まれ育った地域の**小学校、中学校**に通えない(障がいの別によって行く学校が決まっている)ことが、差別だと思いません。健常者は、地域の学校に行くのが当たりまえです。なので、障がいを持っているという理由で(よりサポート体制が整っているからという理由かもしれないですが)別の地域の学校へ通わなければならないのでしょうか。それは、分離をうみインクルーシブ教育に逆行していると認識していただきたいです。(年齢記載なし)

・**高校時代**の修学旅行では、「教師では対応しきれない部分があるため、不参加もしくは、親同伴で別行動にしてくれないか」と言われた。後日、クラス友人たちの協力で参加ができた。(30代)

・障がい児と健常者の通う学校を分けないでほしい。分離するから、同級生から変なものを見る感じや、凝視される。(20代)

・育児に関して、養子縁組はルールが厳しく、障がいがあると受け入れができないかもしれないという。養子を受け入れられる環境があれば、親になる権利を与えてほしい。(30代)

・学校の入試について、障がいがあっても時間延長を認めない学校が多い。障がいでも回答に時間がかかることに配慮してほしい。(年齢記載なし)

音声・言語

・**就学**を考えると、相談窓口の方や教員の方から、「こんな子は支援級に行ったって、わからないのだから養護でしょう。」と言われたことがつらかった。話せると話せないでは、扱いは全く違うため、決めつけしないで、よく勉強してもらいたかった。(30代)

視覚

・**小学校**の集まりの親から、視覚障がいのため、プリントを配られて終わらせられた。普通に接してほしい。(年齢記載なし)

・20年前、娘が**小中学生**のころにずっといじめを受けた。本人が我慢していると妹もいじめられてきた。現在は成人しているが、小中学校のある地域には今だに嫌っており近づこうとしません。障がい者が少ないから解ってもらえないというのらどんどん外にでていこうと保護者会も授業参観にも運動会も音楽発表会にも、みんなみんな参加してきました。交渉して子供の通院もガイドさんをつけてもらえるようになりました。あたりまえの権利のはずですがあたりまえでないので交渉してやってきました。(60代)

・近隣の小学生から、歩行を妨げたり、足を出され転ばされそうになった。また、白杖の目的が分からないため、地面をたたいて、壁をつたう音にうるさいと言われた。教育の場で理解を深めてほしい。(50代)

・エスカレーターで登っているとき、小学校高学年の子が顔をのぞき込んできた。何もしないでほしかった。(60代)

・小学校の下校途中の生徒5、6人くらいに取り囲まれて、「なに、掃除機かけてるの」とからかわれた。子どもたちへ障がいを周知してほしい。(50代)

・小学生が白杖の先に足を出してきた。(60代)

聴覚

・**2～3歳の頃**、保育園に子どもを預けたいと思い認可保育園の園長に相談したとき、障がいについては受け入れられるが、補聴器は高額なので預けれない、はずしてくださいと言われた。補聴器は子どもの体の一部でもあるので対策を一緒に考えてほしい。結果子どもの入園はしなかった。(10代)

・**3歳～4歳のころ**、運動会練習や机上学習に参加させてもらえなかった。担任の先生に、出来ないし、出来るようにならないから参加させないと言われた。出来ない決めつけず、どういう風に参加可能か一緒に考えて欲しかった。出来ない事の報告ばかりで、どんな支援がありどんな事が出来るという情報をもらえなかった事がつらかった。(10歳未満)

・母親の体調不良で、私立**保育園**の一時保育を利用したいと保育園で面談をしたとき、「人工内耳を装着しているため安全に保育ができない」という理由で利用を断られた。頼れる人や施設が周囲におらずとても不安に思った。(10歳未満)

・私立の学校の説明会で開始時間より早く行き、前の座席を確保していたら、学校の担当者から「後からくる父母の邪魔になるので端の席に行くように言われた。障がいについて理解し差別の無い教育をしてほしい。(年齢記載なし)

・20年以上前の話。幼稚園選びをしているころ、候補にしていた幼稚園へ療育園の先生が訪問した時に「療育園」に通っている子はお断りしている」と言われたと療育園の先生から聞きました。断るにしても、その子の様子を見たり、親の話を聞いてからにしてほしかった。(20代)

・**保育園**に通っていたとき、言葉の遅れや理解ができない、周りの子供と同じことができないため、「手がかかって大変なので早い時間にお迎えに来てほしい。」や「給食を食べないので、お弁当を持ってきてほしい。」などと言われた。また、一度排尿に失敗した際には、おむつを付けさせられた。子どものできないことを責めず、ほかの方法でできるように導いてほしかった。(10代)

・**小学校入学の前**に見学と相談会に出席して、校長と学年主任から「聴覚障がいがあるなら何故聾学校に行かないのか」「ロジャー(デジタル補聴援助システム)を先生たちに使用させることはしません。他の親から苦情がきます」「普通級を希望するなら、何も手助けはないと思ってください」と言われた。そんな校長の学校へは大事な子どもは預けられないので入学しなかった。(10代)

・学校の保護者会や三者面談などで通訳依頼をするのは殆どが聴覚障がい者側。コミュニケーションが取れないと困るのは学校側も同じはず。何故依頼の負担を障がい者側だけが負わなくてはならないのか。聴覚障がい者は話せない人ではない。聴覚障がい者から見れば聴者は手話が出来ない人である。マジョリティとマイノリティの差を考えていただきたい。学校側が通訳を手配するシステムを作してほしい。(年齢記載なし)

・学校の先輩からいじめられた。学校で対応してもらえなかった。(80代)

・30代のころ、PTAの会に出たが、話しが進んでいるのに内容がわからないのでとんでもない勘違いをしていたことがあるので、参加してもずっと黙っている。(90代)

・学校の三者面談の際に、子どもが不登校なのは親がろう者で苦労したからだという決めつけ、思い込みを感じた。時間制限をせずじっくり母親が話す場を作してほしい。聞こえない両親の子育てについて具体的なサポートができる場を作してほしい。(年齢記載なし)

・授業などで、公立私立専門校で手話の指導をしていただきたい。先生はろう者にやっていただきたい。(40代)

・手話通訳者派遣を利用して子どもの進学説明会に行ったが、通訳漏れが多く大事な子供の将来について文系か理系かもわからなかった。その時は同級生のお母様に資料を作ってもらえたが、それぞれの場で合った専属の通訳者を付けてほしい。病院なら医療知識のある人、お店ならその知識のある人のように。(50代)

・聴覚障がい者の情報保障や学ぶ権利のために、大学の授業や講習会に手話通訳者派遣が出来るようにするのが望ましいです。(50代)

・子どもの学校の進路説明会で手話通訳者がいたが、意図的なものかどうか分からないが内容をかなり省いて通訳していた。手話通訳者がちゃんと通訳できないと、ろう者と健常者の差ができるため意味が無い。家族としてはそんな通訳者を派遣されている事は舐められていると感じます。ろう者はきちんと伝えてくれると思っているため、手話通訳者の質をもっと上げてほしい。(50代)

・35年くらい前に娘の**中学校**の先生と話した時。要約筆記通訳者と同伴して話していましたが、先生は私を見て話さないで通訳者と会話している状態になり。何を話されてるのかわからず不安になりました。通訳者も会話せずに先生の話をもノートテイクしてほしい。(70代)

・子どもの学校で連絡網を作る際に聞こえない事を伝えと、1人のお母さんが挙手をしてファックスのやり方に協力してくれました。理解があり嬉しかった思い出です。(70代)

・父母会で要約筆記者を依頼したら保護者からため息をする顔をされた。以降要約筆記をためらう時期が続いた。(70代)

・生徒が進学を希望する高校進学の際、聴覚障がい者への特別な配慮は出来ないと言われたが、配慮をお願いしたかった。(10代)

・学校で先生から、他の子と同じ内容で早い段階から差別のない指導してほしい。(10代)

・**4年ほど前**、中学・高校の説明会フェアに母親のみで参加して、「補聴器をつけている」という話をした途端、複数の学校が集まっていたが一部の学校の教員から露骨に嫌な顔をされたり、話もしたくないといった冷たい態度をとられた。「補聴器なんかつけていると周りの子が気になって触ってしまうかもしれませんね」とはっきりと言われた。学校として受け入れが難しいというのであれば仕方ないと思うが、教育に関わる仕事をされている以上、差別や偏見を露骨に態度に出すのはいかなるものかと思った。(10代)

知的

・**幼稚園**の入園をお願いした時に、園長さんから、遠目で遊具で遊んでいる子どもを見て、「他の園がいい。保育園ではどうか。」と言われた。もっとちゃんと見てもらいたかった。(20代)

・就学前の**保育園**の発表会のとき、保育士の方から「〇〇君がいます、発表会が上手にできないので、お休みしてもらえないか。きっと〇〇君も楽しくないと思うし。」と言われた。遠足も同様で、面倒見切れないのでお休みしてほしいと言われた。(10代)

・**幼稚園**の入園について、障がいの内容や程度を確認することなく、障がいがあるだけで入園不可とされた。(30代)

・**幼稚園**の見学に行った際に、初めは歓迎するような対応だったが、療育センターに相談していると伝えと、入園を断られた(複数園が同対応)。「療育センターに行く＝集団行動が苦手な子」というレッテルを最初から貼られ、辛い思いをした。(20代)

・障がいを理由に、加配の保育士が見つからないと入園できる保育園に苦労した。「障がい児を受け入れていない」「今いる障がい児でいっぱい」と受け入れてもらえる余地がなかった。子供の成長発達を保障する保育園を増やしてほしい。(10代)

・自分の子どもと同じ障がいを持った生徒が以前いたと聞き、**幼稚園**や**保育園**をまわっていたら、園長先生から「障がい者施設じゃないので受け入れられないと冷たく言われた。(10代)

- ・幼稚園のときに他の子ども達と同じ教育を受けさせてもらえず、バスの運転手さんに相手にされていたこともある。(20代)
- ・小学校低学年の面談時、寒くてポケットに手を入れていたところ、担任の先生に厳しく注意された。(年齢記載なし)
- ・小学校の障がい児入学希望で、入学に向けて、校長と面談をした際、「お宅のお子さんの来るようなところじゃないんだから。」と言われた。辞めてほしいと思った。(40代)
- ・子どもが小学生のころ、特別支援学級の保護者会での修学旅行の報告のなかで、担任の先生(女性)と一緒に風呂に入った女子児童に体をジロジロ見られたのはセクハラだと言う発言をされた。障がいのある子が気持ち悪いなら教師を辞めれば?と思いました。裸が嫌なら着衣のまま見守るなどの支援方法もあるのに。(20代)
- ・小学校で普通学級に通っていたころ、先生の勝手な判断で、支援学級に1日のうちの何時間か参加させられていた。数日だけだったが事前に連絡や相談をしてほしかった。(40代)
- ・小学校の夏休みの宿題を説明もなく渡された。交流学級からのもので全く対応できないプリントを束で渡された。もちろん提出は必須ではないと思われましたが、子供のことを考えていないと思いました。交流学級の先生も、特別支援学級の先生も作業的に渡したと思った。(20代)
- ・小学校で障がいわかり、学校と話し合って転校しなくてよかったが、仲間外れにされたり、大勢の中にいられずに教室を出て行っても、誰にも対応してもらえなかった。(10代)
- ・小中学校の運動会で、ゆっくりとしか走ることができないのに全校リレーに出させられた。後日、同級生からは、障がい者当人が出たことが原因でビリになったと学級通信に書かれた。先生は、出すことが大事との方針であったが、できればリレーには出さないでほしかった。(30代)
- ・中学生頃、保護者には対応してくれるが、本人には保護者を通じてしか対応してくれない。(40代)
- ・中学の登下校時にいじめやかからかいを受けた。傘で叩かれる、笑われる、追いかけられるなど。学校は登下校時まで管理できないとのことだったので、2年9ヶ月の間、登下校時に親が少し離れた位置から付いて行って、からかわれが起きる度に注意したり先生に報告したりした。(10代)
- ・高校(支援学校)での担任の対応が力でねじ伏せるものだった。就労の時期も重なりとても不安定になった。本人に分かりやすいものを取り入れてほしかった。(20代)
- ・高校のとき学生にデブと言われた。(年齢記載なし)
- ・学校からの依頼。障がい児の親とカミングアウトして、いじめやかからかいについて学校集会の壇上で話してほしいと依頼された。障がいを持っている弱い立場の人にどう接するかは先生が生徒に伝えるべきことと考え、私自身が生徒にお願いする事はお断りしました。(10代)
- ・子供のころ、同級生にからかわれた。(年齢記載なし)
- ・35年ほど前、みんなと同じ行動ができなかったため、普通学級に入れてもらえなかった。クラスメイトに助けてもらいたかった。(40代)
- ・健常児の親から急に避けられるようになるなど、小学校低学年のころから差別をうけている。子供のうちから障害に対する教育を大切にしていってほしい。(変な目で見ない。ホスピタリティの心を大切にする。)(20代)
- ・夏休みの学校主導のプールに連れて行ったとき、迷惑そうな顔をされた。どうして迷惑なのか、はっきり言ってほしかった。障がい理解のある校長先生がいたときはそんなことは無かった。校長先生と一緒にプールには行ってくれた。(40代)
- ・同世代の子供たちは、「こいつバカだぜ。」の言葉とともにやし立てる。(40代)
- ・学校の帰り道、障害を持った子供を迎えに近くまで行くと、交流級の男の子がうちの子を倒し、うつぶせになったところを馬乗りになって何かを言っていた。周りの子供たちは、見て見ぬふりをしていた。誰かが注意してやめてほしかった。(20代)
- ・いつも片手にハンカチやタオルを持ち歩いている(落着くアイテムのため)子なのですが、今年度の担任は授業中に何かを持つことを良しとせず、片付けしないと他の子と同じ授業は受けさせないという指導があった。あまり周囲に影響のない行動については、無理にやめさせることはしないでほしい。(10代)
- ・思ったように出来ないと、立たせる。(年齢記載なし)
- ・学生時代に普通学級の生徒から名前を読んでもらえなかった。気持ち悪いと言われた。周りで見てた人に「そういう言い方はないでしょ」と言ってほしかった。(30代)
- ・障がいを理由にいじめを受けた。先生に対応してほしかった。(30代)
- ・すべての学校に支援学級が無いので、障がいがあると学区外の学校に行かされてしまう。(年齢記載なし)
- ・体育の授業に未熟な成長なので参加していないことを家族は知らなかった。(40代)
- ・進路相談で担任から、他の生徒の名前を出されて比較された。(20代)
- ・登下校時に、他の生徒から叩かれたりけられたりした。(30代)

発達

- ・保育園のとき「うわばきを1人で履けないと小学校(支援級)には行けない」と先生に言われ、何度も練習させられ本人も母親も毎日泣きました。(20代)
- ・幼稚園のときに他の子ども達と同じ教育を受けさせてもらえず、バスの運転手さんに相手にされていたこともある。(20代)
- ・息子が幼稚園のとき協調運動が苦手で療育を受けていましたが、箸の使い方が上手に出来ない息子を見ながらベテランの先生が「箸の使い方一つで家庭の様子がわかるのよね」と大きな声で言われました。そういう先生の態度が子供同士のいじめに繋がると認識してほしい。若い先生は美味しく食べられたらいいのよと優しくかったです。(10代)
- ・子ども発達センターから幼稚園へ転園を予定していたが、発達の遅れが要因で転園できず、療育との併用を条件にされた。幼稚園に受け入れてほしかった。(10歳未満)
- ・小学校の頃、教頭先生から「隠して育てる親もいるのに、オープンなんですわね」の嫌味を言われたり、プールは母親も水着で付き添い、遠足も付き添いで参加させられた。障がい理解のために教頭先生に貸した本には、マイナスとおもえる文章に線を引かれて返された。(30代)

- ・小学校の修学旅行は2泊なので、本人には無理だろうと教師に言われ参加できなかった。(20代)
- ・10年くらい前、子どもが小学校1年の時に海外へ引っ越したとき。最初の学期は現地で教科書が用意されないで、日本から教科書を持参する必要があります。海外子女教育財団で教科書無償配布を受けるために、在籍校に教科書リストを出してもらって依頼をしました。その際に担任の先生から「支援級だから教科書はいらないでしょ」と断られてしまいました。現地の学校や財団に確認し結果的に作ってもらえましたが、出国前の忙しい時に余計な手間がかかってしまった。知らなかったこととはいえ、支援級は教科書がいらないという失礼な言葉は慎んで欲しかった。(10代)
- ・小学校内の個別支援級の前を通りかかった児童が支援員の私に「○○って障がいを持っているんでしょう？」と聞いてきた。他の児童と同じように勉強したり、遊んだりしていると答えると驚いていた。もっと保護者が各家庭で、障がいの有無ではなく、誰にでも得意・不得意があるということを伝えていってほしい。(年齢記載なし)
- ・障がいを理由にいじめを受けた。先生に対応してほしかった。(30代)
- ・すべての学校に支援学級が無いので、障がいがあると学区外の学校に行かされてしまう。(年齢記載なし)
- ・給食当番で配った牛乳が、汚いと言われた。(20代)
- ・担任から、屋上に連れ出されたり、校門の外へ出されるなど、家族の迎えの時間前の見ていないところでいじめにあっていた。(年齢記載なし)
- ・40年くらい前、姉がダウン症で、妹が学校で「お前の姉さんバカだろ、ブタだろ」と言われ泣いて帰宅した。(年齢記載なし)
- ・進路相談で担任から、他の生徒の名前を出されて比較された。(20代)
- ・登下校時に、他の生徒から叩かれたりけられたりした。(30代)
- ・高校(支援学校)での担任の対応が力でねじ伏せるものだった。就労の時期も重なりとても不安定になった。本人に分かりやすいものを取り入れてほしかった。(20代)
- ・学生時代に普通学級の生徒から名前を読んでももらえなかった。気持ち悪いと言われた。周りで見てた人に「そういう言い方はないでしょ」と言ってほしかった。(30代)
- ・割引の対象が「障がい当事者1名＋付き添い1名」での組み合わせが多い。発達障がいなどでは兄弟姉妹で障がいを持っている事が多く、障がい当事者2名に親1人だと1名割引を受けられない事がある。重度の身体障がいなどでは更に1名ガイドヘルパーが付いての外出も可能だが、発達障がいではガイドヘルパーの対象にならない事が多い。(年齢記載なし)
- ・先生は障がい児の行動に対しての対処は出来ても、障がい児が「なぜ」そういう行動を取るのか本質の理解が無い。(年齢記載なし)
- ・末端の先生に障がい児への理解が伝わっていない。障がい児への対応研修も新任時や希望制の研修だけでは足りていない。(年齢記載なし)
- ・子どもが二人いる。上の子は自閉症で手帳を持っている。下の子は手帳は無いが若干障がいの傾向がある。しかし手帳が無い子は支援学級を選択することができない。そういう境目の子に対する教育が無い。(10代)
- ・今は障がいに対する法整備が進み、障がいのある子は支援学級や特別支援学校などに行きやすくなったため、逆に普通学級を選ぶ選択肢が無くなってきているのでは。合理的配慮とは選択肢があるからこそ生まれるのに、選択肢が無いことは合理的配慮ではない。(年齢記載なし)
- ・子どもの事を学校に相談しても保護者1人では専門知識が無いことも多く、不満や要望を上手く伝えることができない。先生の方が人数が多いので説得されてしまう。長野県には障がい児の保護者と学校の間を専門知識のある人が学校内にいるコーディネーター制度のようなものがあると聞いた。町田市にも取り入れてほしい。(年齢記載なし)
- ・運動会の徒競走で出場したくないと本人が言っていたのに、嫌がる本人の手を先生がひきずるようにしてゴールまで連れて行った。忙しかったのかと思うが、ちゃんと話して安心感を与えてほしかった。(年齢記載なし)
- ・不登校になったこどもに、教師は学力についていけるかに重点を置いて、精神的ケアを怠った。支援級の教師も障がい特性について理解がなかった。(10代)
- ・授業中に先生の話が頭に入らず、問題に答えることができなかった際に、黒板の前に立たされ続けた。(20代)

難病

- ・学生時代、体調不良による遅刻や欠席が認められず、やる気がないと評価されて単位が取得できなかった。見た目だけで判断せず、病気への理解や本人の状態の確認等、必要な環境整備に努めてほしい。(50代)

4 言葉遣い

肢体

- ・高校教師に「喋れるんだね」と言われた。(30代)
- ・お店に申し込みの電話などをした際に、ゆっくり、幼児にでも話すように話されて不快。普通に話してほしい。(同様3件)(30代、30代、50代、50代)
- ・足の障がいでは歩行が不安定で、バス停などで並んでいると「なんでそんな足なの」「洋服そんなの着てるの」など心無い言葉がよくかけられる。(年齢記載なし)

視覚

- ・相手に聞こえない事を告げると大声を出して話される。一番いやなこと。大きな声でも内容はわからず声だけ大きく聞こえる。書いてくださいとも言えないままです。聞こえない事を理解していない方はそうなるので、書こうとする気持ちがないと中々できないと思う。(70代)
- ・お店や医療機関での言葉遣いが、子どもに話すような対応はちょっと。わかりやすく教えてくれくれるのとはどこか違う。(70代)
- ・白杖や盲導犬を使っていることで、見えない人とわかった時、車内や通りすがりのひとが連れの子どものに、目が見えない人、かわいそうな人よと説明している。いまだに、障がい者への偏見があることを知りづらい。(70代)

聴覚

- ・口の形を読むのは大変なので、手話を頑張ってほしい。(年齢記載なし)
- ・友達が手話を覚えてくれた。とてもうれしかった。(年齢記載なし)
- ・手話がわからなくても身振り手振りで伝わる。簡単な手話でもいいから覚えてくれるとうれしい。(年齢記載なし)
- ・子どもが補聴器を付けていると、すれ違った人たちから「耳が悪いのかしらね」と聞こえてくると辛くなる。少なくとも聞こえないように言ってほしかった、なんなら、言わないでほしい。(10歳未満)
- ・過去に何度も公園で遊んでいると、知らないおばあさんや親たちから「かわいそう」といわれたり、狙いを定めたかのように宗教の勧誘をされた。(10歳未満)
- ・大人も子供からも、「変なの」「かわいそう」などといわれる。(10歳未満)

知的

- ・年配の方などから、母親に対しての可哀想発言などをされたことがある。(年齢記載なし)
- ・会社の職員から、仕事中、休憩時間に罵詈雑言を一方向的に言われる。(50代)
- ・レストラン等や学校行事で、赤ちゃん言葉で話しかけられる。(30代)
- ・近所の方から、「あんな出来の悪い子育ててえらいわね。私だったら声を荒げて相手するのは無理よ。あなた偉いわね」と母親の私に言ってきた。(10代)
- ・「こいついっちゃてるよ」と知らない人に言われショックだった。(20代)
- ・多目的トイレに入った時、清掃員にすれ違った女性客が「今、気持ち悪い変な子がトイレに入った。注意して」と言った。(20代)
- ・エレベーターを待っていると、母子と祖母が横に並び、子どもをのぞいてきた。「ずいぶん小さいのね」と言われ「ダウン症なので成長がゆっくりで」と言うとうつるから階段で行きましょと言われて立ち去られた。(年齢記載なし)
- ・みんなの前で、友達から呼び捨てにされた。君付けで読んでほしかった。(30代)

精神

- ・後見人から、「あなた」「君が」とかバカにされた。キャッシュカードを取り上げられ、障がい者をバカにしている。社協に相談して後見人を変えてもらった。(年齢記載なし)
- ・言葉に敏感で、表情を変えずに元気に見せるけどいつもの自分でなくなることがある。(年齢記載なし)

重度重複

- ・自分に対してでは無かったが、支援者が雑談している内容が当事者を馬鹿にしたような発言が多い。当事者は反論できないが、とてもよく聞いている。雑談といえども、発言には注意すべき。(20代)

肢体

- ・今年、職場の上司から障がいに対する理解不足を感じる言動や厳しい指摘がある。麻痺があるので手からペンを落とすことがあるので、物を落とすと拾わなくてはならない等、環境調整で工夫改善して仕事のしやすい環境を整えてほしい。(10代)
- ・3年前、就労先の担当者と進路相談を行うなかで、「トイレ支援の際、緊急やむを得ない時は同性介助でなくてもよいか」と言われた。健常者と同等の羞恥心を有しており年齢相応の対応をするのが当たり前という意識をもっていただきたかった。(10代)
- ・障がい者雇用をしている企業に面接に行っても、車いすに乗っているだけで不利となり、なかなか採用に至らない。(40代)
- ・障がい者に対する収入の低さに差別を感じる。また、自立支援法などの国の支援のなさにも差別を感じる。(20代)
- ・40年くらい前に就職しようと思った会社に関わり合いをしたとき、障がい者と言っただけで断られた。何ができるのか能力について聞いてほしかった。その後仕事に就き、30年以上しっかり仕事をしました。(70代)
- ・入社5年目からずっと職場の上司にうそをつかれた。昇進できなかった。少なくとも管理職手前まで昇進させてほしかった。(50代)
- ・職場のお給料が少ない。もう少し上げてほしい。(30代)

内部

- ・職場で自分が不在のところで、「あの病気は本当に人にうつらないのか」と話していたことを、後日同僚から聞いた。自分に直接確認してほしかった。(50代)

聴覚

- ・3年前と6年前に、就労相談窓口で聴覚障がいを伝えて、障がい者雇用の紹介のあった会社4～5社で面接をおこなったが、採用されなかった。(50代)
- ・職場の会議の内容がわからない。(年齢記載なし)
- ・会社勤務していたが、会議のやり取りが聞こえなくなり職務に支障が出た為早期退職を決断。元々健常者であったため、徐々に難聴が進むにつれて仕事の不安は大きくなり、迷惑をかけていることがわかり退職を決断せざるをえなかった。最初から難聴がわかって就職したのとは違った苦しみがある。(80代)
- ・就労相談窓口で聴覚障がいであることを伝えてもらったうえで面接に行ったのに、聞こえないのに何で面接に来たのか、聞こえなくてもいい仕事があると思っているのかと差別的な対応をされたことが2回あります。障がい者を雇用する企業の人事の人は障がい者認定の基準を知っていてほしい。(年齢記載なし)
- ・聞こえない人とは話が弾まなくてつまらないと思われ、目も合わしてくれないし避けられている感じをした瞬間が多かった。後で書いてあげると言っても忘れられ情報が入ってくるのも後回しにされた。休憩時間に周囲の人が笑って会話しているのを見て一緒に笑えないくやしき、情報が入ってこないもどかしさがこみ上げて泣いてしまった。(70代)
- ・職場でいつも通りの仕事をしていたら、いつの間にか周りの人はいなくなっていて最後の人に何かあったのか聞いて初めて避難訓練があったことを知った。後で確認したら担当が朝礼で伝え忘れ、口頭で皆に伝えていたとの事だった。(70代)
- ・就労相談窓口で聴覚障がいを伝えていたのに、面接先で聴覚障がい者であることをわかっていなかったことが4～5回あった。(年齢記載なし)
- ・会社で朝礼、ミーティング会議などUDトークだけでは理解ができない。(50代)
- ・仕事の会議で、聞こえていないため話が後回しにされてしまう。(30代)
- ・昇進が無い。(50代)
- ・同じレベルの業務をしている人と比べて昇給がない。(50代)
- ・責任ある立場で仕事をしていたが、中途難聴のため退職せざるを得ない経験をした。(60代)

知的

- ・今年、職場実習の面接で実習の際の配慮事項として、病歴や通院歴、服薬についてこと細かく聞かれ、同席していた保護者は、今後就労を目指すにあたり不利な要素なのか不安に思った。てんかんについては配慮が必要と思われるが、個人情報採用されるか分からない会社担当に伝えることに不信感を持った。(10代)

- ・昨年、企業の人事担当から「勤務状態が良くない。このままでは契約更新できない可能性がある。」と学校に連絡がある。本人と連絡をとり審議を確かめると「休憩室で僕だけいつも怒られる。他の人もしゃべっているのになぜですか？店長が代わって今度の店長は僕とあまり話をしてくれません。」と相談があった。店長と本人の言い分が異なると、常に障がい当事者が嘘をついていると言われる。(10代)
- ・職場で、本人が昼の休憩後にゲーム機がすぐにやめられず、社員が注意したところ、もみ合いになり、転倒し頭のけがをした。本人のストレスや障がい特性を踏まえての対応をしていただきたかった。(30代)
- ・障がい者とされてから、仕事も給料も自分のやりたい事はできず、そして給料も安い。職場の施設長よりできないことを上げられ、よくしないと年金等にも関係すると言われた。(40代)
- ・苦手なことを責められる。(年齢記載なし)
- ・10年ほど前、施設の職員から、作業中のおしゃべりについて厳しい指導がされていた。本人は、次第に職場に行くことを嫌がり、発熱するようになった。施設長に相談し、別のグループを希望したが、「本人にはここは合わない。」と言われる。(40代)
- ・仕事の休憩中、職員からの罵詈雑言を一方向的に受ける。(年齢記載なし)
- ・10年ほど前、職員の作業所での支援の仕方(「強い言葉でしゃべることを毎回止めた(当時の職員の報告より)」を怖がり、その職員がいると後ずさりをして近寄れなかった。そのグループがある階に登所後、入れず上の階のグループに行っていたそう。別グループへの変更願を求めたが、施設長に聞き入れてもらえなかった。その後心療内科にかかり休職した。障がいを治そう、軽減しさせることができると思いこみを持つ支援者は多い。支援に対するきちんとした学習会を定着してください。無知→偏見→差別の温床になる。(40代)
- ・普通就労ではなく、作業所等で働いている人たちの収入は、一般の人と比べると、非常に日当が低いです。月給が、一般就労の人一日にも満たないほどであると思います。そこから、昼食代を支払うと何も残らないのが現状です。障がい年金をもらっている人はまだしも、何も該当しない人は大変です。(30代)
- ・20代のころ、一般就労で工場で働いていたとき、上司から「こんなこともできないのか。」と怒鳴られて、頭を平手でたたかれた。日常的にも、バカ、のろまとか言われ、いつも八つ当たりされていた。(60代)
- ・障がい者に対する収入の低さに差別を感じる。(20代)
- ・自立支援法など国の支援のなさに差別を感じる。(20代)
- ・就労Aの職場で同僚から、「会話に入ってくるな！」と言われた。何が不愉快だったか理解できづらいので職員に間に入って説明してもらうなどしてほしい。話に興味を持って話しかけてもそういう言い方をしないでほしかった。(30代)
- ・20年前、職場のパートのおばさんから、仕事が遅いと言われた。優しく教えてほしかった。(50代)
- ・職場で、友達や職員から「どけ、邪魔。」と言われる。また、昼の仕事をやめてはいけなと言われる。(年齢記載なし)
- ・職場で指示がよくわからないので質問をしたいが、「忙しい」などと言われて対応してもらえない。通りかかった友達に挨拶をただけで「規定違反です」と言われる。社内ルールは本人に分かりやすいように説明してもらっているかを学校の進路担当者が確認すると、「どのような方でも分け隔てなく同じ説明をしている」と人事担当から回答された。(10代)

精神

- ・障がいのある人を対象とした求人は、賃金が安いことが多い。(30代)
- ・パートのおばちゃんが、仕事を教えてくれない。(50代)
- ・会社(前職の施設)で、時間数や勤務内容の面から、お給料や福利厚生、社会保険について、上司に交渉しましたが、回答が変わらなかったです。(年齢記載なし)
- ・他市の市役所に2年勤務しているが、健常者のアルバイトは無期限だが、障がい者だけは4年間満期と有限である。同僚も困っていて、5年目以降も労働契約を更新してもらいたい。(50代)
- ・22歳の就職時、人事担当者から面接不可にされて、初めから人権を認めた対話、面接にならない。(40代)
- ・統合失調症であることを伏せて就職するが、病気ゆえの異常さ、欠点の下で長続きせず解雇されたことが多くある。病気を前提に受け入れてくれる職が少しでも増えてほしい。(年齢記載なし)

発達

- ・前職場(クローズ)で働いていた時、やはりおかしいと思われたようで「知恵遅れなのか？」と聞かれ本人が障がいの事を話しました。その時の上司から「普通の人と同じように入社したのだから他の人と同じように出来るのが当たり前で、障がいがあるのはわかったが出来なければ駄目だろう」という事を言われた。自分でやることを書いたノートを見ながらなら出来る仕事も、「いつまでもそんなのを見ながらでは駄目だ」と言われるなど配慮のない扱いを受けた。すぐに別の派遣先に変更しましたが、次のところも数か月で終了になったので、退職して現在は手帳就労して安定した仕事に就いています。甘いかもしれませんが、得意なこともあるので見極めて仕事させてほしかった。「さわるな」、「もう帰れ」など怒鳴られていたようなので、担当の上司を変えて欲しかった。障がいを持っていると次仕事を見つけるまでとても時間がかかる。会社に合わせるのではなく障がいに合わせた対応をしてほしい。(20代)
- ・以前に勤めていた会社が副業禁止だった。週一回勤務なのに副業禁止だったので、もっと副業が出来る会社を増やして欲しい。特例子会社は副業禁止が多いと聞いた。(20代)
- ・特例子会社に勤めると知られると、相手が避けるように感じた。部署関係なくお互い話し合えたらよかったなと思います。(20代)

難病

- ・欠勤した際、医師の診断書を会社に提出したが信じてもらえず、通院時に所属長に病院まで同行され、診察室内に同席し、病気の状態等を確認された。嘘をついているわけでもないのに、自分が悪いことをしているような気持ちだった。(50代)
- ・「障害者手帳を持っていないの？」と言われ、がっかりされた。(50代)
- ・傷病期間が過ぎ、再就職のため就労相談窓口に行ったら「治ってから来てください」と言われた。就労許可書も医師からもらっているし「難病」なんだから治ることはないのに「治ってから」という対応は、『もう一生働くな！』と言われていることに同等の言葉と受け止めました。具体的に何ができて、何ができないか？一緒に考え、出来る範囲で可能な就職先を提案あっせんして欲しかった。(50代)

重度重複

- ・今年、チャレンジ雇用で就労した職場で、難聴があるので言葉の説明だけでは理解できないこともあり、理解できているかの確認ができていなかったのも、仕事のやり方を間違えてしまった。繰り返し説明するとか見本を示すなどの対応はしてもらえずに、できないことだけを責められ体調が悪くなって離職することになった。(10代)

6 社会制度（保険、年金、選挙など）

肢体

- ・サービスや制度が整備されていないことにより、介助が必要な重度の障がい者であるだけで、就労・就学する権利が奪われる。社会と障がい者の相互理解が必要であるため、様々な団体・企業・学校といったところと、ディスカッションする機会などを設けるとよいと感じた。（40代）
- ・2020年靴型装具を作成する場面で、東京都から歩けない人に靴は作れないと言われた。（20代）

視覚

- ・点字投票をする際に、市の職員が手を引いて案内してくれたが、両手を前から持って赤ちゃんが歩くように誘導された。ガイドに任せるか、普通に誘導してほしい。（80代）
- ・選挙に行った際、記述投票のため代理投票を係員に伝えたところ、わからない様子で、こちらが不審に思われた。（年齢記載なし）

知的

- ・保険契約の際、保険契約担当者の責任者に、「自署出来ない場合は契約できない。」と言われた。重度障がい者であることが証明できれば、代筆でも契約可能にしてほしかった。（年齢記載なし）
- ・ダウン症だとは入れる保険も「ぜんち保険」しか入れず、障がいがある人も病気になるリスクはあるので、それを理由に拒否しないでほしい。（30代）
- ・生協とぜんちの保険しか入れない。（年齢記載なし）
- ・選挙の際に、知的障がい者本人たちにわかる選挙公報が無い。知的障がい者の人にもわかりやすい選挙公報があればいいのと思う。（20代）
- ・選挙に行かせたいと思うが、親と一緒に投票はできないと聞いたのでずっと参加できていない。知的障がい者の選挙の流れを知りたい。（20代）
- ・自分の子どもはひらがなが書けるので投票できるが、成人して選挙権はあるが字が書けないため選挙できない障がい者がいる。○（マル）や✓（チェック）のような、もっと簡単な投票方法があれば、選挙に参加できる障がいのある人が増えると思う。（30代）
- ・弟が交通事故で亡くなった時、福祉や保険の手続きについて全然わからないのに勝手に話が進んでしまった。もっとわかるように説明してほしい。（60代）
- ・郵便局で手続きを行う時、「知的の障がいのある子どもが、書類の内容を理解してサインできないと手続きできない」と詰め寄られた。（20代）
- ・選挙会場で、子供の書いた字の紙を持たせたが、やり方が分からないようで非常に時間がかかり、持たせた紙は役立っていないように感じた。市役所で障がい者の選挙時の対応を、研修なりで勉強させるべきではないかと思っている。（30代）

精神

- ・「迷惑だから選挙に来るな」と言われた。（50代）

発達

- ・保険加入の際に精神科に通っていることで保険の担当者から差別を受けた。（20代）

難病

- ・生命保険加入時、保険の外交員から「病気のことは黙っていれば良い」と言われ、告知義務違反の説明もなかった。(50代)
- ・年金申請について、自分と同じ病気で受給されている人がいるため申請したが、窓口の相談員に「申請するだけ無駄だ」と対応された。(50代)
- ・難病法施行以降、相談窓口等で認知度が低く、窓口職員に困惑されて辛かった。現場職員というより、政策に問題があるように思うので、障がい認定を受けられずに生きづらさを抱えている人たちの生活課題にもっと寄り添ってほしい。(50代)

重度重複

- ・障がいのある子どもと地域の投票所(小学校)に行った際に、投票用紙の記入の代筆は出来ないで、子どもと投票所の係の人が別の場所で意思確認をしながら投票をすることになった。初めて会う人にはなかなか意思を伝えるのが難しく、しだいに係りの人は「〇〇さんですか？」と大声で聞くようになり、子どもが誰に投票したか投票所全体に聞こえるくらいになってしまった。それ以降その投票所には行かないで市役所の期日前投票を利用している。市役所の係りの人は大声になることなく丁寧に対応してくれている。(年齢記載なし)

肢体

- ・差額ベッド代、大部屋には難しいのにお金がかかる。(年齢記載なし)
- ・20年以上前、病院で受診中、医者に主治医になってほしい旨を伝えたら、「忙しいのに何しに来た」「忙しいから定期的に診るのは無理、相手にしてられない、どうしてもというなら診るけど」と言われた。一人の患者としてきちんと向き合ってくれた。(40代)
- ・静かにしていなければならない場面で、静かにすることができない娘に対して、周りの方々から向けられる迷惑な視線が心苦しい。病院などでは、呼び出しブザーをもらい、順番が来たら、戻ってこられるのような形式になると助かる。(年齢記載なし)
- ・私は筋ジストロフィーを患っているのですが、レントゲン技師の方が筋ジスの方に関わったことがあるらしく、カルテで私の病名を見て母に「手間のかかる病気ですごくわがままだから大変だ。」と話し掛けてきた。母が「そんなことはない。」と反論しても筋ジスに対する偏った持論を展開され不愉快だった。病名はプライバシーの問題があるので安易に言わず、筋ジスに対する変な偏見を持つのはやめて、技師としての仕事に徹してほしい。(30代)
- ・妊婦検針の際にこの病院で出産していい許可を貰っていますか、と言われた。病院全体でチームを組み対応してほしい。(50代)
- ・検診の問い合わせをしたときに車いすと聞いただけで立てない決めつけられた。車いすの対応ができないなら理由(階段、部屋の広さ)を説明したうえで断ってほしい。(30代)
- ・脳の病気のある娘を眼科に連れて行った際に、眼と脳は関連があり脳外科と一緒にやっていかなくてはならないから駄目と診療をあっさり断られました。一応診療してほしい。(50代)
- ・バリアフリーの歯科医院で受診したが、車椅子からの移乗や立ち上がりができないと伝え、医師から強い口調で他の歯科医院で診てもらおうよと言われた。(50代)

視覚

- ・薬害で障がいを負ったので、処方時に医師によってはあまり関わりたくないという思いを感じる。一生懸命対応してくれる医師もいるので、皆さんが同じような対応をしてくださると安心するし、希望も持てる。(80代)

聴覚

- ・聴覚障がいのある人の質問について医師の話し方がだんだん強い口調になっていった。障がいに関係なく高齢者に対して余裕が無いように感じる。丁寧な説明を。(年齢記載なし)
- ・手話通訳として医療機関に行った際に医者に「大きい声で話すので手話通訳は必要ないと言われた。医者として第三者の介入なく診察をしたいのと思うが、大きい声を出せば聞こえると思うのではなく医者として聴覚障がいを理解すること。(年齢記載なし)
- ・精神科医に同行。検査の際に手話通訳者は外で待つように言われた。長谷川式認知症の検査はボードに書いてある単語を見て答える一対一ものだが、聴覚障がい者の文字の理解度は個人差が大きく手話通訳者の同席を認めてほしい。(年齢記載なし)
- ・医者が受診した本人ではなく「〇〇と伝えて」と通訳者に話しかけてきた。通訳なのでご本人にお話してください」と返すと「じゃあいい」と言われてしまった。(年齢記載なし)
- ・病院へ直接行っても、予約は電話で行うよう案内され、健聴者をお願いすることがある。(年齢記載なし)
- ・病院で名前を呼ばれてもわからなかった。最後になって診察してもらえた。(90代)
- ・必ず家族の誰かと一緒に来てほしいと言われるが、家族は勤めを休まないといけません。(同様1件)(70代、80代)
- ・最近では1人で行っても丁寧に筆談してくれる医者が増えてうれしい。しかし付き添いを連れて行くと医者が付き添いの人に口頭で症状の説明をしてしまい筆談してくれない。自分の症状なのにわからない。(80代)
- ・医者に症状を伝えるのに時間がかかり、途中でストップをかけられてしまう。医者の書いてくれる字が読みにくい。(70代)
- ・医者の質問に答えられない変な人と思われ治療してもらえなかったため症状が悪化してしまった。話せても聞こえないということを信用してほしい。(年齢記載なし)
- ・先生の質問が聞き取れず、うまく症状を伝えられない。(年齢記載なし)
- ・通訳として娘を連れて行ったら、医者に必要なと言われて娘を診察室から出されてしまった。(年齢記載なし)
- ・医療機関での説明、順番、受付の際に、ろう者であることを理解していないのか筆談も手話通訳利用にも応じない(60代)
- ・50年前に大手の病院に初めて1人で行ったとき。身体の様子を色々聞かれ筆談をお願いしたら、次から付き添いで来てほしいと言われた。書いてもらえれば返答できるのに。20年くらい前から都立の障がい者口腔センターに通院していますが、本当に安心して治療が受けられます。他の病院も同様になることを願っています。(80代)

- ・聴覚障がい理解のある医療機関を探したいが情報交換する人を探すのが難しい。(年齢記載なし)
- ・調剤薬局で薬を処方されたとき。私のお薬手帳を開いて何か言っている。何を言いたいかわからずにいたら、怒鳴りこむような感じで何か言ってきた。声は聞こえるが何を言っているか聞き取れないことを理解してほしい。筆談が一番安心。(50代)
- ・他市から町田市に転入してきたが、聴覚障がい受け付けてもらえる病院が見つからず、現在も転入前の他市まで電車で歯科に通いつけている。(60代)
- ・整形外科に通院したいが、聴覚障がい医師と話しができない、聞こえないことで受け入れてもらえない。(60代)
- ・発達がゆっくりだった頃、病院の医師から「もっとお利口になってから病院に来なさい」と言われた。(10歳未満)
- ・入院時、他の子どもよりも1時間も食事が配膳されず「命に問題ない子どもだから仕方ないでしょ」と言われた。(10歳未満)

重度重複

- ・熱が出たため、発熱外来受診ということで、複数の病院に電話をした際、「かかりつけ医はいないんですか。かかりつけにまず相談してみたらどうですか。」と言われる。障がいであるというだけで、同じ対応や、同じ目線で見てもらえないのは不便だなと感じた。(年齢記載なし)
- ・20歳のころ、成人医療に移行の準備をしている際、体調が悪くなったことがあった。訪問医に診てもらったが、治療が難しいとの事で小児科に入院となった。小児病棟での成人の受け入れが難しく、スムーズに入院できなかった。入院後も、成人の病院が決まらないうちに、小児科をやめなければならなかった。(20代)
- ・小児科から普通の内科などに移るように言われるが、受け入れてくれる病院が少ない。重心の子は小さな頃から医療機関にかかっていることが多いが、中学生くらいになると一般の内科などに行くように言われるが、地域の病院では受け入れてくれない事も多く、障がいに対する理解度が低い医師が多い。(年齢記載なし)
- ・病院の障がい者用駐車場に停めた時、子どもは車いすではないが杖をついて歩いていたのに、車いすじゃないのならと通常の駐車場に移動するように言われた。(年齢記載なし)

知的

- ・3歳児検診で、発語がなく耳が聞こえていない可能性があると言われ、病院の耳鼻科を受診した際、「3歳で自分の名前が言えないのは異常です。」と医師に言われた。異常という言葉は、とてもショックに感じた。(10代)
- ・就学前の検診で発達に問題があるとされ、町田福祉会館で紹介された病院を受診した際、本人が診察室に抵抗し大変な状態になった。そのとき、医師から「こういう子は、こんな風になるし、仕方ないのよ。」と言われ、言い方にがっかりした。(10代)
- ・主治医の勧めもあり、町田市もしくは市外でも、近くてグループホームの職員さんが付き添って通院しやすい病院を探しているが、重度の障がいと難治性のためかんということから、断られている。(30代)
- ・子供が具合が悪く、診てもらうように電話をして(障がいがあることは伝えた)来院したが、障がいのある子は診ることができないと言われた。(40代)
- ・小学生のころ、大きめのとげが刺さり、診察をお願いしましたが、症状を話しただけで、診もしないで追い返された。(30代)
- ・病院にて、本人が症状を言えないと診られないと言われた。親からの聞き取りで診てほしかった。(10代)
- ・成人検診を受ける際、病院の受付から、注射ができないので、採血なしでと伝えたが、町田市の成人検診ではできないと言われた。保健所に伺い、事情を話したら、できるとのことで病院に連絡してくれた。障がいのある人はお断りしたいという感じの対応だった。(30代)
- ・医者に、子供の話す内容を馬鹿にされた。一人の人間として扱ってほしかった。(20代)
- ・耳鼻科に通うときに嫌がり、暴れる。一時間以上並んだうえで、診察時「僕にはお手上げです。」と言われた。(年齢記載なし)
- ・静かに待てないときの、周りの冷たい視線を感じた。(40代)
- ・3年前、病院のレントゲンの際、親である私が当事者を力の限り抑えようとしたが、動いてしまい、看護師と検査の人は何の手助けもなく、さらに無理と言われ、レントゲンを断念した。サポート補助をしてもらいたかった。(年齢記載なし)
- ・引きこもりの子どもに対し、病院、保健所は「本人を連れてきてください」と引きこもりに適した対応をしてもらえなかった。(10代)
- ・医師に、なぜ連れてきたのかと言われ、にらまれる。親が悪い、と何もわかっていないのにその場だけの様子を見て決めつけてくる。(10代)
- ・知的障がいでもリハビリテーションの治療の受診が拒否された。(20代)
- ・あからさまな差別でないが、診察が難しいと思われてしっかりした診察がしてもらえない。(10代)
- ・一昨年、子供が熱を出したため、内科で診てもらおうとしたところ準備に時間がかかり、受付時間に5分遅れてしまった。コロナ禍ということから、受付は定時までとのルールがあり、診てもらえなかった。入電をしていたこと、障がい者であることを説明し、どうにか診てもらえるよう頼んだが、受付してもらえなかった。冷たさを強く感じた。障がい児は思うように動けず時間がかかることも多い。障がい児が通いやすい病院の情報を配布してほしい。(20代)
- ・病院で、自閉症、多動症を診てもらおうとしたところ、待ち時間に看護師の方の態度がとても冷たくなり、言葉遣いも悪くなった。迷惑そうな顔をされ、「他の病院に行ってほしい。」と言われた。他の健常者と同じように対応してほしい。(10代)

- ・大学病院の小児科を受診した際、子供を抱いて診察室の椅子に座ったところ、医師の横に6人の看護師が並び、私たちの様子をじっと見ていた。そのとき、障がいの子供を観察しに来たのではないかと感じた。医師から、一言研修のあることを述べてほしかった。(30代)
- ・乳児のころ、内科を受診したところ、医師から「こんな子見たことがない。」と言われた。せめて思っていたとしても無言でいてほしかった。親として傷ついた。(20代)
- ・小学5年生のころ、ガラスを割って、腕に大きな傷ができ、血が流れている状態で、病院の先生から「このように暴れる子の治療はとてできない。」と言われ、ほかの病院の紹介をお願いしたが、「障がいがあるのだから、主治医に診てもらえ。」と言われた。主治医は、児童精神科なのでけがは診てもらえないことを伝えたが、「それならヒマワリに電話して探せ。」と言われ、止血すらしてもらえなかった。(10代)
- ・小さいころから今でも、静かにしていないとならない場面で、静かにできない娘がその場に居合わせた方たちに、迷惑な視線が注がれるので心苦しい。病院では呼び出しブザーをもらい、順番が来て鳴ったら戻ってこれるような形式があったら助かる。(20代)
- ・2～3年ほど診てもらっていた歯医者先生に、本人の障がいにより「抜歯、その他の治療ができない。」と言われた。本人が暴言を吐くことが大きな理由としてあったが、3年も通っていて、そのとき初めて言われたので、びっくりした。相談や、治療できないのなら早く言ってほしかった。(30代)
- ・コロナに罹り病院へ問い合わせ、知的障がいを伝え、その場で断られて受診できない。同じ症状の母親は受診できた。(同様2件、20代、20代)
- ・医療脱毛の問い合わせで、障がいがあることを伝え、ていよく断られた。(20代)
- ・白血病と診断された障がいを持つ息子に、県立ガンセンターの医師は、障がいを理由に「抗がん剤治療はできない、経験不足」の一点張りで対応してもらえなかった。点滴の管を抜くかもしれない、自分の体調をうまく伝えられない、コミュニケーションが取れない、経験がないということを繰り返し言われた。また、経験のある病院を探す気もほとんどなかった。最後の医師との面談で「命を救う仕事についているのなら、せめて治療を行える病院を探すまでは責任を持て。」と伝え、ようやく転院先を見つけてくれた。(20代)
- ・治療中に暴れてしまい、家族にしつけが悪いと注意される。注意を受けるとその病院に行けなくなってしまう。(年齢記載なし)
- ・夜間腹痛がひどい状態で受診するが、「どこがどう痛いか言えなければこっちが困るんだよ」と怒鳴られた。(20代)
- ・コロナ禍で親同士の交流がなくなってしまった。病院などの情報交換などできない。(年齢記載なし)
- ・中学生のころ、通っていた病院が合併することになり、合併後も通院できるように頼んだところ、普通の子は連れていけるけど障がいのある子は上司に嫌がられるので連れていけないと言われた。投書をしたり先生と話し合うことでその時は合併後の新しい病院に行けましたが、その後小児科→成人に移行するのは難しかった。障がいを持っているというだけで受けないのはわかりますが、差別してほしくなかった。(20代)
- ・10年以上前、障がい者歯科にて待ち時間が長いこと、医師がいないからと十分な治療が受けられないことがあった。重度の知的障がいの子供が受けられる歯科、ほかの病院の情報が欲しい。受け入れる医療機関が増えてほしい。(10代)
- ・療育園から、ほかの児童発達支援機関を利用しているなら、当療育園の利用を控えるように言われる。市内に、療育園や医療センターのような医療機関が欲しい。(10代)

精神

- ・病院で体調不良を訴えてもすべて精神的な問題とされてしまい、取り合ってもらえない。大病を患った際に発見が遅れるのではないかと不安。(30代)
- ・クリニックの先生が、自分の都合が悪いことだとキレる。「毎日起きた時間をノートにかけ」「1日3000歩歩け」といわれた。担当医を変えてもらい解決した。(50代)
- ・外来受診の際、男言葉(タメ口)で対応された。(年齢記載なし)
- ・デイケアの担当職員が、自分のお通じの問題を理解してくれず(下痢しやすく悩んでいる)、「我慢できないの」と言われた。(50代)
- ・病院で担当医でもない職員が待合室に来て、本人を診てもいないのに入院させなさいと話しかけてきた。後日入院させないと言いいに行ったらケースワーカーが鬼のように怒った。(年齢記載なし)
- ・息子が起きられず3時すぎに薬をもらいに行ったら、「いつも遅く来る、もう薬は出さない」と断られた。(年齢記載なし)
- ・大学病院の主治医は何一つ説明もなく、減薬のお願いをしたが3年間無視された。別の病院へ移ったが、デボ剤と多剤多量になり減薬をお願いしたら、「もう慢性期じゃないか」と言い返されたきり、数年間ただ薬をだすだけで1分診療で無駄な年月を使ってしまった。初回だけでなく、ケースワーカーを対話するように配慮してほしい。(年齢記載なし)
- ・病院や保健所に相談の電話をしたが、気に入らないと思って電話をきられてしまった。どこに相談していいのかわからず、家族は困り果てていた。(年齢記載なし)

発達

- ・子どもの障がいを病院で分かったとたん、病院の態度が変わった。「なぜここに来たのか」「お母さんの育て方が悪い」などと責められる。(20代)

難病

・障がい認定・年金申請のために主治医に相談したが、基準に該当しないから意見書は書けないと言われた。その基準が
実態にそぐわない場合だからこそ、医師の意見書が必要だと伝えが、無理だった。(50代)

聴覚

- ・サークル活動に参加していたときに会長が話していたので隣の人に「書いて」とお願いするが逃げられた。後日しばらく欠席が続いた会員さんが参加したので「どうしたの？」と聞くと息子さんの死亡の話しをされた。「全く知らなかった」と言うと、この前会長さんが話されたので皆知っているよとのこと。(80代)
- ・次回用意するものを言われたが聞こえなくて全く知らなかった。(80代)
- ・スポーツジムでパーソナルトレーニングをしているが筆談で対応をお願いしている。ちゃんとサポートを受けられるか心配。(40代)
- ・3年ほど前、タイコの発表会で主催者が、聴覚障がいの方々への通訳の席を用意することを渋っていた。また終わった後、会場外にいと、嫌味を言われた。(年齢記載なし)
- ・何度も出かけているテーマパークで係員の方に話しかけた時、補聴器を付けている子どもに対し、手話を使って簡単な挨拶をしてくれた。子どもは、口話で療育中のため、本人も家族も誰一人手話が分からなかった。難聴で補聴器を付けていると、手話で会話するということが定着しているが、色々な難聴があることを知ってもらいたいと思った。(10歳未満)

知的

- ・小学生のころ、ダンス教室の体験会で、見ないふりや声かけされない対応だった。(20代)
- ・小学生のころ、スポーツやイベントに連れて行ったとき、「変な顔をしている」「よだれがたれている」「気持ち悪い」と本人の目の前で言われた。こういうことがあったのでスポーツを辞めると言ったら、関係者の人が親御さんに連絡してくれて謝ってくれたのでスポーツを続けることができました。(20代)
- ・高校を卒業する頃、スポーツジムに入ろうと申し込みに行きましたが、断られました。家族が一緒に行ってサポートするのでお願いしてみましたが、ダメでした。他の会員のことを思うと仕方ないのかなとも思います。(年齢記載なし)
- ・本人とのお店を開こうと動き出している際に、場所を借りている店主の方から、「店のイメージが悪くなる。」と言われた。開店の趣旨、コンセプトを理解してほしかった。それが差別だと理解してほしかった。(年齢記載なし)
- ・運動が苦手、障がいのある人向けの教室を、総合体育館で行っていて参加していたが、指定管理者が変わった時、通える教室がなくなった。(10代)
- ・知的の障がいがあると、参加できるイベントや教育プログラムがない。学びの機会を保証してほしい。(20代)

精神

- ・所属していたサッカーチームで自分なりに努力していたが、手を抜いていると思われて怒られた。(20代)

肢体

・お寺の怪談イベントに行きたく、敷地内に段差はあるのか、ある場合どのくらいの高さの段差なのかを問い合わせた際、お寺の責任者から「うちは車椅子の方はご利用できない。対応できない。」の一点張りで断られた。寺社仏閣は、物理的バリアも多いと思うが、車いす利用者に対する閉鎖的な態度はやめてほしい。(30代)

・イベント(コンサート)会場の車いす席に案内されたが、見通しが悪く、楽しめなかった。車いす目線(低い)であることを考慮して丁寧な対応をして欲しい。(40代)

・ライブの車いす席は、いったん一般席が当選してから車いす席に変更申請をしなければならないケースが多い。二度手間であるし変更後の車いす席は場所が悪いこともある。また、申し込み時に同伴者も登録しないといけないケースも。申し込み時に、誰が介助で付いて行ってくれるかは確定できず、申し込む機会が狭まる。車椅子スペースがある会場なら、最初から車椅子席として販売してほしい。(50代)

聴覚

・先着何名、優先受付などをFAXで申し込むと定員締切で断られる事が多い。スマホ、PCでの申し込みが簡単に出来ない人も多い。(80代)

知的

・10年ほど前、親が参加するホテルのイベント・パーティの同伴を断られた。「雰囲気にあわず、騒いだりすると困るので、連れてこないでほしい。」と主催者から言われた。親が判断できることなので、まず、理解を示してほしいと思った。(30代)

肢体

・20年以上前、パソコン購入の補助申請をしに行った際、窓口の方に「愛の手帳が2度ということは、パソコンは無理でしょう。」と否定されたのが悲しかった。(30代)

・町田市内の入所施設にいくために坂道有。急な車道とは別に、ゆるやかな坂のルートがあるのだが、あまり人が通らず、舗装もされていない。通るたび危険を感じる。福祉職の身体障がい者の制限になっている。もちろん、入所者の移動の権利の制限にもなっている。都と相談してもいいのではないかなと思う。(60代)

視覚

・何年か前にガイドヘルパーの利用時間が削減された。視覚障がい者は外出時のガイドヘルパーが必須のため、利用時間の減少がそのまま生活のしづらさになる。(年齢記載なし)

・市役所の窓口の方が、書類提出時に説明不足だと感じた。ひとつひとつ細かく説明していただきたい。耳からの情報が頼り。(60代)

・役所とのメールのやり取りの中で、視覚障がい者が扱えない、レター資料を要求された。オンラインなどで、直接話をして聞き取りながらレター資料を作成してほしい。(年齢記載なし)

・市役所で「待って」と言われてそのまま待たされた。内容をよく聞いて担当に連絡するので数分待ってと言ってほしい。(70代)

重度重複

・市役所の駐車場を車椅子で通っていたら、危険であると警備員さんに邪魔扱いされた。車椅子用駐車を市役所入口に近いところに配置してほしい。近いところは、軽トラの作業車でいっぱいだった。(50代)

・生まれつきや幼少の障がいだと日常生活用具のおむつが支給されるが、中途障がいの人はおむつが交付出来ないと聞いたが事実か。情報提供ができていないのか。(年齢記載なし)

・市役所で配布しているサービスガイドブックについて。色々な制度が載っており役立つが、制度の案内項目が多すぎて読み込むのが大変である。障がいになった人や家族が障がいになった時にいきなり渡されても必要な制度を見つけれないことがある。(年齢記載なし)

・様々な障がいの助成や手当の制度があるのに案内する場所が少なく、制度を知らないので利用していない人がいる。案内する場を増やしてほしい。(年齢記載なし)

難病

・通知1通だけで手当の打ち切りを宣告され、難病になって唯一の助かるサービスがなくなり、見捨てられたと感じた。(50代)

聴覚

・市の相談窓口で横柄な態度の職員がいる。仕事なのはわかるが、一般の方よりは障がい者の知識があるはずなのに対応がとても冷たく配慮が無い。役所仕事ではなく特性を見て対応してほしい。(年齢記載なし)

・相談窓口の受付で「聞こえないので書いてください」と頼んだら、紙とペンを渡された。私は話せるので、職員の方が話すことを書いてほしいと頼んだのに。聞こえないという事理解不足。相手がどうしてほしいのかきちんと理解してほしい。(70代)

・都心には聴覚障がいの人向けの講座が色々あるが町田市内では少ない。町田市でも聴覚障がいの人向けの講座や施設が欲しい。

・市で開催するイベントや講座に、いつも要約筆記の人がいれば参加できるのに。(年齢記載なし)

・昔手話講習を受けたが忘れてしまった。町田市でも手話講習をやしてほしい。(年齢記載なし)

・聴覚障がい者は外見からはわかりにくいので。ヘルプカードの耳が不自由版も作ってほしい。(年齢記載なし)

- ・障がい者支援センターで聴覚障がい2級手帳の交付申請の際、窓口職員が全部一緒にいた夫に説明をして、自分のことなのに何一つわからないまま申請が終わってしまった。要点だけでも書いてくれれば良かったのに、面倒くさいのかなと思ってしまった。普段から障がい者と向き合う支援センターでもこんな対応では、普通のお店で筆談してくださいなんて言えないなと思いました。(70代)
- ・窓口担当の待合室での呼び出しやアナウンスでは、字幕付き掲示板が必要。(年齢記載なし)
- ・市役所に悩み相談を提供しても、ろう協会に相談したほうがいいとの事で、職員の言い方が冷たいと感じた。(60代)
- ・PCが使えない人は、HPがあっても見れない。(70代)
- ・手話通訳依頼の回答がくるまで時間がかかる。その日のうちに手話通訳者と病院に行きたくても間に合わない。(年齢記載なし)
- ・市役所の職員全体。筆談も手話も応じてもらえない。ろう者に筆談できない方がいる事を十分理解できていない。手話通訳を利用も理解もしていない。障がい者差別解消法と手話言語条例の合理的配慮を理解すべき。(60代)
- ・資格を取るための講習を受けようとして相談窓口到手話通訳派遣を依頼したが、個人の趣味の内容なら受けられませんかと言われた。趣味であっても世の中に役に立つ資格だと思ったのにすごく悔しかった。聴覚障がい者の日常生活の一部のことなのに認めてほしかった。(50代)
- ・住所手続きのときに引っ越し前では手続きはできないと言われた。色々な郵便物が期日関係なく来るので、住居契約が定まったら市役所に手続きできればいいと思った。(80代)
- ・相談窓口到手話マークを要望したら拒否された。難聴者のシンボルマークを決めるとの事。ろう者は手話を言語にしてほしい。ろう者当事者として話を聞いてほしかった。(50代)
- ・手話通訳者懇談会で市役所の職員に、夜間大学に手話通訳者派遣できるか聞いたら、派遣はできませんと簡単に断られてしまった。派遣できない理由や今後派遣するためにはどうすればいいのかなど、順に説明してほしい。(50代)
- ・手続きに行ったが手話通訳者がいない日だったようで話しができなかった。(60代)
- ・筆談をしてくれたが、丁寧に書かれすぎて読むのが大変で困ってしまった。(年齢記載なし)
- ・ワクチン接種会場で説明がわからないので手話通訳者がいてほしい。(年齢記載なし)
- ・市役所の書類はわかりにくい、電話での問い合わせが出来ないので、市役所に行って書き方を説明してもらいながら提出することが多い。(年齢記載なし)
- ・会話にずれがあっても理解されないため、手続きでも遠慮して済みます。(60代)
- ・高齢のろう者は文章の読み書きが苦手な人がいるため筆談では上手く伝わらない。様々な場所で手話通訳の手配をしてほしい(60代)
- ・耳が聞こえないことで「少々お待ちください」と後回しにされる。(年齢記載なし)
- ・子どもの小学校入学で、障がいの理解がない学校について市役所へ相談したが、「学校の方針は各校長へ任せているので、市からは注意できない」と言われた。市と学校と先生が協力して、子どもが安心して通えるように話し合い、教育の場を考えてほしかった。(10代)

精神

- ・自立支援受給の説明で、私に人差し指をさして説明された。(年齢記載なし)
- ・市役所の書類手続きで窓口に行ったとき、障がい者が判明してからは、敬語を使われなくなるなど急に態度が変わった。(30代)
- ・8050問題で母親がもし亡くなった後の生活が心配で、適宜市役所や福祉サービスでFollow、検討をお願いします。(50代)

知的

- ・30年ほど前、市役所に手続きに行った際、担当の職員から、障がい者を連れて町田に引っ越してこないでほしいと言われた。(40代)
- ・マイナンバーを取得する際、見下げたような言葉遣いで対応された。(50代)
- ・案内の人に、椅子を動かしていた時、周りに人がいますのでと注意された。(40代)
- ・市からの情報が伝わってこない。(80代)
- ・医療機関に関係する事を相談にいったとき、市役所職員に何度も話してやっと通じた。頑張っただけでよかった。(80代)
- ・電話ができないので、直接手続きに行かなければならない。電話以外の方法も考えてほしい。(80代)
- ・広報では、電話番号のみの場合が多い。電話の使えない人のことを考えていない。FAX番号がない。(年齢記載なし)
- ・コロナのワクチン接種の案内通知にも、電話番号しかなくFAX番号がない。FAX番号は必ず載せてほしい。(年齢記載なし)

聴覚

- ・窓口担当の待合室での呼び出しやアナウンスでは、字幕付き掲示板が必要。(年齢記載なし)
- ・手話通訳を付けてほしい。(年齢記載なし)
- ・クレジットカードの停止の際、代理人では電話受付ができない。FAXでの連携が必要。(年齢記載なし)
- ・5年ほど前、銀行で、聴覚障がいの方が海外への送金手続きの際、送金者の確認で電話番号の記載を求められた。電話を持っていないと伝え、通訳者の電話番号を求められた。通訳の制度や立場、そして聴覚障がいの方向けの対処をとってほしかった。(年齢記載なし)

知的

- ・銀行で口座をつくるとき、本人が口座を作ることを理解できないと作れないと言われた。代理人で作れるようにしてほしい。(20代)

重度重複

- ・7～8年前、子どもの名義で外貨貯蓄を行っていたが解約するように言われた。知的障がいがあるので本人が制度を理解できないため。(年齢記載なし)
- ・子どもの口座印紛失のため変更手続きをしようとしたところ、本人が銀行職員の質問に応答できず、本人確認できないので手続きができないと言われた。保護者が横にいたが後見人がいないと手続きが取れないという銀行の回答だった。その時は印が見つかって手続き不要となったが、また同じことが起こったときどうすればいいのか。(年齢記載なし)

12 交際・結婚

事例
回答なし

視覚

- ・1年ほど前、実の弟の家に立ち寄ろうとしたが、姿を見て隠れられた。せめて言葉をかけてほしかった。(70代)
- ・5～10年前、親せきが集っての食事会で、義妹から、「夫が隣の席を離れたら、誰が食事の面倒を見るのよ。自分ではできないのだから、文句を言うな」と言われた。周りにいる人が支援してくれれば良いと思った。(50代)
- ・叔母から、葬式に白杖を持ってくるなと言われた。(60代)
- ・家族がテレビを観て内容について話をするが、「笑う」など障がいのある者がそれがわからず、和めない様子がある。見える同士の日常がある。(60代)

聴覚

- ・親戚が手話をできない。50年前から理解されてない。(70代)
- ・小学生のころ、家族にテレビの内容を知りたくてたずねたけど、話してくれなかった。(60代)
- ・テレビを見ていて家族が笑っていても何で笑っているのかわからない。家族の間の話しを通じないので黙っていることが多い。(同様1件)(80代、90代)
- ・家のことの話し合いも、障がい者を省いて家族は先に済ませてから、後で説明されても理解できない。(50代)
- ・急病で具合が悪い時に、家族に手話通訳をお願いしたら、受験で忙しいので迷惑だと言われた。手話通訳者依頼をするのに大変な時期だったので無理をお願いした。完璧ではなく不安でした。病院に専用の手話通訳者がいてほしい。(50代)
- ・お正月やお彼岸などで親戚が集まった時に、義理の母が「普通だったらね」「小3のこどもに、あ・い・う・え・お言ってごらん」「名前ちゃんと言え」「小4の時には足し算できるの？本当に？」と言っていたので、主人から母親に伝えてほしかったが、主人は「お前の考えが正しいわけではない」と言われて対応してもらいたいことは無理だと思った。(10代)
- ・子どもに障がいがあると分かった時、親戚や親から、受け入れてくれない言葉があった。(10歳未満)

知的

- ・親族からは、連れてきてほしくないと言われている。余計な付き合いはしないようにしている。(年齢記載なし)
- ・本人が4歳のころ、電話で父親に息子の障がいのことを打ち明けた際、「どうしてそうなった。」と言われた。頭から否定するのではなく、しょうがないことなので、将来の事などの建設的な話をしてもらいたかった。(10代)
- ・母親の兄が亡くなったとき、義姉から本人(障がい者)を連れてこないでほしいと言われた。田舎なので、周囲の目が気になるとの事。心優しかった兄だけに、最後の別れに参加させてほしかった。(40代)
- ・冠婚葬祭等で親戚関係が集まる場で、他の子どもと比べられて辛い思いをした。(30代)
- ・祖父母から、普通の子に生まれていたらと何度も言われた。(30代)
- ・引きこもりの子どもに対し、父親が家にいらなくなるような威圧的態度をとる。(10代)
- ・父親から言葉の暴力、セクシャルハラスメントを受けていた。女性センターに相談して、今は別居して連絡がとれないようになっている。父親とは一緒に暮らしたくないです。(60代)
- ・祖母から、近所の目があるので家の中に入れるよう言われた。(20代)
- ・里帰りした母親に、伯母から子どもの障がいに対して嫌味を言われた。(50代)

精神

- ・家族から、本人が動くことが何かと気になり、口を出したり、何かにつけて邪魔者扱いをされる。もう少し優しくできないのかと思います。(50代)
- ・本人が学生のころ、親戚(叔母、祖母)の会話の中で、親戚のほかの子供たちと比べるような発言があった。(〇〇高校へ行っただけ)そういう話題を出してほしくなかった。(40代)
- ・母から酒をちょっとでも飲むと、アル中になると言われたり、口喧嘩すると狂ってると言われる。心にしまっておいてほしかった。(30代)
- ・母から2つのことを頼まれたが、同時にすることができずに叱られた。1つのことに対し、手順をメモさせてほしかった。手順がわかれば、2つのことができたかもしれないので、叱られなかったかもしれない。(30代)
- ・病院から外泊してきたとき、家族に食事の「洗い物やれ」と言われる。できないことをいまだに家族は理解してくれない。(50代)
- ・幼少期、家族でけんかになった時、きちがいと言われた。殺してほしかった。(年齢記載なし)
- ・家族(父母姉妹)から「退院してしばらく経つんだから、アルバイトをしなさい」と言われた。デイケアや作業所の存在を教えてほしかった。(30代)

肢体

- ・バリアフリー制度について、障がい者トイレにベビー用のおむつ交換台しかないこと。大人用の交換ベッドを設置してほしい。(年齢記載なし)
- ・重度障がい者の就労におけるヘルパーの利用の支援制度がほとんどないということが差別であると感じる。重度障がい者は介助者がいなければ働けない人もいるので、古い制度などが、ノーマライゼーション、ダイバーシティを妨げているという現実に気が付いて、働きやすい環境を整えるべきだと思う。(20代)
- ・点字ブロックが車いすの妨げにもなっている。点字の隙間に前輪が入ってしまい動けなくなってしまうことがある。(年齢記載なし)
- ・特別支援学校、入所施設などは行くために急な坂があり、障がい者施設なのに車いすでは非常に行きにくい。(年齢記載なし)
- ・ショートステイに行ったとき、ケア者に熱湯を胃ろうに入れられた。しかし障がい者は何もわからない人にとらえているようで、事業者からなんの対応も無かった。(年齢記載なし)
- ・1年くらい前、グループホームの面談でグループホームの方から、「重度を持っていないから入れない。」と言われた。同じ車椅子なのに入れなかったのも、重度を付けてほしかった。(30代)

視覚

- ・ガイドヘルパーが障がい者の視覚の見え方を他者に話してしまう。個人情報ガイドヘルパー同士で話してしまう。ガイドヘルパーが障がい者に対して、よこしまな見方をしないでほしい。守秘義務を守ってほしい。(80代)
- ・ガイドヘルパーと同行している時、他の障がい者の方に合うとガイドヘルパー自ら他の方に声をかけるので疎外感を感じる。(80代)
- ・ヘルパーステーションに依頼しても、ガイドヘルパーがいないと断られることが多い。毎月、依頼の予定が決まっているので、把握しておいてほしい。気心を知れたガイドヘルパーと自由に行動できるようにしてほしい。(80代)
- ・同行援護の時間数増加が認められない。(年齢記載なし)
- ・ガイドヘルパーが知らない場所を調べてこないで、障がい者に聞いてくる。事前に下調べをしてほしい。(80代)

重度重複

- ・医ケアの必要な障がい児は地域の教育や療育などの受け入れ先がとても少ない。すみれ教室では断られなかったが安全の保障が出来ないと言われた。大人になってもそれは続き、グループホームでも夜間の看護師がいなかったと断られてしまう。(年齢記載なし)

聴覚

- ・一人暮らしをしているので、病気などで急に倒れた時に119番などに電話通報できないので不安である。アプリがあるとのことだが、スマホの操作に不慣れでよくわからない。都営住宅のシルバー専用住宅には部屋の中に緊急時用非常ボタンがある。(70代)
- ・ろう者の集まる老人ホームが欲しい。健常の人と一緒にコミュニケーションが取れない。(70代)
- ・団地に住んでいるがろう者の人が1人しかいないので寂しい。(70代)
- ・ホームヘルパーの人が手話が出来ないでコミュニケーションが取れない。ろう者専用のヘルパーサービスがあると思う(70代)
- ・ろう者の子どもが病気になった時に電話ができず、隣の人も留守で救急車を呼べなかったという話を聞いたことがある。(60代)
- ・10歳未満の時初めて補聴器を購入したが、中等度や重度の人たちと変わらないものを購入しているのに、ほとんど助成金がなくてほぼ自己負担だった。度合いで差別されていると感じた。(10歳未満)

知的

・グループホームの世話人が、利用者を注意した後もその方の行く先に付きまといガミガミ叱る。日常的な些細な事でも乱暴な言葉で返す。話せばわかることをきつい言葉で言い続けるのは、支援員の障がい者に対する人権の軽視。支援員の仕事が多すぎて、忙しさや疲れからイライラするのでは。コロナで消毒の手間も増えている。支援員に高齢者も多い。余裕のある職場づくりと人権尊重の意識を持つようにしてほしい。(30代～50代)

・2年ほど前、就労B型から生活介護へ移るのかの面談の際、担当の職員から「ほかの利用者さんの働いたお金を食っている(皆に比べて仕事をしていないのでB型にふさわしくないということ)」を言われた。障がい者支援とはどういうことなのか根本から考え直してほしい。(40代)

・施設入所で、次の生活の場所が決まっていけないのに、「明日退所してください」と施設長に言われた。(20代)

・宗教団体からの勧誘を受けた際、事業所の職員に電話で助けを求めたが、大丈夫と言われ、しっかり対応していただけなかった。(30代)

・必要な器具を装着していたが、指をさして笑われたり、避けられるなどされる。療育施設担当者からは、発言に問題があった。(20代)

・グループホームで支援者として働いているが、周辺の住宅からクレームが入った。話し合いでは解決できず利用者は同法人の別のグループホームへ移ることに。利用者と実際に会って障がい者を理解してほしい。(年齢記載なし)

・ヘッドギアの申請が3年に1度しか助成されない。生きるために必要なもので、高価なものです。サイズアップも幼い時ほど頻繁です。1年での助成があると助かります。(10歳未満)

精神

・体調不良のため、家事の手伝いをグループホーム職員に依頼したが、(知的障がい等ではなく)精神障がいなら出来るはずだという理由で断られた。また、安心できる状況であればすぐに治まる症状であるにもかかわらず、「精神疾患で自己判断ができない」として支援者側の意向で受ける医療を決めることもやむをえないという対応をされた。(30代)

・知的障がい者の方が、仕事をせずに息を吐いたり、ぼーっとおしゃべりしている。利用者の8.5割の方が、仕事なのに、お客様をほっぽらかす、素手でグラスを触る、手を洗わない、物を投げる等の行動を行う。就労支援が目的なら、働かない人はどこかに自費で通わせてください。(40代)

発達

・グループホームでスタッフからまったく教育を受けていない方がいた。その人の行動にまどわされたのでグループホームは福祉の事を知っている人に関わっていただきたいです。(30代)

肢体

- ・車椅子で外を歩いている時、高齢の方からじろじろ見られる。(20代)
- ・富山旅行を計画中、車いす可能な移動手段、宿泊施設、観光地を旅行代理店に聞いたところ、「車いすの方は富山に行かない」と即答された。調べることも検討することもせず、適当な理由をつけて拒否しないでほしい。(30代)
- ・自分がされたら嫌なことへの想像力が足りない。健常者と障がい者が理解できる社会になってほしい。(年齢記載なし)
- ・街中で、すれ違いざまに「バカ・アホ」と言われる。(40代)
- ・物心ついた時から延々と現在まで、そして恐らく未来永劫死ぬまで続くでしょう。関わる人間の大半からあらゆる意味でのハラスメント、憲法に規定されている様々な権利の侵害、暴力を含む全ての虐待行為、合理的配慮の未提供。一刻も早く、その場を回避することだけを考えていた。差別することで人間は文明・文化を発展させてきた面は否定できない。残念なことに障がい者の中にもカーストは存在する。差別はなくなる前提で生きて行くしかない。その時は嫌だが、可能な手段で対処するしかなかった。(50代)
- ・30年くらい前、百貨店のトイレから出た時、聞こえるよう大きい声で「税金の無駄遣い」と言われた。そのような発言はしてほしくなかった。(70代)
- ・外出中道端で「大変な仕事をしててえらいね、あなたはえらい！」後ろで介助をしている私に話しかけてくる。「大変な仕事」と言われる障がい当事者の気持ちを考えてほしい。そのような声掛けはしないでほしい。(40代)
- ・幼児、学童くらいの子供が物珍しそうに集まる。子供は「こんにちわ」「どうしたの?」「なあに?」などこちらから声をかけると逃げて行ったり、話しかけたりするが、親は見ても見ぬふり。親は「人の顔を無言でじろじろ見ることは失礼」ということを子供に教えてほしい。(あとから教えてるかもしれませんが)。このようなシーンになって気まずいから放置しないで、親が気持ちよく声をかけてほしい。(40代)
- ・バリアフリーのトイレ、駐車スペースなど使用されていて使えない。注意喚起できるようにしてほしい。(年齢記載なし)

視覚

- ・学生時代の同級生と居酒屋に行き帰る際に、下駄箱に靴を入れてくれた友人を待っていたら、別の同級生から「何してんの?」と聞かれ「友人を待っている」と答えたら「お前何も出来ないな」と言われた。その人も障がい当事者なのに差別意識を感じた。目が見えない人の気持ちをわかってほしかった。(40代)
- ・歩いている時に小学3～4年生くらいの子どものいたずらにあった。道を塞がれたり、足を出されたり、杖で道を叩いたりすると言われた。自分でその子に注意した。(50代)
- ・町田駅のカリヨン広場にて、白杖をついて歩いていると、若い男たちから「ひっこめろ。あいつは見えているのに。一人で歩いて角を曲がっていけないからな。」と笑われた。(年齢記載なし)
- ・複数あるため記述できない。(80代)
- ・点字ブロックを歩いていたとき、よっぱらいが捨てた空き缶が並んでいた。ブロックの上に物を置かないでほしかった。(60代)

重度重複

- ・マンションのロータリーの利用で、朝と夕の通所施設の送迎車が来る時間帯に、生協のトラックが長時間駐車停車していて困っていた。なので、別の場所に停めてもらうか、時間をずらしてもらうかを、理事会のほうで言ってもらえないかお願いしたところ拒否された。生協のトラックを別の場所に止めると、雨の日に商品が濡れてしまうなど、完全に理解をされない感じがした。(20代)
- ・パラリンピックで、肢体障がいの子を目にする機会はあるが、重度重複の障がいの子を目にする機会がない。(年齢記載なし)
- ・肢体不自由の重度重複障がいだと、常に親と一緒に行動しているため、言葉による差別偏見はあまりないが、視線に冷たさを感じる。(年齢記載なし)

聴覚

- ・公共の場で大きい声を出したり、変な行動をすると変な目で見られる。見られたくない。(30代)
- ・テレビの手話通訳の映像が固定されていないので見にくい。手話通訳のワイプを増やしてほしい。(80代)
- ・解約や紛失手続きがしたくても、手話通訳者では代理になれない。やむを得ず警察に紛失届をした。(年齢記載なし)
- ・情報・コミュニケーションで、連絡先・問合せ先が、電話のみのが多い。(年齢記載なし)
- ・エレベーターの緊急時のボタンは、電話対応のため使えない。一人の時は特に怖い。(年齢記載なし)
- ・高速道路の事故やETCでの緊急連絡ができない。(年齢記載なし)
- ・ドライブスルーで、タッチパネルで注文ができるようにしてほしい。(年齢記載なし)
- ・「筆談をお願いします」と言っても、「面倒くさい」と言われる。(年齢記載なし)
- ・聞こえないので、肩たたきをすると、セクハラと言われる。(年齢記載なし)
- ・補聴器を音楽のイヤホンと間違えられ、聞こえないのは音楽を聴いているからと思われる。(年齢記載なし)
- ・聴覚の障がい者でなくても、高齢で耳の遠くなる人も同じように感じていると思う。(年齢記載なし)
- ・筆談を頼みにくい。頼んでも書いてくれない。(同様多数。様々な事例に含まれています)
- ・周囲に手話のできる方が少ないのでコミュニケーションが取れない。一般の人は手話をすると思われ離れていきます。淋しいです。(80代)
- ・いつも色々な場所で差別をされる。特に若い人が面倒なのか遠のいていく。聞こえないと知らせたのに遠くから話された。書くまでもしてほしかった。(80代)
- ・地域の役員を引き受けたいが、かえって迷惑をかけるのではと思い遠慮してしまう。(年齢記載なし)
- ・補聴器を付けていれば会話が全部聞こえていると思われ書いてくれないので、補聴器を時々しか付けなくなった。聞えない事への理解度が足りない。(70代)
- ・聴覚障がいへの認知の低さ。補聴器を付けていれば聞こえると思われる。全員が手話が出来るとされている。話ができると聞こえていると思われる。聴覚障がいでもそれぞれ違うということを知ってほしい。(年齢記載なし)
- ・筆談器を常に持ち歩いている。(年齢記載なし)
- ・バスツアーで、バスガイドが話している声が聞こえないので、楽しめない。手話通訳を付けるなど、聞こえない人も楽しめるよう配慮してほしい。(50代)
- ・専門校、セミナー校で、自分の資格を取得したいため、手話通訳付きをお願いしたい。市役所で通訳者を依頼するのではなく、どこでも通訳付きにしてほしい。(20代)
- ・災害時、エレベーターにいと怖い。音だけではなくモニターに手話通訳がいてほしい。(60代)
- ・防災無線が聞こえないため、光化学スモッグや地震などの情報が受け取れない。(年齢記載なし)
- ・見た目で分かりにくい一番楽な障がいと思われるので、ちゃんと声をきいてほしい。(年齢記載なし)
- ・様々な場所で、聴覚障がいと伝えたと待たされることになる。自分の後ろに並んでいる人が先に用事を済ませてしまうので順番の意味がない。(年齢記載なし)
- ・交通違反で警察に捕まった時。ろう者ではない同乗者が警察官に説明しようとしたら「あなたではありません」と警察官は自分に対して話す対応をした。ちゃんと向き合ってくれていると感じた。(年齢記載なし)
- ・受付の対応をするときにiPadや電子メモパッドで筆談をしてほしいです。受付や窓口で電子メモパッドを置いてほしい。(50代)
- ・若いろうあ者がコミュニケーションとるのが大変だったのを見たことがあります。(年齢記載なし)
- ・それぞれの場所に手話通訳者がいてほしい。(年齢記載なし)
- ・交通事故の際に手話通訳者がいなかったため、警察と相手方との話が筆談だけですすみ、相手の言うなりの内容で納得できなかった。ちゃんと手話通訳者が来れるようにしてほしい。(50代)
- ・聴覚障がい者は見た目で障がいかわからないため、様々な場面で苦労していると聞いている。(年齢記載なし)
- ・手話講習会に参加し手話を覚えたが、周りに使う人がいないため忘れてしまう。(60代)
- ・自治会で、聞こえないことが知られているので、役員をとばされている。このため、何か地域に貢献したくても、参加もしにくい。(70代)
- ・誰でも同じように手話の使いかたが同じではなく、年代により言葉の認識や理解ができない人がいる。対応は、簡単な言葉でおねがいしたい。聴覚障がい・聾者でも障がいは様々である。(60代)
- ・聴覚の問題があり、後方からの車に気づかず、邪魔しているように思われて怒鳴られた。怖い思いをしてその後は自転車に乗らなくなった。(30代)
- ・公的な場で会う人たちの会話をする際、筆談をお願いした相手から断られることもあったのが不満。もっと手話の理解をしてもらいたい。(70代)
- ・ご本人と一緒にいるとき、付き添いに聞く。話を聞いてくれない。本人に話しをしてもらいたい。(50代)
- ・補聴器やヘッドギア(頭部打撲による聴力の低下を防ぐための装具)をじろじろ見られたり、さけられたりすることがある。知的問題はないため本人は傷ついている。(10歳未満)
- ・公園や動物園といった多くの子どもが集まる場所で、生まれてからずっと心無い好奇の目が苦しいことがある。バカにしたような子どもの目は傷つく。(10歳未満)

知的

- ・自宅近くの道を母子(子が本人)で歩いているとき、反対側から歩いてきた未就学児にいきなり「ここを歩くな」と言われた。その後、父親もやってきたが、詫げる言葉はなく、慌てて離れていった。(30代)
- ・近所の人との雑談の中で、「生んだ責任だよ。」と言われた。(10代)
- ・障がいのある子が、車に石をぶつけていた。近所の方はそれを注意せず、「私が言うとお変に受け取ってしまうかもしれないから。」と言って、同じ障がいの子を持つ私に、注意を頼んできた。(30代)
- ・ご本人と一緒にいるとき、付き添いに声をかけたり、質問する場面が多い。利用者本人をメインに接してほしい。(40代2名)
- ・保護猫を見に行ったら、障がいの子がいるというだけで、「ちゃんとこの猫ちゃんを幸せにできるんですか。このお子さんは嫌っているようですけど。」と言われた。保護猫活動をしている方は、猫以外の人のこともっと優しい気持ちで決めつけないでちゃんと見てほしいと思いました。(30代)
- ・薬師池公園近辺で中学校に通学中、誰かに突き落とされたようで、制服に枯れ葉が付着しており学校側に報告した。対応は丁寧でしたが説明されず。(50代)
- ・やまゆり園事件について、話題に上がった際、あらゆる方々から「犯人の気持ちも分からなくはない。」と言われる。(年齢記載なし)
- ・身体障がいの方のグループホームを作っている方に「本当は知的障がいの人のホームを作りたいかったが、近隣の反対があり作れなかった」とおっしゃっていた。(30代)
- ・思い出したくないので記入できない。(年齢記載なし)
- ・様々な場面で、本人でなく付き添いに話を聞く。本人に直接きいてもらいたい。(40代)
- ・他人の目を気にしないように、差別や偏見を気にしないように、あきらめが大切と思っています。(50代)
- ・マスクの着用が、感覚過敏でつけられないことを理解されない。こういうことを知してほしい。(10代)
- ・宗教団体に声をかけられ、勧誘とともに町田から藤沢に連れていかれた。弱いものとしりながら、勧誘してきたことが許せない。警察も、連れ去られた事実を知りながら、助けようとはせず、宗教団体の言いなりだった。(30代)
- ・引きこもりの子どもが、犯罪を犯したとき、保護司の監督下になると、それまで相談してきた児童相談所で相談できなくなった。複数の期間で連携を持ってアプローチしてほしい。子どもの育ちを親だけの責任にするのではなく、社会で育てるという風潮に変わってほしい。(10代)
- ・本人のチック症状で、公共機関など人ごみで隣の人に触れることがあると、嫌な目で見られる。(40代)
- ・通所で歩いていたら、自転車の学生に「死ね」といわれたり、集団の中学生からケリなどの暴力を受ける。母が付き添ったり、施設職員の見回りで学校に通報した。(同様2件、50代、20代)
- ・小さいころから今でも、小学生くらいの子どものようにじっと見つめられる。(40代)
- ・差別より街の人に助けてもらった印象の方が強い。(50代)
- ・子どものころから廻りの子どもにいじめられていた。一般の人は障がい者と接するときによいように対応していいのかわからずに戸惑っているのが感じられる。偏見というより迷惑という思いが伝わり、こちらも関わりを避けてしまう。(50代)
- ・グループホームにおいて、利用者の言動に対して近隣からクレームがあった。利用者が一度だけ電球を投げて、それが玄関の前に落ちてしまったことがあった。また、利用者が登校するそちらの小学生に向かい「アイラブユー。」と言っていることが「教育上よくない、じっとこちらを見ているのが怖い。」と言われた。また、利用者が2階の窓から見ていて声を出して笑っているのが怖く、洗濯物が干せないと言われた。最終的には、障がい者が怖いと言われ、違う場所に移ってほしいと言われた。今回の利用者の行動に対し、嫌な気持ちを持ってしまう気持ちはわからなくはないが、もう少し理解を深めてほしいと思った。(年齢記載なし)
- ・手帳を取得してから、公共交通機関や受付、支援機関の方は、とてもやさしく対応していただけることが多く、助かり、安心して行動にうつせる。差別は必ずしも、マイナスな面ばかりじゃないと感じさせてもらった。(30代)
- ・20歳のころ、その当時住んでいたところで、近所に住んでいた人から砂をかけられた。それが原因で目が悪くなった。誰かに助けてもらいたかった。(40代)

精神

- ・知らない人とすれ違う時や、電車を待っている時、「病気になっているけど働け」「親からお金をもらっている」など言われる。幻聴かも。(30代)
- ・5年前、親しくしているお向かいの方へ、隣家の主婦が「あのお宅には精神障がい者がいるのですね」とさも嫌そうに話しかけてきた。(50代)

(仮称) 町田市障がい者差別解消条例の骨子 (案)

2023年1月23日(月)に開催した第3回障がい者差別解消条例検討ワーキンググループにおける(仮称)町田市障がい者差別解消条例の骨子(案)への意見を各章ごとに記載しています。

I 基本的事項

前文

- (1) この条例は障害者権利条約が基礎となっていることおよび条例制定に至る背景や現状、趣旨を広く市民に示します。
- (2) 障がいのある人に対する差別がなく、多様な価値観を認め合い、障がいのある人も障がいのない人も、共に支え合い、誰もが安心して豊かな生活を送ることができる共生社会を目指すことを宣言します。

第1章 総則

意見①：障害者権利条約が基礎となっていることは重要だと思う。

意見②：2. 定義(1) 障害の「害」は漢字、(2) 障がい者の「がい」は平仮名表記でよいのか。どのような使い分けか明記したほうがよい。

意見③：2. 定義(6) 不当な差別的取扱いにおける「区別」という表現は意味が広すぎるので、「(配慮は除く)」などの文言を追記してはどうか。

意見④：2. 定義(6) 不当な差別的取扱いにおける、「基本的自由」とはどのようなことか。

意見⑤：2. 定義(9) 市民において、町田市在住者だけでなく町田市への訪問者も定義の対象となっている。法的な市民でなければ条例の効力は及ばないのではないか。

意見⑥：2. 定義(11) 助言において、「助言」を定義するものなのに文末が「～助言をいいます。」なのは表現を変えた方がよい。

意見⑦：2. 定義(11助言)、(12) あっせん、(13) 勧告、(14) 公表において、一般的に使用される意味と同様の意味で用いるのであれば、定義する必要はないのではないか。

1. 目的

- (1) 障がいのある人に対する理解および障がいのある人に対する差別の解消の推進に関する取組に関して、基本理念を定め、市、市民、事業者の責務を明らかにします。
- (2) 障害の有無にかかわらず平等な社会参加の機会が保障され、誰もが互いに尊厳と人格、選択と自己決定を尊重し合いながら差別のない共生社会を実現することを目的とします。

2. 定義

障害、障がい者、共生社会、社会的障壁、障害を理由とする差別、不当な差別的取扱い、合理的配慮、障害の社会モデル、市民、事業者、助言、あっせん、勧告、公表について定義することとし、その内容は以下のとおりとします。

(1) 障害

障害者手帳等の有無にかかわらず、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病その他の心身の機能の障害をいいます。

(2) 障がい者

障害者手帳等の有無にかかわらず、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病その他の心身の機能の障がいがある者（障がい重複する者を含む。）であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいいます。

(3) 共生社会

障害の有無にかかわらず平等な社会参加の機会が保障され、誰もが互いに尊厳と人格、選択と自己決定を尊重し合いながら共生する社会をいいます。

(4) 社会的障壁

障がい者にとって、日常生活又は社会生活を営む上で、妨げとなるような事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいいます。

(5) 障害を理由とする差別

次号の不当な差別的取扱いを行うこと及び第7号の合理的配慮を提供しないことをいいます。

(6) 不当な差別的取扱い

障害又は障害に関連することを理由として行われるあらゆる区別、排除又は制限であって、障がい者のあらゆる活動分野において、他の者と等しく、全ての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的や効果の有るものをいいます。

(7) 合理的配慮

障がい者が、他の者と等しく、全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するために必要となる適切な調整や変更を過重な負担の生じない範囲で行うことをいいます。

(8) 障害の社会モデル

障がい者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、その心身の機能の障害のみに起因するものではなく、社会的障壁と相対することによって生ずるものであるとする考え方をいいます。

(9) 市民

市内に居住し、又は市内で働き、若しくは学ぶ者及び市を訪れる者をいいます。

(10) 事業者

市内で商業その他の事業活動を行う者をいい、営利・非営利、個人・法人の別を問いません。

(11) 助言

障害を理由に差別と思われる事案（以下、「差別対象事案」という。）にかかる者に対し、当該差別対象事案の解決を図るための助言をいいます。

(12) あっせん

差別対象事案にかかる者の間に入り、当該差別対象事案の解決を図るための調整を行うことをいいます。

(13) 勧告

当該差別対象事案のあっせんを受けた者が正当な理由なく当該あっせんに従わない場合に行政指導を行うことをいいます。

(14) 公表

当該差別対象事案の勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わない場合に勧告の内容を公表することをいいます。

第2章 基本理念及び責務

意見⑧：町田市障がい者プラン21－26の基本理念を反映させてほしい。

意見⑨：3. 基本理念（3）社会参加の機会の確保について、ICF（国際生活機能分類）では、「参加」は「人生・活動への参加」とある。「参加」の重みは大きいため「参加」についても定義してほしい。

意見⑩：3. 基本理念（4）自己決定の尊重について、条例の中で定める必要があるか。制度上、自己決定が実現されていない場面は往々にしてある。

意見⑪：3. 基本理念（4）自己決定の尊重について、差別事例アンケートでも本人ではなく付添人に声掛けされている回答があったため、明記してもよいのではないか。

意見⑫：3. 基本理念（7）教育における障害種別等の複合的な差別要因への適切な配慮について、「教育における障害種別等の複合的な差別要因」とはどのようなものか。わかりづらい。

3. 基本理念

この条例全体に共通する考え方・視点を定めるためのものです。

- (1) 障害の有無に関わらず、人権及び基本的自由を享有する個人として尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい生活の保障
- (2) 社会的障壁の除去、合理的配慮の提供
- (3) 社会参加の機会の確保
- (4) 自己決定の尊重
- (5) 言語（手話等を含む。）その他の意思疎通のための手段の選択機会の確保
- (6) 性別や年齢等の複合的な差別要因への適切な配慮
- (7) 教育における障害種別等の複合的な差別要因への適切な配慮

4. 市の責務

- (1) 差別の解消の推進に関する必要な施策を計画的かつ継続的に実施し、必要な整備体制を図ります。障害、障がい者、障害の社会モデルに関する理解促進を図るための啓発を行うこととします。

5. 市民の責務

- (1) 障害、障がい者、障害の社会モデルについて主体的に理解を深め、障害を理由とする差別の解消の推進に努めます。

6. 事業者の責務

事業者の合理的配慮は「義務」とします。

- (1) 市民の責務と同様に、障害、障がい者、障害の社会モデルについて主体的に理解を深め、障害を理由とする差別の解消の推進に努めるとともに、市の障害を理由とする差別の解消のために実施する施策に協力するよう努めます。
- (2) 障がい者等から合理的配慮の提供を求められた場合には、合理的配慮の提供を行わなければなりません。

7. 障がい者等の役割

- (1) 障がい者及びその他関係者は、合理的配慮の提供に際し、障害を理由とする困難又は必要な配慮の内容について、配慮しようとする者と共有するよう努めます。

第3章 差別の解消

意見⑬：8. 不当な差別的取扱いの禁止において、「不当な」とは具体的にどのような場면을指すのかがわかるように明確にした方がよい。

意見⑭：9. 合理的配慮の提供（3）不動産の契約について、不動産と特定せずに「重要な財産」とした方がよいのではないか。

意見⑮：9. 合理的配慮の提供（14）情報・コミュニケーションに相談の内容も入れてはどうか。

8. 不当な差別的取扱いの禁止

誰もが、障がい者及びその家族に対しての差別を禁止します。

9. 合理的配慮の提供

障がい者等から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合で、その実施に伴う負担が過重でないときは、社会的障壁の除去について必要な合理的配慮を行わなければならないこととします。また、合理的配慮の提供が必要な分野を以下のとおり規定します。

- (1) 公共施設又は公共交通サービス
- (2) 商品の販売又はサービスの提供
- (3) 不動産の契約
- (4) 労働・雇用
- (5) 就労相談・就労支援
- (6) 医療
- (7) 福祉サービス
- (8) 教育
- (9) 保育
- (10) 療育
- (11) 災害
- (12) 文化・スポーツ等の活動
- (13) 選挙等
- (14) 情報・コミュニケーション
- (15) その他

第4章 差別対象事案を解決するための仕組み

意見⑯：10. 相談は差別が起きた後の相談のみ。差別が起こる前の合理的配慮の段階で相談できる体制があればよい。

意見⑰：様々な相談を受ける窓口を設けた方がよい。相談窓口について詳細を明記してほしい。

意見⑱：11. 助言又はあっせんの申立ての法令名（平成●●年法律第●●号）の表記だけではわかりにくいため、わかりやすくした方がよい。また、後述でも良いと思うが事例の説明があった方がよい。

意見⑲：11. 助言又はあっせんの申立て（3）について、過去に同一の事案で申立てを行っていたとしても、書類不備等の理由で審議されていない事案に対しては審議できるようにしてほしい。

意見⑳：15. 公表では、「勧告の内容を公表することができる」とあるが、勧告内容だけでなく会社名や氏名も公表できないか。

10. 相談

障がい者その他関係者は、市に対して、差別に関する相談（以下、「差別相談」という。）をすることができます。

11. 助言又はあっせんの申立て

差別相談の相談者は、市長に対し、差別対象事案の解決のため、助言又はあっせんの申立てをすることができます。ただし、以下に該当する場合は申立てはできません。

- (1) 行政不服審査法その他の法令により審査請求その他の不服申立てをすることができるとき。
- (2) 障害者の雇用の促進等に関する法律第34条及び第35条に規定する障害者に対する差別の禁止に該当するとき。
- (3) 同一の差別対象事案について、過去に第1項の規定によるあっせんの申立てを行ったことがあるとき。
- (4) 申立ての原因となる事実のあった日（継続する行為にあっては、その行為の終了した日）から3年を経過しているとき（3年を経過するときまでに申立てをしなかったことにつきやむを得ない理由があるときを除く。）。
- (5) 東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例第9条に基づく東京都知事に対するあっせんの求めがなされている場合等、第1項の申立てが適当でないと認めるとき。
- (6) 現に犯罪の捜査の対象となっているとき。

1 2. 事実の調査

市長は、助言又はあつせんの申立てがあったときは、事実の調査をします。

1 3. 助言又はあつせん

- (1) 市長は、助言又はあつせんの申立てがあったときは、(仮称) 町田市障がい者差別解消調整委員会（以下、「委員会」という。）に助言又はあつせんの要否及び内容について意見を求めます。
- (2) 委員会は、(1) の意見を求められたときは、助言又はあつせんの要否及び内容を判断するために必要があると認めるときは、差別対象事案に関係する者に対し、委員会への出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができます。

1 4. 勧告

市長は、差別対象事案に関係する者が正当な理由なく助言又はあつせんに従わないときは、助言又はあつせんに従うよう勧告することができます。

1 5. 公表

市長は、差別対象事案に関係する者が正当な理由なく勧告に従わないときは、その勧告の内容を公表することができます。ただし、勧告の内容を公表しようとするときは、あらかじめ勧告を受けた者に対し、その旨を通知するとともに、意見を述べる機会を与えます。

第5章 委員会

意見㉑：委員会の権限を明記した方がよい。

意見㉒：委員会の会議回数や委員構成などの詳細は、運営規則等で別途規定するのではなく条例で定めた方がよい。

意見㉓：機関の名称は「調整委員会」でよいのか。審査・調査することがわかる名称の方がよい。

16.（仮称）町田市障がい者差別解消調整委員会の設置

- (1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）（以下、「法」という。）第17条に基づき、委員会を設置します。

第6章 雑則

17. 委任

この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

IVその他

見直し規定

この条例は、法の改正状況や社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとします。

また、検討にあたっては、委員会の意見を聴くこととします。

ヘルプカードからヘルプマークへの移行について

町田市では、2013 年度からヘルプカードの配布を開始し、2022 年 3 月までに累計約 13,000 枚を配布してきました。

その一方で、障がいがある方々からは、視認性が高く、社会的認知度の高いヘルプマークを町田市内で受け取りたいという要望が寄せられてきました。しかし、ヘルプマークは東京都施設または東京都の交通機関施設を配布拠点としていることから、町田市民は、配布拠点で受け取るか郵送手続きをしなければ受け取ることができない状況にあります。

この状況を改善するために、町田市では 2023 年度から、これまで配布してきたヘルプカードに代わるものとしてヘルプマークを配布します。

【参考】ヘルプマーク・ヘルプカードの違い

区分	ヘルプマーク	ヘルプカード
役 割	身に着けることで、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマーク ※ヘルプマークのみで運用	災害時や日常生活で、困った時に見せることで、周囲に自己の障がいへの理解や支援を求めるツール ※ヘルプカード+ヘルプ手帳で運用
機能 (効果)	外見からわからなくても、支援ニーズがあることを、周りに知らせることができる。	一人ひとりの具体的な支援方法を伝え、実際の支援行動を促すことができる。

1 配布対象者

市内在住、在勤、在学の方

2 配布物

見直し前	ヘルプカード+ヘルプ手帳
見直し後	ヘルプマーク+ヘルプ手帳

※ヘルプ手帳はこれまでどおり配布します。

※すでにヘルプ手帳（ヘルプカード）をお持ちの方には、ヘルプマークのみ配布する予定です

3 配布開始時期（予定）

2023 年 5 月

4 配布場所

- (1) 町田市役所（障がい福祉課）
- (2) 町田市障がい者支援センター（市内 5 箇所）

※来訪が困難な方には、従来どおり郵送での配布を予定しています。

2022年度 就労・生活支援部会 活動報告

1. 就労・生活支援部会の目的と開催経過

<目的>

障がい者の就労支援を進めるために、市を含めた関係機関による就労支援ネットワークの構築や就労支援に関する情報共有を図ることを目的とする。計画策定時は、就労に関する検討を行い、進捗状況を確認するなど積極的に関わっていく。

<開催>

2022年5月26日、2022年9月1日、2023年2月6日の3回部会を開催した。

2. 会議の内容

(1) 第6次町田市障がい者計画・町田市障がい福祉事業計画（第6期計画）について

2021年度実績について、主に就労分野の振り返りを行った。

一般就労への移行者数は、計画の評価指標の設定が高く、目標には届かないものの2020年度に対しては増加している。

(2) 就労に関する実態調査について

第1回部会にて、4月のワーキングでの検討を踏まえた調査票（案）を示し、調査前の最終調整を行った。

6月～7月にわたって各就労・生活支援センター等の利用者538名、市内企業94社に対して実態調査を実施した。

第2回部会では、調査結果の概要についての報告を行い、第3回部会では、報告書（案）を示し、障がい者雇用を行って良かったことや、センターの運営のあり方の検討の必要性について意見をいただいた。

(3) 町田公共職業安定所管内等における求職・就職状況について（ハローワーク町田）

2022年4月から2022年12月までの新規求職者数は602名。まだ、コロナ前の2019年度の数字に戻っていない。中でも職業紹介件数は1325件で、コロナ禍の近年と比較しても減少している傾向になっている。相模原などで取り組んでいる高2生から参加できる「実習のための面接会」の開催を検討している。

(4) 障がい者雇用セミナーについて（町田商工会議所）

2022年12月14日に開催し、ハローワーク町田、医療法人社団輝生会（障害者雇用優良企業）から障がい者雇用についての取組みの紹介を行い、市内の中小企業を中心に45名が参加した。当日のアンケートの満足度は88点となった。

(5) 町田市役所における障がい者雇用について（町田市職員課）

2022年度の雇用率は2.23%で、法定雇用率（2.6%）未達成となった。不足者数は11.5名分になった。

2022年度の障がい者枠の新規職員採用において、昨年と同様に障がい種別を限定しない募集を実施した。しかし、応募者は2021年度の90名から大幅に減少し、67名の応募にとどまっている。

都内では、26 市中 14 市が雇用率達成、町田市を含む 12 市が未達成となっている。

2022 年度は雇用拡大に向けての取組として、障がい者雇用の先進事例を持つ「多摩市」と「横浜市」に視察を行い、採用から業務選定に至るまでのフローについての情報収集を行った。

また、2023 年度から新たにチャレンジ雇用以外での会計年度任用職員（3 名の予定）の採用を目指して活動を開始している。

（6）就労支援機関 連携強化会議について

町田市障がい者就労・生活支援センターりんく・Let' s、就労支援センターらいむ、市内就労移行・定着支援事業所、障がい者支援センターを基本構成員とした連絡会を 11 月に実施。2022 年度は障がい者支援センターにも声をかけ、健康や金銭問題にかかる生活面での課題をテーマにディスカッションを行った。

第 3 回部会では、報告・議事項目が多数あるため、連絡会の結果の報告等は次年度の第 1 回部会にて行う予定。

3. 2022年度の成果（就労に関する実態調査について）

①センター利用者調査は 302 票の回答（回答率 56.1％）を、企業調査は 53 票の回答（回答率 56.4％）をいただき、2 種類の調査報告書のとりまとめを行うことができた。

②センター利用者調査では自由意見で就労や生活に対する支援について様々な意見をいただいた。

③企業調査の結果をもとに、障がい者雇用の実態についてのヒヤリング調査を実施し、雇用の促進につなげられるようパンフレットの作成を行った。

④完成後、報告書について、協議会、各部会委員への共有を予定している。

4. その他

2023 年度は 3 回開催予定。

主な取り組みとして、就労に関する実態調査の結果を踏まえた後期計画の素案作りを実施する予定。

障がい者割引を適用する交通系 IC カードのサービス開始について

1. 概要

(1) サービス及び販売開始日

2023 年 3 月 18 日（水）

※Suica、PASMO 共通

(2) サービス対象

①第一種身体または知的障がい者（大人のみ）

②①の介助者（任意の 1 名）

※第二種身体・知的障がい者は対象外

(3) 販売場所

①JR 東日本（Suica）

ア みどりの窓口

イ「話せる指定席券売機」（オペレーターによる対応）

②PASMO 鉄道事業者 定期券発売窓口

※バス事業者のサービスセンター・窓口等では購入できません。

（IC カード読み取り機のあるバスで割引は利用可能）。

(4) その他

別添「PASMO 協議会プレスリリース」をご確認ください。

2. 町田市内での取り扱い状況

(1) JR 東日本

市内全線で利用可能

(2) 小田急電鉄、東急電鉄、京王電鉄

市内全線で利用可能

(3) 路線バス

市内全路線で利用可能

(4) 町田市運行バス

玉ちゃんバス、かわせみ号、小山田桜台・多摩南部地域病院間小型バスで利用可能

※町田市民バス「まちっこ」（相原ルート・公共施設巡回ルート）は、車両が IC カード利用不可のため利用できません。

3. 周知予定

(1) 広報まちだ：2023 年 3 月 15 日号掲載予定

(2) 町田市ホームページ：「身体障害者手帳・愛の手帳のサービス」ページ内掲載予定

2022 年 12 月 22 日

PASMO 協議会

障がい者割引が適用されるお客さま向けの新たな PASMO（障がい者用 PASMO）の サービス開始日について

本年 9 月に発表した障がい者割引が適用されるお客さま向けの新たな PASMO（障がい者用 PASMO）のサービス開始日が以下のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

障がい者用 PASMO は、障がい者割引が適用されるお客さまにも、よりシームレスかつ快適に、関東圏などをご利用いただくことができます。

記

1 サービス開始日

2023 年 3 月 18 日（土）（予定）

2 サービス概要

別紙（2022 年 9 月 14 日 関東 IC カード相互利用協議会のプレスリリース）をご覧ください。

なお、PASMO 協議会加盟事業者ごとの購入箇所等については、PASMO 協議会加盟事業者各社のホームページ等をご覧ください。個別にお問い合わせください。

※バス事業者および一部の鉄道事業者では購入できません。

・「PASMO」は、株式会社パスモの登録商標です。

障がい者割引が適用されるお客さま向けの新たな IC カードのサービスの概要について

昨年 6 月に発表した障がい者割引が適用されるお客さま向けの新たな IC カードのサービスについて、サービスの概要が下記のとおり決まりましたので、お知らせいたします。

障がい者割引が適用されるお客さまにも、よりシームレスかつ快適に、関東圏などで「Suica」・「PASMO」をご利用いただくことができます。

記

1 サービス概要**(1) サービス開始時期**

2023 年 3 月中（予定）※具体的な日程は決定次第お知らせします。

(2) サービス対象

第 1 種身体障害者または第 1 種知的障害者の大人のお客さま（第 2 種身体障害者および第 2 種知的障害者のお客さまはサービス対象外です。）と、障がい者本人を介護する任意の 1 名のお客さま。

(3) カードの発売について

	障がい者用 Suica	障がい者用 PASMO
障がい者本人のお客さま用		
介護する任意の 1 名のお客さま用		

※本サービスは大人のお客さまのみのサービスとなります。

※障がい者用 IC カードを、定期乗車券としてご利用いただくこともできます。

※障がい者本人のお客さまが、お手持ちの My Suica 又は記名 PASMO を障がい者用 IC カードに変更することもできます。

※Apple Pay の Suica 及びモバイル Suica・Apple Pay の PASMO 及びモバイル PASMO を、障がい者用 IC カードとしてご利用いただくことはできません。

① 購入箇所（登録箇所）

- ・(Suica)JR 東日本の Suica エリア内のみどりの窓口
- ・(りんかい Suica) りんかい線の定期券発売窓口
- ・(PASMO) PASMO 鉄道事業者の窓口など（一部事業者除く）

※PASMO 協議会発売事業者については、別紙のとおり。

② お求め時の確認

障がい者用 IC カードをお求めの際、本サービスの対象であることを確認するため、障害者手帳などを発売窓口にてご呈示いただきます。

③ お求めの際の条件

本人用と介護者用を同時にお求めいただきます。別々にお求めいただくことはできません。また、本カードは障がい者 1 名さまに対して Suica または PASMO いずれか 1 組限りとなり、複数お持ちいただくことはできません。

④ 有効期限

カードの有効期限は、お求めいただいた日から 1 年後の同月末日までとなります。なお、窓口などで障害者手帳などをご呈示いただき、サービス対象であることが確認できました場合には 1 年後の同月末日まで有効期間を延長いたします。

(4) ご利用方法

① ご利用条件

障がい者用 IC カードは本人用・介護者用を同時かつ同一行程で乗車される場合に、自動改札機またはバス運賃機にて割引運賃を自動精算してご利用いただけます。本人用・介護者用を別々または単独でご利用いただくことはできません。また、ご利用の際は、障害者手帳などの携行をお願いいたします。

※交通事業者によって、ご利用条件が異なる場合があります。

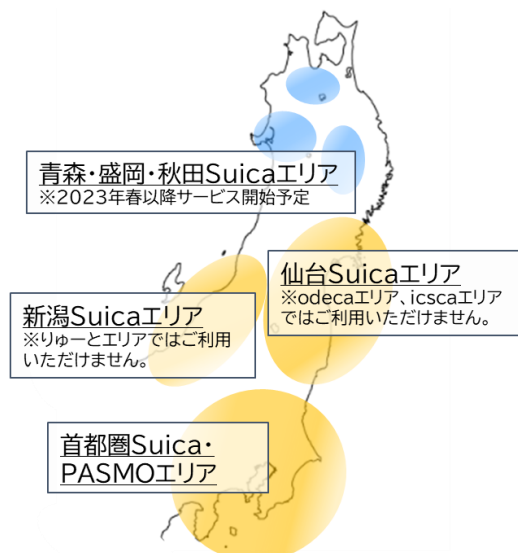
※適切なご利用方法についてご案内などを行うため、ご利用状況の確認を実施します。

※鉄道駅ご利用例



② 利用可能エリア

下図エリア内の Suica または PASMO がご利用可能な鉄道・バス事業者でお使いいただけます。



※Suica または PASMO の障がい者用 IC カードを、Suica・PASMO（鉄道・バス）以外の全国相互利用エリアでお使いいただくことはできません。

※全国相互利用サービスを実施するその他の交通事業者が発行する障がい者向けの交通系 IC カードを、Suica・PASMO のご利用エリアでお使いいただくことはできません。

③ カード紛失時または故障時のお取り扱い

紛失された場合やカードに故障などが生じた場合には、再発行をいたします。

※同じ名義で新たにお求めいただくことはできません。

※再発行の具体的なお取り扱いについては、Suica・PASMO 取扱事業者ホームページやご案内の他、駅などでご確認ください。

2 その他

事業者ごとの具体的な取扱内容については、改めて各交通事業者よりお知らせを実施する予定です。

- ・「Suica」「モバイル Suica」は、東日本旅客鉄道株式会社の登録商標です。
- ・「PASMO」「モバイル PASMO」は、株式会社パスモの登録商標です。
- ・Apple Pay は Apple Inc.の商標です。
- ・関東 IC カード相互利用協議会とは、関東圏において交通系 IC カードを使ったサービスの提供を行うために設立され、交通系 IC カードの相互利用を実施している鉄道事業者（35※事業者）・バス事業者（34※事業者）が加盟しております。

※2022 年 7 月末現在

PASMO 協議会 障がい者用 PASMO 発売鉄道事業者

- 江ノ島電鉄株式会社
- 小田急電鉄株式会社
- 関東鉄道株式会社
- 京王電鉄株式会社
- 京成電鉄株式会社
- 京浜急行電鉄株式会社
- 埼玉高速鉄道株式会社
- 相模鉄道株式会社
- 首都圏新都市鉄道株式会社
- 湘南モノレール株式会社
- 新京成電鉄株式会社
- 西武鉄道株式会社
- 多摩都市モノレール株式会社
- 秩父鉄道株式会社
- 千葉都市モノレール株式会社
- 東急電鉄株式会社
- 東京地下鉄株式会社
- 東京都交通局
- 東武鉄道株式会社
- 東葉高速鉄道株式会社
- 箱根登山鉄道株式会社
- 北総鉄道株式会社
- 株式会社ゆりかもめ
- 横浜高速鉄道株式会社
- 横浜市交通局

手話通訳者・要約筆記者派遣依頼にかかるインターネット申し込みの開始について

町田市では、聴覚障がい者の意思疎通を支援するために、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行っています。この派遣依頼の申し込み方法について、これまで原則として FAX による申し込みとしていましたが、インターネットの普及や家庭用 FAX の機種等の減少により、利用者からインターネットからの申し込みを希望するご要望をいただてきました。

この度、「町田市デジタル化総合戦略 2022」に基づいて、町田市の行政サービス共通で利用可能な Web フォームの利用が可能となったことから、2023 年 4 月から手話通訳者・要約筆記者派遣依頼にかかるインターネット申し込みを開始します。

1. 概要

(1) 対象となる手続き

手話通訳者・要約筆記者派遣依頼

※緊急時手話通訳者派遣依頼は従来どおり FAX 申し込みのみ

(2) インターネットからの申し込み方法

インターネット Web フォームから申込み

※FAX 申し込みも可能

(参考) 手話通訳者・派遣依頼の運用比較

運用	2022 年度	2023 年度 (案)
利用者からの 申し込み方法	原則 FAX または直接申し込み（電話リ レーサーサービス含む） ※例外的にメールでの申し込み	インターネット申し込み（オンライン化） または直接申し込み（電話リレーサービ ス含む） ※FAX 申し込みも可
利用者への 通訳者決定の 連絡方法	派遣依頼書に決定内容を表記して FAX で返信	インターネット申込み時に記載したメール アドレスに決定内容を表記して送信 ※FAX または直接申し込みの場合は 従来どおり

2. 申し込み開始時期

2023 年 4 月

3. 利用者への周知

- (1) 手話通訳・要約筆記利用者（2020～2022 年度に利用実績がある方）への通知
- (2) 広報まちだへの掲載（Web フォームにアクセスする QR コード含む）
- (3) 町田市ホームページへの掲載（Web フォームへのリンク掲載含む）

令和5年2月10日

東日本高速道路株式会社
首都高速道路株式会社
中日本高速道路株式会社
西日本高速道路株式会社
阪神高速道路株式会社
本州四国連絡高速道路株式会社

有料道路における障害者割引制度の見直しについて ～1人1台要件の緩和とオンライン申請を導入します～

有料道路における障害者割引は、通勤、通学、通院等の日常生活において、有料道路をご利用される障害者の方の自立と社会経済活動への参加を支援するため、全国の有料道路事業者において統一的に実施しています。

これまで事前登録された自家用車に限り本割引を適用しておりましたが、自家用車をお持ちでない方が知人の車やレンタカーを利用する場合や、介護が必要な重度の障害者の方がタクシーを利用する場合など、事前登録がない自動車でも新たに割引の適用となります。なお、自動車の事前登録の有無にかかわらず、事前に本割引の申請手続きが必要です。

あわせて、これまで市区町村の福祉事務所等の協力のもと行っていた事前登録手続きについて、自家用車を事前登録のうえETCを利用申請される方を対象に、窓口に出向くことなく申請ができるよう、新たにオンライン申請を導入します。

1 ご利用開始日 令和5年3月27日（月）より

2 ご利用の際のお願い

① 1人1台要件の緩和

- ・事前登録のない自動車をご利用する場合、料金を支払う料金所において一旦停止いただいたうえで、係員が障害者手帳の記載事項等と障害者本人の同乗（本人運転又は介護者による運転）の確認等を行います。
- ・重度の障害者の方がタクシー等をご利用する場合は、タクシー等の予約時又は乗車前に有料道路の障害者割引を利用する旨をお申出いただき、タクシー事業者等に対応可能か必ず事前に確認を行ってください。

なお、タクシー等のご利用の場合は、重度の障害者の方が割引の対象となります。

② オンライン申請の導入

- ・ご利用にあたっては、本人確認のためマイナンバーカードおよびマイナポータルへのご登録が必要となります。
- ・オンライン申請がご利用できない方等のため、市区町村の協力のもと、福祉事務所等による申請受付も継続します。

※ 「1人1台要件の緩和」及び「オンライン申請の導入」の概要については、別紙のとおりです。

なお、不適切なご利用があった場合に厳正に対処するため、割引適用の停止措置強化など所要の見直しを行います。

※ 詳細については、後日、各道路会社のHPにて改めてお知らせいたします。

【お問い合わせ先（お客さま専用）】

NEXCO東日本お客さまセンター（24 時間）

TEL 0570-024-024（通話料有料） または TEL 03-5308-2424（通話料有料）

メールでのお問い合わせは「お問い合わせフォーム」をご利用ください。

NEXCO中日本お客さまセンター（24 時間）

TEL 0120-922-229（フリーダイヤル）

フリーダイヤルをご利用になれない場合は TEL 052-223-0333（通話料有料）

NEXCO西日本お客さまセンター（24 時間）

TEL 0120-924-863（フリーダイヤル）

フリーダイヤルをご利用になれない場合は TEL 06-6876-9031（通話料有料）

首都高お客さまセンター （24 時間） TEL 03-6667-5855（通話料有料）

阪神高速お客さまセンター （24 時間） TEL 06-6576-1484（通話料有料）

J 本四高速 お客さま窓口（9:00～17:30） TEL 078-291-1033（通話料有料）

有料道路における障害者割引制度の見直しについて

別紙

対象となる自動車の要件（１人１台）の緩和

＜制度概要＞

障害者の自立と社会活動への参加を支援するため、通勤、通学、通院等の日常生活において有料道路を利用する障害者を対象に、通行料金の50%の割引を適用

現行

【対象となる障害者】

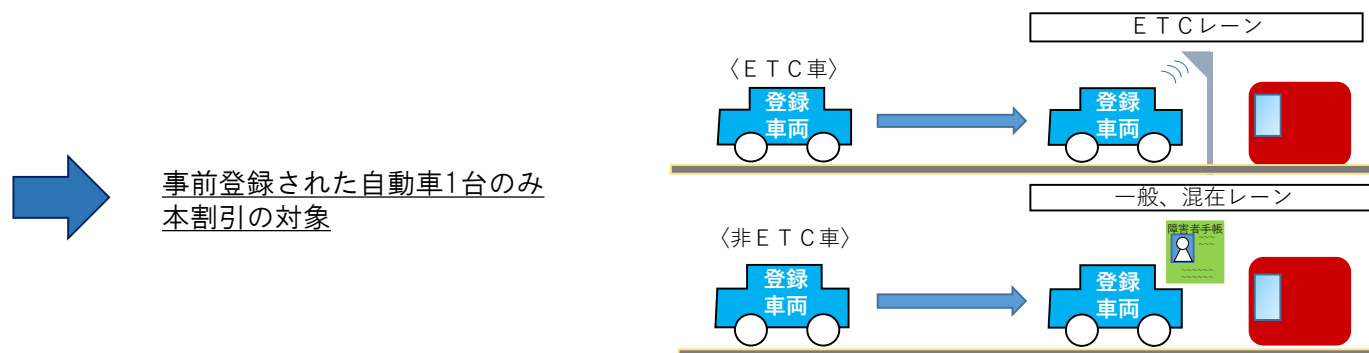
- 障害者ご本人が運転される場合
 - ・身体障害者手帳の交付を受けている方
 - 障害者ご本人以外の方（以下「要介護者」といいます）が運転され、障害者ご本人が乗車される場合
 - ・身体障害者手帳又は療育手帳（以下「手帳」といいます）の交付を受けている方のうち、重度の障害（注）をお持ちの方
- （注）重度の障害の範囲は、手帳に記載されている「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の第１種と同じ

【対象となる自動車】

- 事前登録された自動車（障害者１人につき１台）
- ※ただし、業務利用等自動車は本割引の対象外です。

【利用方法】

- 身体障害者又は重度の身体障害者若しくは知的障害者による割引登録申請（以下「割引登録申請」といいます）のうえで、
 - ・ＥＴＣ車の場合は、登録したＥＴＣカードをＥＴＣ車載器に挿入し、ＥＴＣレーンを無線走行（ノンストップ走行）
 - 手帳の提示は不要。ただし、携行は必要
 - ・非ＥＴＣ車の場合は、料金をお支払いいただく料金所の一般レーン又は混在レーンで手帳の必要事項が記載された箇所を提示して走行



＜今回の改正点＞

事前登録されていない自動車でも以下の自動車対象となります。（※他の割引要件は変更ありません）

追加の内容

【新たに対象となる自動車】

- 事前登録されていない自動車（親族や知人等の所有する自動車、レンタカー、車検時の代車、タクシー（要介護者のみ）など）
 - ※ただし、業務利用等自動車は引き続き本割引の対象外です。
 - ※自動車を保有していない方も本割引をご利用いただけます。
 - ※自動車の事前登録の有無にかかわらず、事前に本割引の申請手続きは必要です。

【事前登録されていない自動車での利用方法】

- 割引登録申請のうえで、ＥＴＣ車、非ＥＴＣ車のいずれも、料金をお支払いいただく料金所の一般レーン又は混在レーン（ＥＴＣ車でＥＴＣ専用料金所を利用する場合はサポートレーン）で手帳を提示して走行（事前登録されていない自動車は、ＥＴＣ無線通行（ノンストップ走行）では、本割引の適用を受けることはできません。）
- 料金所では、料金所係員に手帳の必要事項が記載された箇所を提示して走行
- 料金所係員が自ら運転（又は要介護者の場合は同乗）していることや、割引対象となる自動車であることなどを確認のうえ本割引を適用
 - ※事前登録されている自動車は、現行のご利用方法で引き続きご利用できます。



有料道路における障害者割引制度の見直しについて

事前申請・登録手続きにかかるオンライン申請の開始

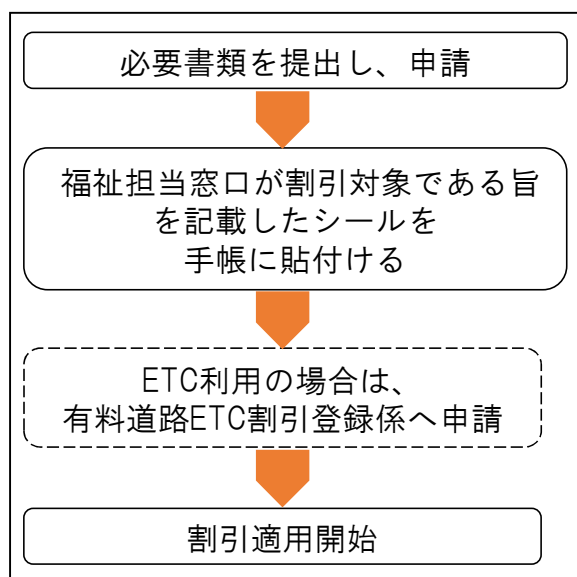
オンライン申請の概要

- ・本割引の事前申請・登録手続きにあたり、申請者の利便性の向上及び市区町村の事務負担の軽減を図る観点から、新たに高速道路会社によるオンライン申請窓口を構築し、オンラインによる申請を開始します。
- ・円滑にオンライン申請の受付を開始する観点から、当初は自動車を事前登録のうえ、ETC利用申請をされる方に限定して受け付けします。
- ・オンライン申請にあたり、障害者手帳の情報を取得するため、マイナンバーカードのご用意と、「マイナポータル」への登録が必要となります。
- ・オンライン申請に必要な書類や手続きの方法の詳細は、オンライン申請受付サイトをご確認ください。
- ・オンライン申請の受付は令和5年3月27日（月）から開始となります。
オンライン申請受付サイトのURLは次のとおりです。

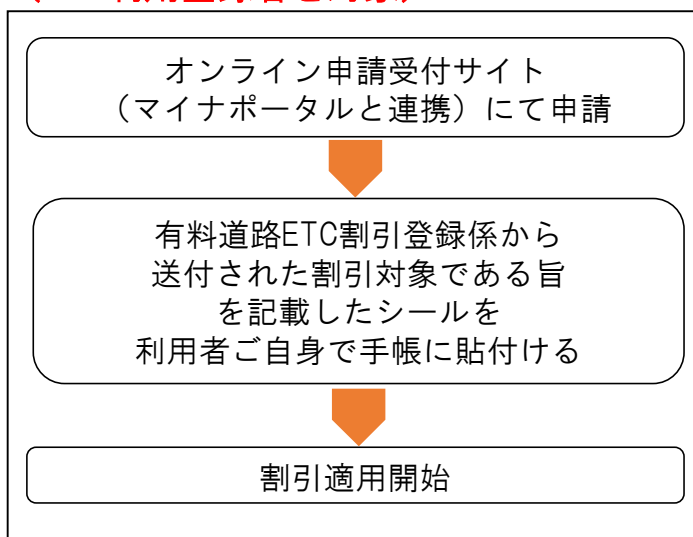
URL <https://www.expressway-discount.jp>
（令和5年3月26日（日）まではご利用いただけません。）

- ・オンライン申請導入後も、インターネット等のご利用ができない方のため、市区町村のご協力のもと、引き続き現行の福祉担当窓口での申請も継続します。

【現行の申請手続き】



【今回改正の内容】 申請方法としてオンライン申請を追加 (ETC利用登録者を対象)



※市区町村の福祉担当窓口を直接訪れる必要がありません



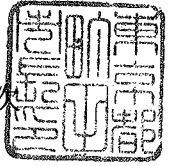
当日配布資料 5

22町地障第2809号

2023年2月21日

町田市障がい者施策推進協議会
会長 石渡 和実 様

町田市長職務代理者
町田市副市長 榎本 悦次



諮問書

町田市障がい者施策推進協議会条例（平成22年10月町田市条例第29号）第2条の規定により、下記のとおり諮問いたします。

記

1 諮問事項

（仮称）障がい者差別解消条例の制定に係る検討について

2 諮問理由

当市では、障害者基本法に基づく障がい者施策の基本計画である「障がい者計画」と、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の提供に関する「障がい福祉事業計画」を一体化した「町田市障がい者プラン21－26」を策定しております。

「町田市障がい者プラン21－26」の重点施策として「障がい者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例制定」を掲げ、2023年度に条例検討・制定することとしています。



当日配布資料5

22町地障第2824号

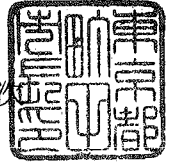
2023年2月21日

町田市障がい者施策推進協議会

会長 石渡 和実 様

町田市長職務代理者

町田市副市長 榎本 悦次



諮問書

町田市障がい者施策推進協議会条例（平成22年10月町田市条例第29号）第2条の規定により、下記のとおり諮問いたします。

記

1 諮問事項

「町田市障がい者プラン21-26」後期計画の策定に係る検討について

2 諮問理由

当市では、障害者基本法に基づく障がい者施策の基本計画である「障がい者計画」と、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の提供に関する「障がい福祉事業計画」を一体化した「町田市障がい者プラン21-26」を策定しております。

「町田市障がい者プラン21-26」は、2021年度から2023年度までの3年間を前期、2024年度から2026年度までを後期としているため、2023年度におきましては、後期計画の策定を行います。